

# 点検・評価報告書

(平成28年度大学評価申請用)

青森県立保健大学

# 点検・評価報告書 目次

序章	P1
本章	
第1章 理念・目的	P3
第2章 教育研究組織	P7
第3章 教員・教員組織	P11
第4章 教育内容・方法・成果	
第1節 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針	P17
第2節 教育課程・教育内容	P24
第3節 教育方法	P35
第4節 成果	P43
第5章 学生の受け入れ	P47
第6章 学生の支援	P56
第7章 教育研究等環境	P64
第8章 社会連携・社会貢献	P74
第9章 管理運営・財務	
第1節 管理運営	P79
第2節 財務	P83
第10章 内部質保証	P86
終章	P92

## 序章

### 【大学・大学院設置の背景と経緯】

少子化・高齢化が急速に進展すると同時に、疾病構造の変化、医学・医療の高度化、保健医療福祉に対する社会の需要の増大と意識の変化、さらに財政的な問題を背景に、保健医療福祉の分野には大きな改革が迫られている。人々が主体的に保健医療福祉サービスを活用しつつ、生涯にわたり、生活機能を維持・増進し、QOL を高めていくための環境整備は極めて重要な課題である。加えて青森県は、平均寿命、乳児死亡率、自殺による死亡率などに極めて深刻な社会問題を抱えている。県民一人ひとりが健やかな生命と心を育み、豊かな暮らしを送ることができる活力ある長寿県の実現を目指して、早世の減少と健康寿命の延伸を図らなければならない。

青森県立保健大学はこうした背景の中で、健康科学の基礎的知識と技術を修得し、包括ケアシステムに対応できる専門職を育成し、本県における保健医療福祉分野の推進役となる人材確保の一環として、平成 11 年に、健康科学部「看護学科」、「理学療法学科」、「社会福祉学科」の 1 学部 3 学科の 4 年制大学として開学した。平成 20 年 4 月には、栄養改善と食育の重要性、本県の平均寿命の延伸等を目標に、保健医療福祉の中での栄養ケア及び食生活支援に関わる高度職業人としての管理栄養士を養成することを目的として栄養学科を設置し、1 学部 4 学科の学部構成となった。

開学以来これまで、ヒューマンケアを実践できる人材の育成という観点から、本県はもとより全国に約 2,800 余名の卒業生を送り出し、多くの保健医療福祉施設から高い評価を得ていることは、本学がその使命を果たしてきたといえる。

また、本県が抱える保健医療福祉の問題解決・向上に貢献し得る高度な専門知識と幅広い知識をもった高度実践者の育成を目指し、平成 15 年に健康科学研究科修士課程（平成 17 年に博士前期課程と改名）を設置した。さらに、平成 17 年に健康科学の研究拠点として、高度に専門的な業務に従事するために必要な研究能力及び豊かな学識を養い、独創的な研究活動を通して社会の発展と人類の幸福に寄与できる研究者・教育者の育成を図ることを目的として健康科学研究科博士後期課程を設置し、今日に至っている。

### 【自己点検・自己評価ならびに認証評価の経緯】

本学は開学 10 年目にあたる平成 20 年 4 月に公立大学法人に移行し、第一期中期目標・計画期間（平成 20 年度～平成 25 年度）を終え、現在は第二期中期目標・計画期間（平成 26 年度～平成 31 年度）であり、より自主的な大学運営と、時代の変化や学生のニーズに迅速で柔軟な対応ができるよう、取り組んでいる。

平成 16 年度に公益財団法人大学基準協会の加盟判定審査及び認証評価を受審し、その結果は、平成 17 年に正会員に認定・登録されると同時に、認証評価についても大学基準に『適合』していると、認定を受けた。その後、平成 21 年に第 2 回の認証評価を受審し、今回の認証評価の受審は 3 回目となる。

これまで 1 回目、2 回目と、大学基準協会からいただいた教育、研究、地域貢献、管理運営（本学では組織運営）に対する様々な助言・提言を真摯に受けとめ、自己点検・自己評価体制を強化し、組織構成員全員が点検・評価に関わるという認識と組織づくりに取り組んできた。第 2 回認証評価の助言事項である大学組織と人員配置、シラバスの整備、FD

活動の充実等、これらを大学組織構成員すべてに周知し、全学をあげて改善に努めてきた。

これまで、自己点検・自己評価の組織体制は「評価・改善委員会」が中心となり自己点検に加え教育の質向上を図ってきたところであるが、他の委員会とも統廃合して内部評価に係る新たな組織体制の計画を進め、平成 27 年度に「継続的質向上委員会」を設置し、PDCA サイクルを基盤とした全学的な質向上のための組織を再編して運営している。

今回は、平成 22 年度から平成 27 年度までの 6 年間の取組み内容について「自己点検・評価報告書」にまとめ、3 回目の申請をするものである。

### 【新たな取組み「ヘルスリテラシー（健やか力）向上支援」】

わが国の少子高齢社会において、増大する医療費や介護費を抑えるためには、保健医療福祉のパラダイムシフトが求められており、保健医療福祉専門職がサービスを提供し国民は受け身的にサービスを得ていた時代から、国民一人ひとりが暮らしを軸に自らの健康に主体的に関わることが期待されており、健康増進への支援、そしてケアがさらに注目を浴びている。

青森県では、少子高齢社会による社会的課題に加え、短い平均寿命などの健康課題が大きな問題となっており、優秀な専門職を育成することで質のよいサービスを提供することに加え、県民一人ひとりが周囲の人たちと助け合いながら健康になっていくために、ヘルスリテラシー（Health Literacy）の向上が期待される。

そこで本学では、健康科学部及び健康科学研究科における保健医療福祉を横断的・総合的に学べる特色を生かし、専門職としての学びに加え、国民の健康増進を支援する保健活動学習を強化し、「ヘルスリテラシー」向上を支援できる人材の育成に取り組んでいる。

この取組みは、健康科学部では、ヘルスリテラシーの向上を支援できる人材の育成、健康科学研究科では、ヘルスリテラシーに資する研究開発と高度専門職・研究者の育成、地域連携・国際センター及び研究推進・知的財産センターでは、研究開発や研修を通じた地域への知識の還元、その他、これらの活動を支える図書館など、全学的に多方面にわたっての取組みを展開している。

## 本章

### 第1章 理念・目的

#### 1 現状説明

(1) 大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか。

##### <大学全体>

青森県立保健大学の理念は、学生便覧等に記すように「人々の健康と生活の質の向上を掲げ、「いのち」を育んできた創造性と四季豊かな自然に恵まれた地域特性を生かした教育研究活動を進め、ヒューマンケアを実践できる人間性豊かな人材を育成するとともに、青森県立保健大学を地域に開かれた大学として地域社会、ひいては国際社会の発展に寄与する。」としている（資料1-1 P1、資料1-2）。

目的は、学則第1条で「高度の専門的知識と技術を備え、保健医療福祉の連携、協力に向けて、社会の幅広い領域で中核的な役割を果たすこのできる優れた人材を育成し、もって地域の人々の健康及び福祉の向上に寄与することを目的とする。」と明記している（資料1-3 第1条）。

これらの理念と目的を具現化していくため、5つの大学の目標と基本的方向として

- ①人間性豊かで主体的に学習できる人材の育成
- ②4学科の連携を考慮し保健医療福祉の発展に寄与できる人材の育成と教育研究活動
- ③地域特性に対応できる実践的教育研究活動
- ④グローバルな視野をもち、国際的な活躍が期待できる人材の育成
- ⑤地域社会への貢献・地域に開かれた大学としての教育研究活動

と定め、教育研究及び地域社会における実践に寄与する人材の育成を特色として掲げている（資料1-1 P1）。

##### <健康科学部>

健康科学部は、上記5つの大学の目標と基本的方向に基づき、看護学科、理学療法学科、社会福祉学科、栄養学科から構成され、学部の方針に基づき、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成方針（カリキュラム・ポリシー）、学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）を各学科ごとにそれぞれ定めている。これらについては、以降の各章・節で述べる（資料1-4、資料1-1 P1～4）。

##### <健康科学研究科>

健康科学研究科は、保健医療福祉の連携及び統合を図る教育・研究を推進し、保健医療福祉に関する専門的な学術の理論及び応用を教授研究することにより、豊かな学識と高度な専門的能力を備えた人材を育成し、もって学術文化の向上と地域社会の発展に寄与することを目的としている（資料1-5 第1章第1条）。

博士前期課程では、保健医療福祉の連携を図る教育・研究を推進し、専門的な学術理論と応用を教授・研究することにより、豊かな学識と高度な専門的能力を備えた人材を育成し、学術と地域社会の発展に寄与することを目標としている。

博士後期課程では、博士前期課程で獲得した能力を基礎に、保健医療福祉の連携による包括的サービスの提供を担う、高度な学問的見識及び研究開発能力並びに豊かな人間性を備え、地域の教育研究機関等の中核となる高度な研究者を育成することを目標としている（資料1-6 P4）。

**(2) 大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員（教職員および学生）に周知され、社会に公表されているか。**

**<健康科学部>**

本学の理念・目的は、学生便覧並びに大学案内に掲載し、学生及び教職員に配付し、学内 Web で閲覧可能にして周知しているほか、大学案内は、高等学校、保健医療福祉関連施設、関係団体等へも配付している（資料 1-1 P1、資料 1-7①、② P2）。

また、理念・目的、教育目標は、大学構内に掲示するとともに、大学ホームページに公開し、社会一般へ公表している（資料 1-2）。

広報委員会では平成 25 年度に、本学の理念・目的等を具現化し、地域貢献活動を円滑に行っていくための、「UI (University Identity) 戦略」をまとめ、本学の理念・目的等の社会一般への発信を推進している（資料 1-8、資料 1-9）。

**<健康科学研究科>**

健康科学研究科の目的・目標は、大学院学則、大学院便覧、大学院案内に掲載して院生に配付し、ガイダンスで周知するとともに、保健医療福祉関連施設、関係団体等へも送付している（資料 1-5 第 1 条、資料 1-6 P3~4、資料 1-10①② 各 P2、P7）。また、大学院案内等の資料は大学ホームページに公開し、社会一般へ公表している（資料 1-11）。

**(3) 大学・学部・研究科の理念・目的の適切性についても定期的に検証を行っているか。**

**<健康科学部>**

理念・目的の適切性については、大学の教育研究に関する重要案件を審議する教育研究審議会にて審議し、検討している。また、これらの理念・目的は、設置団体である青森県と協議しながら中期目標として具体的目標を定め、目標達成のための計画の実績については、第三者組織である青森県地方独立行政法人評価委員会による業務実績評価を毎年度受けることで、理念・目的が統合的に検証されている。

**<健康科学研究科>**

健康科学研究科の目的・目標の検証は研究科委員会で行っている。これらの目的・目標は、設置団体である青森県と協議しながら中期目標として具体的目標を定め、目標達成のための計画の実績については、第三者組織である青森県地方独立行政法人評価委員会による業務実績評価を毎年度受けることで、目的・目標が統合的に検証されている。

## **2 点検・評価**

### **●基準 1 の充足状況**

大学の設置目的を踏まえて理念・目的、教育目標等を明確に定め、大学構成員への周知及び社会への公表を行っている。また、これらの適切性については定期的に検証しているところであり、必要に応じて見直しを行う体制を整備していることから、同基準をおおむね充足している。

### ①効果が上がっている事項

#### <健康科学部>

理念・目的に則り、地域特性に対応できる人材を育成し、さらに、ヘルスリテラシー（健やか力）向上を支援できる人材の育成に新たに取り組んでいる。学部、研究科、附属センター、全学的各委員会、各学科単位から多方面に様々なヘルスリテラシーに関連する活動が開始され、大学全体の取組みとして浸透しつつある（資料1-12、資料1-13、資料1-14）。

また、本学へのイメージ、意識調査の結果に基づき、平成25年度に本学の理念・目的を具現化するUI戦略を策定し、本学のブランドイメージの周知を図り、本学からのメッセージ発信に活用している（資料1-8、1-9）。

#### <健康科学研究科>

理念・目的に則り、豊かな学識と高度な専門的能力を備えた人材を育成し、関係機関での業務改善につながる成果や学術上の発展につながる成果を得ている（資料1-15）。

### ②改善すべき事項

#### <健康科学部>

大学の理念・目的、教育目標、使命等の記載に、資料によって、タイトルや表現に若干の違いが認められる。これはUI戦略策定の際に、「可能な限り統一された表現とすることが望ましいことから、状況をみて是正していくこととし、是正が困難な場合には、それぞれの使用目的に沿って明確に区分して使用する。」と整理している。

また、本学の理念・目的を具現化し適正に運用していくためには、的確なデータの分析と展開が必要である。これまでは各部局においてデータを収集、分析、管理してきたが、平成27年度からは継続的質向上委員会においてIRの機能も含め、統合的な情報・データの管理を行うこととしている（資料1-16、資料1-17）。

#### <健康科学研究科>

特になし。

## 3 将来に向けた発展方策

### ①効果が上がっている事項

#### <健康科学部>

これまでの人材育成はもとより、ヘルスリテラシー向上への取組みについて、さらなる充実のため、平成30年度開始を目途にしている新教育課程（カリキュラム）への本格的な組み入れを検討する。

本学の理念・目的、教育目標等について、学内・外への情報発信に力を入れてきた結果、地域の方々の認知度は向上しているが、引き続き、本学の教育課程と関連する専門職団体、保健医療福祉関連団体、行政機関からの理解を深めていく（資料1-18）。

将来へ向けて、さらに本学のブランドを確立し、理念の具現化、目的の達成を目指すために、これまでも取り組んできた理念等に基づいたPDCAサイクルの展開、データの分析及びそれに基づいた対応・展開を継続的に行っていく。

### ＜健康科学研究科＞

理念・目的に則った人材育成をさらに進めるために、平成 29 年度から開始予定の新大学院構想について、ニーズ調査に基づき、ワーキンググループによる検討を行っている（資料 1－19）。

### ②改善すべき事項

#### ＜健康科学部＞

大学の理念・目的、教育目標、使命等の記載に若干の違いが認められる。現在、UI 戦略の趣旨に則って広報活動を展開しているが、「状況をみて是正」、「使用目的に沿って明確に区分して使用する」に沿い、早急に適切に是正していく。

また、IR の機能も含め、統合的な情報・データの管理は継続的質向上委員会の所管として運用を計画している。今後、委員会内での IR 機能のシステム作りを推進し、IR の実施・運用のための担当者の人材育成・確保を最優先で検討する。

#### ＜健康科学研究科＞

特になし。

## 4 根拠資料

- 1－1 学生便覧
- 1－2 大学の理念と使命（HP）  
<http://www.auhw.ac.jp/about/rinen.html>
- 1－3 青森県立保健大学学則
- 1－4 健康科学部アドミッション・ポリシー（HP）  
[http://www.auhw.ac.jp/kenkoukagaku/admission\\_policy.html](http://www.auhw.ac.jp/kenkoukagaku/admission_policy.html)
- 1－5 青森県立保健大学大学院学則
- 1－6 大学院便覧・授業要項 2015
- 1－7① 大学案内（LIVE2015）
- 1－7② 大学案内（LIVE2016）
- 1－8 青森県立保健大学 UI 戦略
- 1－9 「青森県立保健大学 UI 戦略」の趣旨等について
- 1－10① 大学院案内 2015
- 1－10② 大学院案内 2016
- 1－11 大学院案内（HP）：<http://www.auhw.ac.jp/boshu/jouhoushi/inannai.html>
- 1－12 健やか力（ヘルスリテラシー）向上サポート宣言
- 1－13 HL ロードマップ（推進会議）
- 1－14 HL ロードマップ（推進委員会）
- 1－15 平成 26 年度大学院生の地域社会への具体的な成果の還元についての報告
- 1－16 青森県立保健大学継続的質向上委員会規程
- 1－17 青森県立保健大学継続的質向上委員会における継続的質向上システムの方針
- 1－18 青森県立保健大学教育研究に関する調査結果集計表
- 1－19 大学院の将来構想に関する教員アンケート（大学院ニーズ調査アンケート）



## 第2章 教育研究組織

### 1 現状説明

#### (1) 大学の学部・学科・研究科専攻及び附置研究所・センター等の教育組織は、理念・目的に照らして適切なものであるか。

青森県立保健大学は、自ら掲げる理念・目的、使命、教育目標を具体化・具現化するために、保健医療福祉を総合的に学ぶことができる健康科学部、人間性豊かな研究・教育者の育成と高度な知識・技術をもつ実践者の育成を図る大学院、これらの基本組織のほかに、大学の地域連携・社会貢献を目的とした地域連携・国際センター、研究活動を推進するための研究推進・知的財産センターの2つの附属センターを設置している（資料2-1 第5章、資料2-2）。

健康科学部の教育研究組織は、本学の理念である保健医療福祉の専門職を養成するため、平成11年の開学時は看護学科（看護師・保健師・助産師）、理学療法学科（理学療法士）、社会福祉学科（社会福祉士・精神保健福祉士）の3学科構成、平成20年4月に栄養学科（管理栄養士）を設置し、現在は4学科から構成され、学部はもとより学科ごとに教育目標、カリキュラム編成方針、学生受入方針を定め、これらの目標・方針に対応した組織となっている。

大学院は、平成15年に健康科学研究科博士前期課程を、平成17年に博士後期課程を設置し、研究者や教育者、高度専門職の育成を図っている。博士前期・後期課程のそれぞれに、地域保健福祉学分野、理学療法学分野、健康栄養学分野、看護学分野の4つ専門分野を設け、両課程で一貫した教育研究体制を整備している（資料2-3 ①② 各P3～4）。また、本学が理念とする地域課題の解決に資する人材の育成を目指し、長期在学コース等を設け、現場で活躍している専門職が大学院での教育や研究に取り組みやすい環境を整えている（資料2-3 ①② 各P6）。

地域連携・国際センターは、地域社会への貢献が公立大学である本学の特に重要な使命であるとの認識の下、青森県民の多様な保健医療福祉ニーズに応え、生涯学習と専門職教育の中核施設として機能するとともに、大学施設を広く県民に開放する等、開かれた大学として地域社会に貢献することを目的に事業を実施している（資料2-4）。組織体制は、センター長の下に地域連携科、研修科、国際科の3つの科を設け、ケア付きねぶた推進委員会、地域連携科委員会、国際科委員会、研修科委員会等を設置して、それぞれの規程に基づいて事業を展開している（資料2-2）。

研究推進・知的財産センターは、地域における保健医療福祉の向上に寄与する研究活動推進を目的に、学内研究の推進、学術交流、特許などの知的財産の蓄積、地元企業や地方公共団体との産官学連携研究の推進等の事業を実施している（資料2-5）。組織体制は、センター長の下に研究開発科を設け、特別研究審査会、研究開発科委員会、知的財産委員会、研究倫理委員会等を設置し、それぞれの規程に基づいて事業を展開している（資料2-2）。

また、平成26年度にヘルスリテラシー事業推進会議とヘルスリテラシー事業推進委員会を設け、全学的にヘルスリテラシー向上の支援に向けての準備を進め、さらに平成27年度にヘルスリテラシー推進特命部長を特任教授として迎え、充実強化を図っている（資料2-6、資料2-7、資料2-8、資料2-9）。

大学運営に当たっては、法人の理事長が学長を兼務することで、教学と経営の運営全般にリーダーシップを発揮している。

また、公立大学法人の組織として、役員会、経営審議会、教育研究審議会を、大学組織として、教授会、研究科委員会、学部運営連絡会等をそれぞれ設置している（資料2-2）。

#### 【法人組織】

##### ① 役員会

中期目標・計画、年度計画、教員人事等の議決事項が定款で定められている。役員会は、理事長、副理事長（評価改善担当理事）、総務・財務担当理事、教務・学生担当理事、社会貢献担当理事の学内理事5名のほかに、学外有識者の意見を反映するため学外理事1名、また、大学運営の透明性を確保するため監事2名で構成され、おおむね2か月に1回開催している（資料2-10、資料2-11、資料2-12、資料2-13）。

##### ② 経営審議会

経営審議会は、法人の経営に関する重要項目を審議する組織である。理事長、副理事長、常勤理事3名（学部長、地域貢献・国際センター長、事務局長）、学外理事1名、外部委員4名の計10名で構成され、年3回開催している。外部有識者を加えることで法人経営に外部の意見を反映させ、大学の透明性や公準性を担保している（資料2-10、資料2-13、資料2-14、資料2-15）。

##### ③ 教育研究審議会

教育研究審議会は、教員人事や教育課程の編成等、大学の教育研究に関する重要案件を審議する組織である。学長、副学長、常勤理事3名（学部長、地域貢献・国際センター長、事務局長）、部局長である教員4名（図書館長、研究科長、学生部長、研究推進・知的財産センター）の計9名から構成され、おおむね月1回、開催している（資料2-10、資料2-13、資料2-15、資料2-16）。

#### 【大学組織】

##### ① 教授会

教授会は、学部の専任教員の教授で構成され、おおむね月1回開催し、入試や学生異動等、学生の入学や卒業判定、科目の編成や科目担当者等教育活動の重要事項を協議・審議している（資料2-17、資料2-18）。また教授会での審議事項は、必要に応じて教育研究審議会で審議される一方、教育研究審議会での審議結果も教授会に報告されるため、両組織間での連携が図られている。

##### ② 研究科委員会

研究科委員会は、研究科担当と選任された学部の専任教員で構成され、おおむね2か月に1回開催し、研究指導や学位授与、学生の入学や学修など、研究科の教育研究活動全般に関わる重要事項を協議・審議している（資料2-19、資料2-20）。

##### ③ 学部運営連絡会議

学部運営連絡会議は、大学の管理・運営・教育研究活動を円滑に行うために必

要な連絡、調整及び協議を行う組織で、学部長、各学科長、事務局室・課長で構成され、おおむね月1回開催している。会議では、各学科運営会議からの事案や要望も協議され、必要に応じて教授会や教育研究審議会で審議している（資料2-21、資料2-22）。

#### ④ 教員会議

教員会議はすべての専任教員が参加する会議である。おおむね2ヵ月に1回開催し、大学運営に係る重要方針や教育研究に係る決定事項を全ての教員に周知、徹底するとともに、教員からの意見も聴取する場となっている（資料2-23、資料2-24）。

このほか、大学運営を円滑に行っていくため、各部局長が所掌する委員会等が多数設置されている（資料2-2）。

### **（2）教育研究組織の適切性について、定期的に検証を行っているか。**

教育研究組織の適切性について、役員会、経営審議会、教育研究審議会において、また、質向上に関する取組は、継続的質向上委員会が所管し、年度計画の立案と評価のシステムを通して、定期的に検証を行っている（資料2-25、資料2-26）。

各部局は、内部評価として中期目標・計画に基づく年度計画の作成と自己点検・評価、内部監査及び監事による業務監査、青森県地方独立行政法人評価委員会による外部評価により、定期的に検証を行っている。検証に当たっては、継続的質向上委員会により、自己点検・評価、外部評価等の推進及び取りまとめを行っている。

## **2 点検・評価**

### **●基準2の充足状況**

ヒューマンケアを実践・統合でき、人間性豊かで主体的に学習できる保健医療福祉の専門職の育成という理念・目的、教育目標に合致した教育研究組織を設置するとともに、年度計画に対する自己評価、外部評価を受け、その適切性については定期的に検証して必要な見直しを実施していることから、同基準をおおむね充足している。

#### **①効果が上がっている事項**

自己点検・評価、外部評価を含む改善活動を推進するために、継続的質向上委員会を設置し、円滑にPDCAサイクルを展開する仕組みを整備している。

また、新たに掲げたヘルスリテラシー向上の支援ができる人材の育成に当たり、ヘルスリテラシー推進特命部長（特任教授）を迎え、取組の推進体制を整備している。

#### **②改善すべき事項**

特になし。

## **3 将来に向けた発展方策**

### **①効果が上がっている事項**

ヘルスリテラシー向上の支援に係る新カリキュラムの整備、担当教員の育成、研究事

業の推進、地域社会への貢献など、事業のさらなる推進を図る。

## ②改善すべき事項

特になし。

## 4 根拠資料

- 2-1 公立大学法人青森県立保健大学組織規則
- 2-2 平成27年度公立大学法人青森県立保健大学 運営組織図
- 2-3① 大学院案内 2015 (既出 1-10①)
- 2-3② 大学院案内 2016 (既出 1-10②)
- 2-4 地域連携・国際センターについて (HP)  
<http://www.auhw.ac.jp/renkei/about.html#gaiyou>
- 2-5 研究推進・知的財産センター紹介 (HP)  
<http://www.crip-auhw.jp/syokai/purpose.html#jigyo>
- 2-6 青森県立保健大学ヘルスリテラシー事業推進会議規程
- 2-7 青森県立保健大学ヘルスリテラシー事業推進委員会規程
- 2-8 HL ロードマップ (推進会議) (既出 1-13)
- 2-9 HL ロードマップ (推進委員会) (既出 1-14)
- 2-10 公立大学法人青森県立保健大学定款
- 2-11 公立大学法人青森県立保健大学役員会規程
- 2-12 公立大学法人青森県立保健大学法人役員名簿
- 2-13 平成27年度役員会及び両審議会開催日程
- 2-14 公立大学法人青森県立保健大学経営審議会規程
- 2-15 審議機関情報 (両審議会：構成員名簿)
- 2-16 公立大学法人青森県立保健大学教育研究審議会規程
- 2-17 青森県立保健大学教授会規程
- 2-18 平成27年度教授会開催日程表
- 2-19 青森県立保健大学大学院研究科委員会規程
- 2-20 平成27年度研究科委員会開催日程表
- 2-21 青森県立保健大学学部運営連絡会議規程
- 2-22 平成27年度学部運営連絡会議開催予定表
- 2-23 公立大学法人青森県立保健大学教員会議規程
- 2-24 平成27年度教員会議開催予定表
- 2-25 青森県立保健大学継続的質向上委員会規程 (既出 1-16)
- 2-26 青森県立保健大学継続的質向上委員会における継続的質向上システムの方針  
(既出 1-17)

### 第3章 教員、教員組織

#### 1 現状説明

##### (1) 大学として求める教員像及び教員組織の編制方針を明確に定めているか。

###### <大学全体>

大学として求める教員像及び教員組織の編成方針について、健康科学部、健康科学研究科ともに明文化したものはないが、認識の共有化が図られており、具体的事案に対する審議検討する組織や手続を整備している。

また、本学の理念や目的に沿って、求める教員職位の資格を教員選考基準に規定するとともに、本学の保健医療福祉の専門性に鑑みた人材を確保するため、規定された条項を公募条件に盛り込み、広く公募している。昇格人事は、学内募集として公募し、選考基準に特別な基準を設け、総合的に審査している(資料3-1 第3条、資料3-2 第2条～第7条)。

###### <健康科学部>

教員組織の編成は、4学科(看護学科、理学療法学科、社会福祉学科、栄養学科)において、教育研究活動を円滑に行うため、各分野の専門性に卓越した人材が適切に配置されるよう、教育研究審議会、教授会、学科会議、学科教授の会等で、大学設置基準の必置教員数も踏まえ、教員組織の現状に鑑みた配置の在り方を検討し決定している(資料3-3、資料3-4)。

###### <健康科学研究科>

研究科担当教員は学部教員としての兼務となっており、研究科担当教員は、採用時又は学内募集による昇格時に審議し決定している。また、新たに研究を担当する教員は、採用と同様の業績に関する書類及び研究科教員資格審査要領(資料3-5)に基づき、研究科委員会において審議したうえで決定している。

教員組織の編成は、研究科の専門性に鑑み、研究科委員会で審議したうえで決定している(資料3-6)。

##### (2) 学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか。

###### <健康科学部>

関連法令や指定規則等を遵守して、本学が求める教員像に合致した教員を採用するという編成方針を念頭に教員組織の整備を行っている。学部全体の専任教員は、各学科のそれぞれの専門分野に精通し、必要な資格を有する教員組織が整備され、下表のとおり専任教員(助教以上、特任教授を含む)は85名、このほかに助手10名(看護8名、理学1名、栄養1名)、実験・実習助手2名(栄養)、語学講師3名が所属している。また、看護学科2名、栄養学科3名の教員を学外に募集している。

平成28年度本学教員配置状況及び大学設置基準教員数比較一覧(学長含む)

H28.10.4時点

(単位:名、うち()内は特任教授数)

職階区分		総数	共通	看護学科	理学療法学科	社会福祉学科	栄養学科	
教授	本学	29(3)	0	11(1)	7	6(2)	5	
	設置基準	30	7	7	6	6	4	
	差引	△1	△7	4	1	0	1	
教授以外の専任教員	本学	准教授	18	0	9	4	2	3
		講師	20	0	7	2	7	4
		助教	18	0	9	5	2	2
		計	56	0	25	11	11	9
	設置基準	28	6	6	6	6	4	
	差引	28	△6	19	5	5	5	
総計	本学	85(3)	0	36(1)	18	17(2)	14	
	設置基準	58	13	13	12	12	8	
	差引	27	△13	23	6	5	6	

教授数(特任教授を含む)29名は、4学科全てで設置基準を満たしているものの、全体では1名が不足している。これは、教員数一覧を作成した直前の平成28年9月30日付で退職した教授がいることによる。現在、学外公募をしており、設置教員数に満たない教授数については設置基準に達するよう努めている。

教員の年齢構成は、下表のとおり5歳区分の構成比率でみると、31歳から60歳においては各年代ともほぼ同率であり、バランスのよい適正な年齢構成である。

専任教員年齢構成

(単位:名、%(構成比))

学部	職位	71歳以上	66歳～70歳	61歳～65歳	56歳～60歳	51歳～55歳	46歳～50歳	41歳～45歳	36歳～40歳	31歳～35歳	26歳～30歳	計
健康科学部	教授	0	0	6	10	6	3	0	0	0	0	25
		0%	0%	24%	40%	24%	12%	0%	0%	0%	0%	100%
	准教授	0	0	1	3	5	8	1	1	0	0	19
		0%	0%	5%	16%	26%	42%	5%	5%	0%	0%	100%
	専任講師	0	0	0	0	3	4	6	5	1	0	19
		0%	0%	0%	0%	16%	21%	32%	26%	5%	0%	100%
計		0	0	0	2	1	0	3	3	7	0	16
		0%	0%	0%	13%	6%	0%	19%	19%	44%	0%	100%
大学合計(助手含む)				(7)	(15)	(15)	(15)	(10)	(9)	(8)		79
				9%	19%	19%	19%	13%	11%	10%	0%	100%
				(7)	(15)	(15)	(15)	(11)	(9)	(12)	(4)	88
		0%	0%	8%	17%	17%	17%	13%	10%	14%	5%	100%

<健康科学研究科>

教員は全て学部との兼務であり、基本的には学部の組織に所属する。また、連携大学院(青森県産業技術センター)からは、3名の客員教授を迎えている(資料3-7① P5、資料3-7② P6)。

【博士前期課程】

共通科目、専門支持科目及び専門科目の担当教員の総数は73名であり、内訳は、本学専任教員37名(教授22名、准教授13名、講師2名)と兼任教員36名である。研究指導を行う教員の総数は28名であり、分野別の内訳は、地域保健福祉学分野6名、理学療法学分野8名、健康栄養科学学分野7名、看護学分野7名である(資料3-8)。現在、看護学分野の2領域(成人看護学、小児家族看護学)で担当教員の欠員が生じている。

### 【博士後期課程】

共通科目、専門支持科目及び専門科目の担当教員の総数は30名であり、内訳は、本学専任教員22名（教授18名、准教授3名、講師1名）と兼任教員8名からである。研究指導を行う教員の総数は22名であり、分野別の内訳は、地域保健福祉学分野6名、理学療法学分野5名、健康栄養科学分野7名、看護学分野4名である（資料3-9）。現在、看護学分野の1領域（成人看護学）で担当教員の欠員が生じている。

専任教員の年齢構成は、下表のとおりであり、50歳代の教員の比率が高くなっている。

専任教員年齢構成

(単位:名,%(構成比))

学部・研究科	職位	71歳以上	66歳～70歳	61歳～65歳	56歳～60歳	51歳～55歳	46歳～50歳	41歳～45歳	36歳～40歳	31歳～35歳	26歳～30歳	計
健康科学部	教授	0	0	4	9	6	3	0	0	0	0	22
		0%	0%	18%	41%	27%	14%	0%	0%	0%	0%	100%
	准教授	0	0	1	1	4	6	0	0	1	0	13
		0%	0%	8%	8%	31%	46%	0%	0%	8%	0%	100%
	専任講師	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	2
		0%	0%	0%	0%	0%	0%	50%	50%	0%	0%	100%
	助教	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	100%
	計			(5)	(10)	(10)	(9)	(1)	(1)	(1)	(1)	37
		0%	0%	14%	27%	27%	24%	3%	3%	3%	0%	100%
大学合計(助手含む)		0	0	(5)	(10)	(10)	(9)	(1)	(1)	(1)	(1)	37
		0%	0%	14%	27%	27%	24%	3%	3%	3%	0%	100%

学生1人当たりの専任教員数は、博士前期課程1.6名、博士後期課程1.2名であり、密度の高い教育を行うに相応しい教員が配置されている（資料3-10）。

### (3) 教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか。

#### <健康科学部>

教員の募集・採用・昇格は、教員選考規程、教員選考基準、教員選考委員会規程の各規程に基づき、理事長が採用等を必要と認めた場合、教育研究審議会の審議を経て採用の方針を決定する。選考は、教員選考委員会を設置し、募集要項の策定、選考を行い、教育研究審議会に選考経過及び結果を報告している。（資料3-1 第3～4条、資料3-2、資料3-11 第3～5条）。

学内募集は、理事長と各学科長が協議のうえ、年1回実施している。選考に当たっては、採用と同様に教員選考委員会が教育研究審議会に結果を報告し、採否を決している。

本学では、平成24年度より教員評価を導入し、毎年度、教育、研究、社会貢献、組織運営の4分野において、目標達成度と活動実績評価の二つの側面から評価を実施している（資料3-12 第3条、資料3-13）。これらの結果は、採用時に5年任期制に同意した教員が任期を更新する際の再任審査等に活用している（資料3-14、資料3-15）。

#### <健康科学研究科>

大学院担当の専任教員は、基本的に学部兼担であることから、募集・採用・昇格に関する基準・手続の内容とその運用については、学部・大学院とも同一の規程のもとに行われている。学部教員として採用した教員が大学院科目（特別研究を含む）を担当する場合、「大学院健康科学研究科教員資格審査要領」（資料3-5）に基づく資格審査を行い、科目適合性を判断している。

また、教員評価並びに昇格に関しては、大学院の各科目や特別研究に関わる実績につ

いても併せて評価し、適切な人事を行っている。

#### **(4) 教員の資質の向上を図るための方策を講じているか。**

##### **<健康科学部>**

各教員の教育・研究・社会貢献・組織運営に関する能力と資質については、採用・学内募集による昇格の際に慎重に評価、確認するとともに、毎年度実施する業績、目標達成度に基づいた教員評価、さらに5年間の総合評価と今後5年間の目標設定の評価によってその適性を評価し、教員一人ひとりの資質の向上を図っている（資料3-12、資料3-13、資料3-16）。

教員評価は、第二期中期計画の「教員評価システムにおける目標設定にFDマップを活用し、適正な目標設定と動機付けを図る。また、実施結果の分析に基づき、教員評価制度、FDマップの改善を行う。」に沿い、継続的質向上委員会（平成26年度までは評価・改善委員会が所掌）で制度の運用を行っている。具体的には、評価は教育・研究・社会貢献・組織運営の4つの活動領域について、4：3：1：2のウエイトで各活動領域に個別評価項目のポイントを定めて客観的な基準で評価を実施する業績評価（500点満点）と、各教員が年度当初に4つの活動領域に独自に設定した目標、達成基準、寄与率（ウエイト）に対する自己評価、さらに所属の学科評価委員会の面談による評価者評価（500点満点）を経て、学長が最終評価を実施している（資料3-12 第5条）。評価結果は、教員の個人研究費の追加配分に係る学長賞（総合部門（5名）、教育部門（3名）、研究部門（3名）、地域貢献部門（3名）、組織運営部門（3名）、助手・助教を対象とした努力賞（2名））授与の客観的なデータとして活用している（資料3-17）。また、年度当初の4つの活動領域に関わる目標設定に当たっては、本学独自に作成した大学教員としての成長を支援し、向上の指針となる「FDマップ」を活用し、適正な目標設定と動機付けを図っている（資料3-18、資料3-19①～⑤）。

このほか、科学研究費補助金の申請・獲得のため研修会や、海外での学会、研究会、研修会などへの積極的な参加を促し発表を奨励するための「短期海外研修」の制度を設けている（資料3-20、資料3-21、資料3-22）。

さらには、全学（学部）FDを年2回以上、各学科FDを年1回以上、部局長等を対象としたマネジメントセミナーを年1回以上実施し、対象教員は全員参加することとしている（資料3-23）。

##### **<健康科学研究科>**

大学院としてのFDを年1回以上実施している（資料3-24）。具体的には、社会人学生の割合が多いことから、その指導方法の向上を目指した研修、連携大学院との研究交流等の場を設けている。

## **2 点検・評価**

### **●基準3の充足状況**

教員募集要項に応募資格を明示し（資料3-25）、教員組織の編成方針は、各学科の意向を踏まえて学長が決定している。教授数は、設置基準数を満たしていないものの、各学科・研究科の教育課程に相応しい教員組織を適切に編成している。また、教員の募



集・採用・昇格等は、規程に則り適切に実施し、教員の資質の向上を図るために教員評価、学外研修会等への参加、FDの実施を積極的に促している。これらのことから、同基準をおおむね充足している。

### ①効果が上がっている事項

#### <健康科学部>

年度当初の4つの活動領域に関わる目標設定に当たり、本学独自に作成した大学教員としての成長を支援し向上の指針となる「FDマップ」を活用することにより、より適正な目標設定と動機付けを図っている。

#### <健康科学研究科>

最近5年間で学部専任の教員が新たに大学院の担当になったのは12例（現状の38名の大学院担当教員のうち31.6%）あり、着実に世代交代が進んでいる（資料3-26）。

### ②改善すべき事項

#### <健康科学部>

昨今の看護系大学の増加に伴い看護系教員の需要が急増することで教員不足が全国的な課題となっているが、本学においても看護学科教員の異動が多く、卒業生の大学院進学促進、県外に出た卒業生のUターン促進などを行っているものの、優秀な人材の確保が困難になってきている。

また、准教授及び専任講師の職位が多く、今後、教育業績・研究業績を積み、それぞれ教授、准教授職への昇格を目指す必要がある。

#### <健康科学研究科>

看護学分野の2領域（成人看護学、小児家族看護学）において、担当教員の欠員が生じている。

## 3 将来に向けた発展方策

### ①効果が上がっている事項

#### <健康科学部>

本学の教員評価は、目標を設定して自己評価するいわゆる「目標管理の理念」を導入しており、FDマップとの連動により、特に経験の少ない教員については、動機付けと次の目標設定に生かすことができ、さらなる資質向上を図っていく。

#### <健康科学研究科>

比較的若い教員（学部専任）が新たに大学院を担当できるよう、大学院担当の教員との共同研究等を通じて、研究業績及び研究指導の経験等の積上げを図る。

### ②改善すべき事項

#### <健康科学部>

優秀な教員の確保のため、本学の教育研究環境のさらなる充実を図るとともに、適切な専門領域や職位に応じた教員について、広く公募により採用していく。

また、学内教員の教育業績・研究業績が進むよう、各学科の支援体制を整備し、大学

全体で取り組んでいく。

#### ＜健康科学研究科＞

コース及びカリキュラムの全面的な見直しにより、看護分野・領域の再編を行い、組織上の欠員が生じないようにする（資料3-27）。また、新規採用及び学部専任教員が大学院を担当できるよう、人事配置を行う。

#### 4 根拠資料

- 3-1 公立大学法人青森県立保健大学教員選考規程
- 3-2 公立大学法人青森県立保健大学教員選考基準
- 3-3 公立大学法人青森県立保健大学教育研究審議会規程（既出 2-16）
- 3-4 青森県立保健大学教授会規程（既出 2-17）
- 3-5 青森県立保健大学大学院健康科学研究科教員資格審査要領
- 3-6 青森県立保健大学大学院研究科委員会規程（既出 2-19）
- 3-7① 大学院案内 2015（既出 1-10①）
- 3-7② 大学院案内 2016（既出 1-10②）
- 3-8 博士前期課程：授業科目別担当教員一覧表
- 3-9 博士後期課程：授業科目別担当教員一覧表
- 3-10 平成27年度大学院在籍数一覧
- 3-11 公立大学法人青森県立保健大学教員選考委員会規程
- 3-12 公立大学法人青森県立保健大学教員評価実施規程
- 3-13 青森県立保健大学教員の毎年度評価に関する実施要綱
- 3-14 公立大学法人青森県立保健大学職員の任期に関する規程
- 3-15 公立大学法人青森県立保健大学教員の再任に関する内規
- 3-16 青森県立保健大学教員の総合評価に関する実施要綱
- 3-17 教員の毎年度評価の結果に基づく表彰実施要領
- 3-18 FDマップ利用ガイドライン
- 3-19① FDマップ全学共通【教育】
- 3-19② FDマップ全学共通【研究】
- 3-19③ FDマップ全学共通【社会貢献】
- 3-19④ FDマップ全学共通【組織運営】
- 3-19⑤ FDマップ看護学科【教育】
- 3-20 公立大学法人青森県立保健大学職員研修規程
- 3-21 公立大学法人青森県立保健大学教員の研修に関する取扱内規
- 3-22 平成27年度短期海外研修募集要領（前期・後期）
- 3-23 FD開催実施状況一覧（H22～H27年度）
- 3-24 大学院FD研修会実施一覧
- 3-25 教員募集要項（参考例）
- 3-26 新たな大学院担当者（H23～27）
- 3-27 研究科委員会ワーキンググループの設置について
- 3-28 研究・業績一覧表

## 第4章 教育内容、方法、成果

### 第1節 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

#### 1 現状説明

##### (1) 教育目標及び教育目標に基づく学位授与方針を明示しているか。

###### <健康科学部>

本学の理念・目的は第1章に記載したとおりであるが、これらを具現化するために5つの目標と基本的方向を定め、教育研究及び地域社会での実践に寄与する人材の育成を目指している(資料4(1)-1 P1)。さらに、これらの目標と基本的方向を達成するために各学科で具体的な教育目標を定めて明示している(資料4(1)-1 P2)。

各学科の教育目標は以下のとおりである。

##### ① 看護学科

- ア 看護の対象を総合的に理解し、あらゆる健康レベルに応じ科学的知識に基づいた援助を実践できる能力を高める。
- イ 医療の高度化・専門化・多様化に対応できる看護の知識を習得し、それを実践に生かす能力を高める。
- ウ 他の保健医療福祉関係職等と連携・協力し、県民のライフスタイルに応じた課題及びニーズに主体的に取り組むための問題解決能力を高める。
- エ 社会の変化、看護の進展に対応して積極的に実践・研究し、将来看護の分野において指導的役割を担える基礎を養う。

##### ② 理学療法学科

- ア 理学療法の対象者を、疾病や障害の有無を問わず人生の質的側面(Quality of Life)も含め、人間として総合的に理解でき、社会奉仕の精神と科学的な探究心を持ちながら、健康の維持増進、疾病の治療、障害の発生予防などに寄与できる能力を高める。
- イ 県民の健康面の特性や課題、地域社会のニーズ等を的確に把握し、他の保健医療福祉関係職などと連携・協力しながら、理学療法士として主体的に取り組むための問題解決能力を高める。
- ウ 従来の疾病治療にとどまらず、保健医療福祉を視座として、人間の健康と障害に対する理学療法学を実践研究し、将来理学療法の分野において指導的役割を担える基礎を養う。

##### ③ 社会福祉学科

- ア 地域社会の特性や課題、地域住民のニーズなどを的確に把握し、保健・医療の関係機関や他の専門スタッフと連携・協力のもと、地域住民の抱える生活課題に主体的に取り組み、援助できる福祉実践能力を高める。
- イ 実践科学としての社会福祉の構造と機能を十分に理解し、人間と社会生活について科学的専門知識を修得し、社会福祉援助実践ができる能力を高める。
- ウ 社会福祉の発展に寄与できるよう、生活援助に関する制度や政策の分析、援助をめぐる方法及び活用を主体的な思考や判断に基づき実践できる能力を高める。
- エ 社会福祉援助実践方法の専門的知識と訓練を通して、基本的人権を尊重しながら、地域住民の生活課題を解決できる能力を高める。

#### ④ 栄養学科

ア 生命を維持する、食べるという行為とその栄養補給が、健康の維持、増進、疾病の予防・回復・再発防止、及び介護の上で、どのように関与しているかを学ぶ。

イ 遺伝、生物としての個人や集団に対して健康状態、栄養状態を総合的に評価、判定できる能力を育て、また保健医療福祉の分野において包括的なケアマネジメントを行える能力を育てる。

ウ 食生活の改善、栄養教育、栄養補給等、栄養状態を改善するために必要な知識・技術・態度を学び、その実践能力と評価能力を培う。

エ 高度職業人としての管理栄養士をみつめ、価値観を知り、自らキャリアデザインの描ける人材を育成する。

これらの教育目標に基づきカリキュラムを編成しているが、平成 24 年度から実施している現行カリキュラムの編成の際に、学部及び各学科の教育課程の編成方針とともに卒業認定・学位授与に関する方針の明確化を検討し、以下のように定めて明示し、平成 24 年度新入生から教育を開始している（資料 4（1）－1 P4、資料 4（1）－2 第 3 章第 5 節第 49、50 条、資料 4（1）－1 P25）

#### 卒業認定・学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）

青森県立保健大学健康科学部は、下記の要件を満たした学生について、幅広い教養と専門性を育み、保健医療福祉領域における社会及び地域ニーズ、地域特性に即した主体性・実践力を持ち、人間性豊かなヒューマンケアの担い手に達したものと認め、卒業を認定し学位を授与する。

1. 修業年限を満たすこと。
2. 学科ごとに定める授業科目について、124 単位以上の卒業要件単位を修得すること。

#### <健康科学研究科>

教育目標は次のとおりであり、この目標に基づきカリキュラムを構築し、修了に必要な単位を明示している（資料 4（1）－3 第 4 条別表 2）。

##### 【博士前期課程】

保健医療福祉の連携・統合を踏まえて保健医療福祉のサービスの包括的提供を担う幅広い豊かな学識と高い専門的能力を備えた高度専門職業人を育成する。

##### 【博士後期課程】

保健医療福祉のサービスの一体的提供を担う、高度な学問的見識及び研究開発能力並びに豊かな人間性を有し、保健医療福祉の分野において中核となる高度な研究者を育成する。

修了認定・学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）として明文化されたものはないが、「青森県立保健大学学位規程」（資料 4（1）－4 第 10 条）に基づき、修了認定等を行っている。具体的には、研究科委員会において、主査及び副査による論文の審査結果及び最終試験、公開発表会の判定結果並びに単位取得状況により、修了の可否を判定し、学長は、研究科委員会の判定結果に基づき、修了を認定し、学位を授与している（博士前期及び後期課程）（資料 4（1）－5 ①～③）。さらに、博士後期課程にお

いては、学位規則（昭和 28 年文部省令第 9 号）第 8 条に基づき、「博士学位論文-内容の要旨と審査結果の要旨-」を発行しており、その中で、学位審査結果の要旨を記載し公表している（平成 26 年度から、本学リポジトリにも掲載し公表している）。併せて学生に対し、学会誌への投稿を指導している（資料 4（1）- 6、資料 4（1）- 7）。

## （2）教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか。

### ＜健康科学部＞

上記の教育目標を達成するために、平成 24 年度から実施している現行カリキュラムの編成の際に、学部及び各学科の教育課程の編成方針の明確化を検討し、以下のように定めて明示し、平成 24 年度新入生から教育を開始している（資料 4（1）- 1 P3）。

#### 健康科学部カリキュラム編成に関する方針（カリキュラム・ポリシー）

青森県立保健大学健康科学部は、幅広い教養と専門性を育み、保健医療福祉領域における社会及び地域ニーズ、地域特性に即した主体性・実践力を持ち、人間性豊かなヒューマンケアの担い手となる人材を育成するため、以下の方針に基づいてカリキュラムを編成する。

ア 幅広い教養と豊かな人間性の涵養を目指し、人間として成長し、かつ総合的な判断力と知的好奇心を育む。

イ 高校教育からの連続性や学科を超えた連携・協調を視野に編成し、さらに他学科専門分野を主体的に学ぶ。

ウ 専門科目は、専門支持科目、基幹科目、展開科目により、専門的な知識、方法、実践力を体系的に学ぶ。

エ 科目は講義・演習・実習の形態によって展開され、基礎、実践、応用学習へと発展し、知識・技術・態度の統合を図る。

さらに、学部の教育課程編成方針に基づき、人間総合科学科目及び各学科の教育課程編成方針（カリキュラム・ポリシー）は以下のとおりである（資料 4（1）- 1 P3）。

#### 【人間総合科学科目】

ア 人間を総合的に理解するために必要な科学的な知識や幅広い知識教養を持つ、自主自立した学習者を育成する。

イ 保健医療福祉の発展に寄与する人材として必要な人間性及び倫理性を培う。

ウ コミュニケーション能力、情報・知識の活用能力、倫理的・批判的思考力、課題探求力、問題解決力を養う。

エ グローバルな視野で考え、国際的に活躍できる人材を育成する。

#### 【各学科】

##### ① 看護学科

ア 看護の対象を身体的・精神的・社会的側面から統合的にとらえ、最適なケアを提供できる能力を身につけ、看護の展開力を育む。

イ 1～4 年次までの臨地実習を通し、ヒューマンケアの提供者として実践力を身につける。さらに学んだ知識・技術・態度を統合し、実践・展開できる能力を向上さ

せる。

ウ チームの一員として協働・協調できる能力、医療の高度専門化や社会の多様な要請に応えることのできる能力を培う。

エ 看護師、保健師及び助産師の看護実践ができる専門職を目指すために、主体的に選択・学習する。

#### ② 理学療法学科

ア 自己が描く将来の理学療法士にむかって意欲的に学ぶことができる学生の育成を目途として、科目間の連携・協調を段階的教育により学習効果を高める。

イ 理学療法の新たな展開と多様なニーズに応えるために、最新の動向と情報を盛り込んだ専門性の高い内容を教授する。

ウ 臨床教育に向けたコミュニケーション能力及び対人関係構築能力、自主性に関わるレディネスの向上を図る。

#### ③ 社会福祉学科

ア 社会福祉は実践の学問である、自己理解・他者理解に必要な力量を身につけ、社会福祉分野における専門的知識や技術力を高める。

イ 個別あるいは集団形式の演習や地域社会における実習を通じて、技術力の向上とともに、職業倫理や自己覚知を深める。

ウ 社会福祉分野のみならず保健医療など幅広い分野への関心や問題意識を持ち、連携・協働に必要とされる知識・技術の活用能力を広める。

#### ④ 栄養学科

ア 「専門基礎分野」と「専門分野」に大別した教育科目を設置し、管理栄養士として必要な知識・技術を系統的・段階的に高いレベルで修得できるようにし、さらに主体的に学問を探究できる姿勢を培う。

イ 社会ニーズを適切かつ柔軟に対応し、管理栄養士に求められる化学と実践の結びつきを踏まえた教育を展開する。

ウ 保健医療福祉領域における栄養に関する幅広い知識・技術を理解するとともに、多職種間で連携して協働できる力を培うとともに、管理栄養士としてのコミュニケーション能力やリーダーシップを育成する。

### <健康科学研究科>

教育課程の編成・実施方針として明文化されてはいないが、単一の研究科としての教育目標に基づき、各分野の専門性を考慮しながら、カリキュラムの構築を行っている。これらの事項については、平成 26 年度からの第二期中期計画において掲げている「社会的ニーズに合致した大学院への変革」を目指した検討の中で、研究科委員会及び新コース・カリキュラム検討ワーキンググループにおいて検証作業を行っている。  
(資料 4 (1) - 8 P1)

### (3) 教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針が、大学構成員（教職員および学生等）に周知され、社会に公表されているか。

#### <健康科学部>

学部全体の教育目標、教育課程の編成方針、4 学科の教育目標及び教育課程の編成方

針は学生便覧、ホームページ、大学案内（LIVE）、学生募集要項等により教職員に周知している。学生に対しては、前・後期の開始時に各学科学年を対象に個別に開催されるガイダンス等により周知している。さらに社会および保護者に対しては、ホームページ、大学案内等の冊子等により公表している（資料4（1）-1 P1～P4、資料4（1）-9、資料4（1）-10① P7～P8、資料4（1）-10② P9）。

新入生に対しては、入学時のオリエンテーションの場で、学生便覧等により、教育目標、教育課程の編成・実施方針、学位授与方針、卒業認定等について、学部長を始め教務委員（教員）及び教務担当職員が説明している。

#### ＜健康科学研究科＞

教育目標については、大学院案内、大学院便覧・授業要項、並びにホームページに掲載している（資料4（1）-11①② 各 P2、P7、資料4（1）-12 P3～P4、資料4（1）-13）。

修了認定・学位授与の手順については、大学院便覧・授業要項において明示している（資料4（1）-12 P92、P135）。

#### （4）教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的に検証を行っているか。

##### ＜健康科学部＞

教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針については、教授会を中心とし、教務委員会、人間総合科学科目運営委員会、学科会議等で、年度計画に対する業務実績の自己点検・評価等を通して毎年度検証を行っている。さらに、学生による科目別授業改善アンケート、在学生を対象とする学生生活調査、卒業生を対象とする満足度調査、監事による業務監査、青森県地方独立行政法人評価委員会による外部評価の中で、定期的に検証している。

本学では、保健医療福祉の環境の変化や養成所指定規則の変更等を踏まえ、これまで看護学科と理学療法学科は3回、社会福祉学科は4回、栄養学科は1回のカリキュラム改正を行い、その都度、教育の目標や学位授与方針、教育課程の編成について検証と改善を行っている。なお、カリキュラム改正の際には、学部長を委員長として各学科教授2名、人間総合科目担当教員2名の計11名により構成される新カリキュラム検討委員会をプロジェクトとして特別に立ち上げている。平成24年度から実施している現行カリキュラムについては、平成22年度から旧カリキュラムの検証等を開始し、併せて学部及び各学科の教育課程の編成方針、卒業認定・学位授与方針の明確化を検討して明文化し、平成24年度新入生から教育を開始している。

現行カリキュラムは平成27年度で完成年度を迎えるため（4年経過）、平成28年度に教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針等の検証を開始し、平成30年度から実施する次カリキュラムの検討・編成の見直しを行う。この見直しに当たっては、平成27年度から取り組んでいる「ヘルスリテラシー」の考え方等を専門的知識とともに身に付けるよう、学位授与方針、教育課程の編成に追加することを検討する。

##### ＜健康科学研究科＞

教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針は、ポリシーとして明文化

していないが、大学院便覧の教育課程の概要や大学院案内の研究分野の概要に明示し、大学院で育てるべき教育目標を掲げ、それを達成するための各領域の教育編成の方針を明示している。また、毎年、大学院便覧や大学院案内の編集の際に適切な検証を行っているほか、研究科委員会において平成 29 年度に予定している大幅な改編について、検討している（資料 4（1）-12 P85～92、資料 4（1）-11①② 各 P3～4、P8）。

## 2 点検・評価

### ●基準 4（第 1 節）の充足状況

健康科学部の教育目標に基づきディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを定め、学生便覧、ホームページ等により教職員、学生及び社会に公表している。教育課程の編成は教育研究審議会や関係委員会等で毎年度検証されるほか、業務実績は青森県地方独立行政法人評価委員会による外部評価、及び監事による業務監査で定期的に検証している。また、研究科は、一部の社会人学生においては、修了延期を余儀なくされる等の避けがたい課題はあるものの、過去 6 年間の学位授与状況は順調である。これらのことより、同基準をおおむね充足している。

#### ①効果が上がっている事項

##### <健康科学部>

理念・目的及び教育目標を明示し、専門課程はもとより、ヒューマンケアが提供でき、幅広い教養を有する人間性豊かな人材の育成に向けた教養教育の重視をカリキュラムに反映・編成している。平成 24 年度から実施の現行カリキュラムの編成に併せて、教育目標の検証を行うとともに、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを検討して定め、教職員、学生に周知するとともに社会に公表することができたことは、本学教育活動において極めて意義深いものと考えられる。

##### <健康科学研究科>

第二期中期計画においては、「社会的ニーズに合致した大学院への変革」を重点課題とし、教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性の検討を含め、コース及びカリキュラムの見直しを開始している。（資料 4（1）-14 P12）。

#### ②改善すべき事項

##### <健康科学部>

特になし。

##### <健康科学研究科>

現状では、教育目標に基づき、学位授与・教育課程の編成・実施を行っているが、ポリシーとして方針が明文化されていない。

## 3 将来に向けた発展方策

### ①効果が上がっている事項

#### <健康科学部>



第二期中期計画に基づき、平成 30 年度から開始する新カリキュラムの編成に当たり、教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針の点検と検証、相互のつながりを明確にして教育実践につなげ、さらにディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを重ねて周知を徹底する。

#### ＜健康科学研究科＞

第二期中期計画に基づき、教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針の点検と、相互のつながりを明確にし、平成 29 年度からコース及びカリキュラムの全面的改訂を行う。

### ②改善すべき事項

#### ＜健康科学部＞

特になし。

#### ＜健康科学研究科＞

第二期中期計画に基づき、平成 29 年度からコース及びカリキュラムの全面的改訂の検討の過程で、教育目標に基づく教育課程の編成・実施方針を明確なものとし、わかりやすく示す。

## 4 根拠資料

- 4 (1) - 1 学生便覧 (既出 1 - 1)
- 4 (1) - 2 青森県立保健大学学則 (既出 1 - 3)
- 4 (1) - 3 青森県立保健大学大学院履修規程
- 4 (1) - 4 青森県立保健大学学位規程
- 4 (1) - 5 ① 研究計画書審査手順・審査票
- 4 (1) - 5 ② 論文審査票
- 4 (1) - 5 ③ 学位論文審査及び最終試験結果報告書
- 4 (1) - 6 博士学位論文-内容の要旨と審査結果の要旨-
- 4 (1) - 7 リポジトリ (アプラス) : 図書館 (HP)  
[http://a-plus.auhw.ac.jp/modules/xoonips/listitem.php?index\\_id=1308](http://a-plus.auhw.ac.jp/modules/xoonips/listitem.php?index_id=1308)
- 4 (1) - 8 公立大学法人青森県立保健大学中期計画 (H26~H31年度)
- 4 (1) - 9 健康科学部 (HP) :  
<http://www.auhw.ac.jp/kenkoukagaku/index.html>
- 4 (1) - 10 ① 大学案内 (LIVE2015) (既出 1 - 7 ①)
- 4 (1) - 10 ② 大学案内 (LIVE2016) (既出 1 - 7 ②)
- 4 (1) - 11 ① 大学院案内 2015 (既出 1 - 10 ①)
- 4 (1) - 11 ② 大学院案内 2016 (既出 1 - 10 ②)
- 4 (1) - 12 大学院便覧・授業要項 2015 (既出 1 - 6)
- 4 (1) - 13 大学院 (HP)  
<http://www.auhw.ac.jp/daigakuin/index.html>
- 4 (1) - 14 平成26年度 業務実績報告書

## 第2節 教育課程・教育内容

### 1 現状説明

(1) 教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開講し、教育課程を体系的に編成しているか。

#### <健康科学部>

現行の教育課程は、開学時の編成方針を受け継ぎ、学生が講義を理解し、興味をもてる課程としている。その概要は以下の図に示すように、教養教育及び初年次教育を学ぶ「人間総合科学科目」課程、学部各学科の共通専門基礎教育として、総合的に保健医療福祉を学ぶ「健康科学部専門科目」課程、そして専門教育を学ぶ「専門科目」課程の三層構造により体系的に編成されている。



教育目標に基づく教育課程の編成・実施方針は第4章第1節に記載したが、保健医療福祉を取り巻く環境変化や専門職に求められるニーズを踏まえるとともに、学生の学びやすさなどにも配慮し、必要な授業科目を体系的に配置・開講して教育課程を編成している。(資料4(2)-1)

授業科目は学則に定め、(資料4(2)-2 別表2~5)、学生便覧(資料4(2)-3 P8~P20)に記載している。また、教育目標には専門職の養成があり、国家試験受験資格(看護学科は看護師、保健師(選択制)及び助産師(選択制)、理学療法学科は理学療法士、社会福祉学科は社会福祉士及び精神保健福祉士(選択制)、栄養学科は管理栄養士)の資格取得を目標としている。このほか栄養学科では、栄養士及び栄養教諭一種の資格(選択制)が卒業と同時に取得できる。

#### 【人間総合科学科目】

教養教育及び初年次教育から構成する。専門分野の教育課程が、学士課程の教育に相応しい内容となるよう、「人間総合科学科目」群では、専門分野とは異なる知識や方法論

を学ぶことにより、判断力、課題解決力、コミュニケーション能力を養うことができるように科目を編成・充実させている。保健医療福祉に携わる専門職には、ケアを必要としている人間を現実の中で具体的に捉え、総合的に理解・受容することが何より重要である。また豊かな人間性に支えられ、客観性と厳密性に基づき科学的に思考し、主体的に行動することが必要である。そのため、学部共通の課題としている人間や社会を理解する上で必要とされる教養的科目群として「人間総合科学科目」を配置し、幅広い教養と大学での学習を支援する。

#### 【健康科学部専門科目】

学部共通科目群として「健康科学部専門科目」群を配置し、単に高度な専門的知識を学ぶだけではなく、本学の看護、理学療法、社会福祉、栄養の学科特性を活かし、4学科が連携して専門科目以外の分野の考え方や研究方法を学び、保健医療福祉分野について総合的な知識や現状の課題を理解し学ぶ4つの科目、「健康科学概論」、「健康科学演習」、「ヘルスケアマネジメント論」、「ヘルスケアマネジメント演習」を設定、開講している。また、他学科で開講している科目を主体的かつ自由に選択できる共通選択科目を配置、編成している。

また、学科入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）において示している科目を学ばずに入学した学生、あるいは、これから必要とする学科で活かしたい学生に復習の機会を与えるため、補強学習科目を配置している。

#### 【専門科目】

健康科学部は、保健医療福祉系の学科構成であるため、専門職養成に必要な科目は、授業の内容に応じて講義、演習、実習又は実験、さらに、臨地実習を一体として、学科の教育目標が達成できるよう教育体系を編成している。具体的には、専門教育を支持する「専門支持科目」群、専門科目の中核をなす「基幹科目」群、それぞれの専門職としての知識・技術を応用・実践する「展開科目」群で構成されている。平成27年度卒業生のカリキュラムでは、各学科で開講している単位数は、専門支持科目21～41単位、基幹科目29～56単位、展開科目9～28単位としている。

平成27年度より、上記教育課程の編成方針に、新たに「ヘルスリテラシー（健やか力）」を加えた。その背景として、設置者である青森県は短命県であり、保健医療福祉に関わる大学として健康増進、生活習慣病予防に寄与することは重要な社会貢献であり、本学を卒業する学生は、専門職業人として高い知識を身に付けるだけでなく、健康知識を学び、自ら実践し、地域住民の健康に寄与できるようにしている。

#### <健康科学研究科>

健康科学専攻では、高度専門職業人の育成を目指すことはもとより、保健医療福祉の分野の幅広い知識を習得できるよう、健康科学部の4学科に基礎を置く4分野（看護学分野、理学療法学分野、地域保健福祉学分野及び健康栄養科学分野）で構成し、各分野には必要に応じて領域を設定している（資料4（2）－4①② 各P3～P4、P8）。

#### 【博士前期課程】

保健医療福祉の連携、統合を図る教育・研究の推進という本研究科の理念に基づき、保健医療福祉レベルの向上と学問水準の向上に寄与できる高度専門職業人を育成することを目標に教育課程（1専攻4分野）を編成している（資料4（2）－5 別表2、4、

6、資料4（2）－6）。

#### 【博士後期課程】

博士前期課程と同様に1専攻4分野で構成し、各分野における専門的・先端的研究を一層前進させるとともに分野横断的な有機的研究を目指している。さらに、健康科学の学問体系を構築すると同時に実践の場にいる専門職にそれぞれの研究成果を提供し、科学的根拠に基づく効果的活動ができるよう支援することも目指して、教育課程を編成している（資料4（2）－5 別表3、5、資料4（2）－7）。

### （2）教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供しているか。

#### ＜健康科学部＞

本学の教育課程は、「人間総合科学科目」、「健康科学部専門科目」、「専門科目」の3つの科目群から構成されている。保健医療福祉分野は、人そのものが対象であり、教育課程、学生生活を通して、各専門課程に相応しいヒューマンケアの大切さがわかる教育内容を提供している。

さらに、健康に関する取組みをより高めるため、平成27年度よりヘルスリテラシーの概念を導入し、自分に必要な健康情報を収集し、活用できる能力を養い、自分の健康の管理、治療の過程に主体的に参加し、それを地域住民にも伝えて実践できるよう、段階的に教育課程に組み込む作業を進めている。

#### 【人間総合科学科目】

社会及び人間を理解する上で学ぶべき教養教育は「人間総合科学科目」に配置し、1年次から4年次まで履修できるよう配置している。人間総合科学科目は5つの科目群をもって構成している。

第Ⅰ：「人間と存在」科目群

第Ⅱ：「科学と論理」科目群

第Ⅲ：「芸術と創造」科目群

第Ⅳ：「現代社会と環境」科目群

第Ⅴ：「言語とコミュニケーション」科目群

「人間と存在」科目群では、「人間とはなにか」「自分とはなにか」について深く考えるため、「思想と歴史」「行動と価値」「人間と心理」「キャリアデザイン」等を開講している。また、初年次教育として、高校からの大学での学び方の移行を円滑に進めるため「人間総合科学演習(必修)」を配置し、新入生全員が少人数ゼミ形式で、PBL等のアクティブラーニング、レポートの書き方等について4学科の学生が合同で学ぶ。

「科学と論理」科目群では、有史以来、人間が創造してきた知的財産である科学の本質を学び、科学的知識、科学的方法を学ぶため「情報科学」「科学と創造」「調査と科学的方法」「情報リテラシー」等を開講している。

「芸術と創造」科目群では、人間に潤いと豊かさをもたらす創造的所産に接して、感性による認識を高める「人間と音楽」「人間と文学」等を開講している。

「現代社会と環境」科目群では、国際化の進展が著しい今日、地球的規模で現代社会を考えられるよう「生態系と生活」「社会の動態と生活形態」「社会生活と法」「グローバル社会と文化」等を開講している。

「言語とコミュニケーション」科目群では、保健医療福祉系大学としては希少な英語教育に力を入れ、外国人語学講師5名の英語教育のほか、韓国語、中国語等の外国語教育を開講している。

必修及び選択科目として43科目を開講している中から28単位以上を取得(13単位必修、15単位以上選択)することが卒業要件である。

#### 【健康科学部専門科目】

4学科が連携して保健医療福祉に関する基本から応用を学ぶ学部合同科目群で、必修科目は次の4科目である。

1年次の「健康科学概論」で健康について学び、「健康科学演習」で4学科が連携する形で地域の住民と健康情報を中心に触れあう。そして2年次、3年次で、専門の知識及び実習、臨地実習の経験を経た後、4年次開講の「ヘルスケアマネジメント論」でケアマネジメントの在り方を学び、「ヘルスケアマネジメント実習」で4学科が連携する形で地域の課題に向き合うケアマネジメントの実習を行う。これらは、所属学科以外の知識・知見を広く学ぶことができる本学ならではの科目群であり、平成27年度より、上記4科目の中でヘルスリテラシー向上に向けた、青森県、青森市の健康情報を学び、地域の健康づくりに根差した人材育成を目指している。

また、「ヒューマンケア特殊講義Ⅰ～Ⅲ(選択科目、各1単位)」を開講し、学科主催の健康に関する特別講義、公開講座、学会等の基調講演、ボランティア活動等を単位として認め、ヒューマンケアを実践できる人材育成を体系化している。これら共通専門基礎教育は、必修科目4単位以上、選択科目2単位以上、計6単位以上を履修することが卒業要件である。

このほか、高大接続の一環として、学部、学科のアドミッション・ポリシーに沿った知識を習得するため、生物、化学の知識について復習や補強したい学生のため「生物の基礎」「化学の基礎」を補強学習科目として開講している。

#### 【専門科目】

各学科の専門科目は、専門科目を支持する「専門支持科目」群、専門科目の中核をなす「基幹科目」群、それぞれの専門職としての知識・技術を応用・実践する「展開科目」群で構成されている。

##### ① 看護学科

看護学科の教育目標のもとに開講されているカリキュラムは、学生の保健医療福祉の総合的な理解のため、学内における講義・演習と学外での授業である病院・施設・市町村・保健所・保健センター・在宅などの実習で構成している。

必修単位を修得することより、看護師の国家試験受験資格が取得でき、さらに8科目12単位の修得によって保健師の受験資格が、11科目21単位の修得によって助産師の受験資格がそれぞれ付与される。

文部科学省によるカリキュラム改正と看護基礎教育情勢に鑑み、現行カリキュラムでは看護師としての専門をより深く学ぶことを目指せるよう選択科目を増やし、看護の統合と実践を強化している。さらに、保健師、助産師コースについては、国家試験受験資格の付与を選択制とし、教育課程で保健師・助産師教育内容の充実を図っている。

「専門支持科目」は、15科目18単位の必修科目で構成されている。この科目群は、

看護を理解する上で基礎になる人体構造機能、病理病態学、薬理学、疾病治療論などの医学的な基礎知識を学ぶ。さらに、精神健康論、カウンセリング概論、グローバルヘルス、救急医学概論など8科目8単位から3単位以上選択して履修する。また、保健概論、疫学などの保健医療福祉の基礎を、バイオエシックス、性とセクシュアリティなど生命や性に関する知識・倫理の基礎を学ぶようになっている。

「基幹科目」は、30科目33単位の講義・演習科目が必修で開講されている。実習は6科目13単位を必修とし、さらに、8科目16単位から8単位を選択する。基幹科目は看護学を中心とする科目で構成し、看護学概論、各看護領域の看護の概論・援助論および各領域の実習へと進み段階的に学習できるよう配置されている。看護理論と看護過程、ベーシックヘルスアセスメントとヘルスアセスメント各論、看護援助論によって、看護専門職としての人間の健康アセスメント、看護ケアの基礎を学ぶ。加えて、人間発達援助論、経過別看護援助論、小児・成人・母性・老年・精神及び地域における看護援助の実際へと理解を進める。さらに、看護専門職としての業務内容に関連する看護関係法規を必修としている。

「展開科目」は、これまでの学習成果をより充実・発展・応用する科目群である。展開科目では、講義・演習科目4科目6単位、実習2科目3単位を必修科目とし、選択科目は13科目13単位から9単位以上を選択し履修する。学習成果をより充実・発展する科目として、認知症高齢者ケア、クリティカルケア、リハビリテーションケア、がん看護、ペリネイタルケア、女性のヘルスケア、母性心理社会学を開講している。乳児から成人、女性、老年にある人の理解と看護ケアを確かなものにするために教授している。また、学習成果の発展・応用の科目として、より専門性を高めるため、コンプリメンタリーセラピー、応用精神看護技術、アドバンスド小児ヘルスケアを開講している。さらに、国際看護学・看護教育学・看護情報学として豊かな知識と看護を発展させる科目を開講している。また、応用・統合力を培うために、看護マネジメント論、看護マネジメント実習において、ケア提供システムの基礎を学び、続いて看護統合実習を配置している。卒業研究は、自己の課題や関心から研究のテーマを見出し、科学的思考、論理的思考、文献検索方法、文献クリティーク研究方法を学び、研究計画書を完成するとともに示説発表を行っている。

必修の臨床実習は、専門科目の「基幹科目」及び「展開科目」に位置付けており、全て臨床への配置型実習である。学年配当は、1年次の基礎看護実習Ⅰに始まり、2年次の基礎看護実習Ⅱ、3年次の経過別看護援助実習Ⅰ・Ⅱ（成人看護）、及び発達援助実習Ⅰ・Ⅱ（老年看護・小児看護・母性看護・精神看護）、地域看護学実習、そして4年次の在宅看護実習、看護マネジメント実習（展開科目）、看護統合実習（展開科目）と段階的に配置されており、各関連講義科目（看護論・看護援助論等）や演習科目（実践基礎看護技術等）を該当する実習に先行若しくは並行させることによって、学生の学習効果を高めている。なお、選択の臨床実習は、保健学コースの地域保健展開実習及び地域保健継続実習、助産学コースの助産学実習であり、各コース選択者のみが履修している。

## ② 理学療法学科

理学療法学科は、学科の教育目標の基にカリキュラムが構成し、医療福祉を総合的

に理解し、病院を始め、地域社会のニーズにも応えることができるような、主体性に富んだ実践能力をもった理学療法士の育成を目指し、必修科目を修得することにより理学療法士の国家試験受験資格が得られる。

「専門支持科目」は、24科目30単位の必修科目と6科目6単位（3単位以上選択）の選択科目で構成している。この科目群は、理学療法学を理解する上で基礎となる人体の構造や機能、理学療法対象疾患の病態など、医学的基礎知識を学ぶ。例えば、筋・骨格系解剖学実習では、運動器解剖学の講義と並行して、上肢・下肢の運動器系（骨・関節・筋）と神経系を中心に人体標本や模型などを具体的に観察し、本質を理解する（科学する）能力を高め、また、人体の三次元的な構造への理解も深める。

「基幹科目」は、必修科目25科目27単位と選択科目5科目5単位（2単位以上選択）を開講している。この科目群は、理学療法で中心となる運動療法や物理療法等を講義と実習を通して段階的に学習する。例えば、呼吸循環障害理学療法学実習では、運動負荷試験（運動負荷心電図、自動血圧計等を使用）や呼気ガス分析、全身持久力テストといった呼吸循環代謝機能の測定原理や各種指標の内容と評価について、実際の機器を使用しながら理解し、また、呼吸理学療法の評価と具体的な手技についても実習する。地域理学療法学では、地域社会を基盤として行われるリハビリテーションの領域で、理学療法士が果たすべき役割や責任について学び、実際に医療過疎地に出向いて訪問指導実習を行い、在宅障害者及び家族を巡る諸問題を通して、在宅ケアの実践方法を体験する。将来、医療機関だけでなく、地域で活躍できる理学療法士を目指すように動機付けを行うこともこの講義の目的の一つである。

「展開科目」は、必修科目7科目27単位と選択科目2科目2単位（1単位以上選択）で構成し、それまでの学習の成果を発展・応用する科目で、実際の場面での問題解決能力や主体性を養い、自ら研究できる能力を高めることとしている。当学科では、学外施設での臨床実習を重視して、指定規則以上の時間を配分し、学内教育と連携しながら、理学療法を段階的に実践的に習得できるよう編成している。1年次の臨床基礎実習では、病院と施設で理学療法を見学・体験している。3年次の臨床評価実習では、病院で実際の患者を対象に、小グループやマンツーマンで必要な検査等の方法と評価に関して学習する。3年次の初期総合臨床実習では、臨床実習指導者の指導を受けながら、実際の患者を対象として、専門知識・態度・技術を総合的に実践できるように臨床経験を積んでいる。4年次の総合臨床実習では、3年次に引き続き、臨床場面での総合的な実践能力を向上させている。また、理学療法研究方法論では、理学療法における科学的、論理的思考の重要性と研究方法、文献検索の方法を学び、数人のグループで行う小規模な実験や情報処理操作を通して、卒業研究や将来の研究活動に必要な基礎的能力を育成している。

### ③ 社会福祉学科

社会福祉学科では、教育課程編成方針（カリキュラム・ポリシー）を学生が学年の進行ごとに段階的に理解できるよう、学年ごとに次のようなカリキュラム編成の目標を明示し、カリキュラムの重点や注意点を説明している。

1年次：社会福祉の基礎を身につけ、教養を深める。

2年次：社会福祉の専門的知識を獲得し、現場を体験する。

3年次：社会福祉の専門性を深め、実践を通して理論と知識を統合する。

4年次：社会福祉・精神保健福祉の課題を解決するため、学びを応用し、研究する。

学生はこれらの教育課程の編成を体系的に学ぶことで、幅広い教養と専門職に必要な知識・技術を身に付けるとともに、所要の科目を修得することで社会福祉士や精神保健福祉士の国家試験受験資格が得られるようになっている。また、学生が履修過程でこれらの国家試験受験資格を確実に取得できるよう、各学期の開始時に開催する各学年のオリエンテーションでも説明し、注意喚起している。

社会福祉学科のカリキュラム編成上の特徴は、1・2年次から少人数制で実施する「社会福祉基礎実習Ⅰ・Ⅱ」という実習科目を取り入れ、学生に社会福祉の現場見学や短期実習をさせることで、学生の社会福祉専門職へのイメージ形成や動機形成を図っていること、また、3年次からはゼミ形式の「社会福祉研究演習Ⅰ」が始まり、そのゼミがそのまま4年次の「社会福祉研究演習Ⅱ」に継続していくことで、学生は自分の興味ある分野や対象への問題意識を発展させ、主体的に探究する方法を学ぶとともに、その主体的な学びを卒業研究へと結びつけることが可能となっている。

「専門支持科目」は、7科目13単位の必修科目と11科目19単位の選択科目（4科目8単位以上選択）で構成している。社会福祉の専門職として社会や人間に関する基礎的理解を深める科目群で、社会学、心理学、法学、家族社会学などの必修科目に加え、選択科目では、リハビリテーション論、保健概論、生涯発達心理学など社会福祉と関連する学問領域の基礎が学べる上、民法、社会法、行政法、社会福祉法制などの科目は公務員試験にも応用できる科目として多様に開講している。

「基幹科目」は、11科目36単位の必修科目、選択科目は、19科目51単位（7科目20単位以上選択）で、社会福祉の中心となる概論や分野論、演習、実習で構成している。科目構成は、社会福祉学概論やソーシャルワーク論Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ等の概論系に加え、児童福祉論、高齢者福祉論、障害者福祉論、地域福祉の理論と方法等の分野論が配置されているほか、学生の援助技術と問題解決能力を取得させるソーシャルワーク演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ等の演習科目と、ソーシャルワーク実習・実習指導等の実習科目を開講し、様々な社会福祉の知識・技術はもとより、判断力や洞察力を養いながら、学生に援助実践力を修得させる科目群となっている。また、精神保健福祉士の取得を目指す学生に対しては、精神医学、精神保健福祉論、精神保健福祉援助技術総論や各論等の精神保健福祉士指定科目を選択科目として開講している。

「展開科目」は、必修3科目8単位、選択科目18科目33単位（3科目5単位以上選択）で構成している。必修科目の権利擁護論では、学生に人権や職業倫理を習得させること、また、社会福祉研究演習Ⅱでは、学生が自ら選んだ社会福祉のテーマを主体的な研究へと結びつけることを意図している。また、選択科目には、社会福祉士や精神保健福祉士の指定科目を設置しているほか、国際福祉論や国際ボランティア論等は、福祉問題の国際的な視野を広げ、その理解を深めるための科目として配置している。

卒業研究は、これまで理解を深めてきた社会福祉学の様々な知識や分野に基づく課題を踏まえ、自らの探求心からテーマを見つけ、指導教員の個別的な指導のもとに論文の作成と研究成果をまとめるもので、社会福祉学科の全ての学生の卒業要件となっ



ている。この過程で学生は、テーマに関する文献資料の整理や調査の実施、データ分析などを主体的に学び、4年間の集大成として卒業研究を行うことになる。また、論文作成後も2人の教員による口頭諮問が行われるため、学生は一連の研究活動を通して、課題発見への探求心や問題への分析力、またプレゼンテーション力を習得するとともに、一連の研究プロセスを学ぶことができる。

#### ④ 栄養学科

栄養学科は、学科の教育目標の基にカリキュラムを構成し、栄養学の基礎から応用・実践までの領域を学び、保健医療福祉の中での栄養ケア及び食生活支援に関わる専門職業人としての管理栄養士を育成することを目指している。必修科目を修得することにより、栄養士の免許及び管理栄養士の国家試験受験資格を得ることができる。さらに、選択科目として、教職及び食育等に関する24単位を取得することにより、栄養教諭第一種免許を取得することができる。

「専門支持科目」は、26科目40単位の必修科目と3科目4単位（1単位以上選択）の選択科目で構成している。この科目群では、栄養学を学ぶ上で専門基礎となる人体の構造や機能、疾病の成り立ち、食品や調理に関わる講義や実習等を通して、健康と栄養に関する基礎知識を中心に学習する。例えば、人体の構造や機能に関わる実験では、人体標本や模型などの観察、ヒトの生体成分の測定、実験動物を用いた機能測定などを通して、生物としてのヒトへの理解を深めていく。また、食品学に関わる実験では、食品中の栄養成分の分析、食品物性の評価、加工食品の製造などを通して、食物への専門的理解を深める。

「基幹科目」は、27科目40単位の必修科目で構成している。この科目群では、管理栄養士として必要な専門的な知識及び技術を系統的に学習する。例えば、臨床栄養学実習では、栄養状態の各種評価方法、疾患別の栄養管理や栄養補給法等について、ベッドサイドにおける実践の基盤となる技術を取得させる。また、給食経営管理実習では、医療機関を含む各種施設における給食サービスに関わる計画・実施・評価の一連のプロセスを、大量調理の技術、衛生管理及び経営的な事項も含めて学習させている。

「展開科目」は、6科目9単位の必修科目と1科目1単位の選択科目で構成している。この科目群は、それまでに得た知識や技術を発展・応用させていく科目で、実践の場で課題を発見・解決する能力を幅広く養い、適切なマネジメントができる人材を育成するための演習や実習を行う。公衆栄養学、給食経営管理及び臨床栄養の各臨地実習では、県内を中心とする関連施設の協力を得ながら、地域特性を踏まえた実践的教育を展開している。また、総合演習を4年次後期に配置して管理栄養士教育の総まとめとして、科学エビデンスを踏まえた実践的な応用力を育成する。卒業研究は4単位とし、3年次後期から1年半をかけて、自らの関心や探求心に基づくテーマについて、主体的かつ深く学習できるようにしている。生化学、生理学、食品学等の実験室での研究、公衆栄養学などのフィールド調査を中心とした研究、栄養教育や臨床栄養学等管理栄養士の実務に直接関わる研究等、多様で幅広い領域の研究テーマに対応し、科学的、論理的思考と問題解決に向けての様々なプロセスを学び、専門職業人として、また、将来の研究者としての素地をつくることを目指している。

## ＜健康科学研究科＞

### 【博士前期課程】

コースワークとしては、授業科目を「共通科目」、「専門支持科目」及び「専門科目」の3つに大別し、「共通科目」・「専門支持科目」において、保健医療福祉の連携・統合に資するような科目や履修方法を設定している。

リサーチワークとしては、研究指導科目である「特別研究」を8単位必修とし（看護学分野のCNSコースは「課題研究」2単位必修）、コースワークでの研究活動となる諸科目（後述）と連動しながら、修士の学位に相応しい研究成果を挙げることができるように教育課程を設定している。

共通科目においては、研究活動の基礎となる「研究方法論」「統計学」と保健医療福祉相互の連携・包括的ケア提供の基盤になる考え方を学ぶ科目を中心に配置している。具体的な調査・研究方法について学ぶ「研究方法論」と保健福祉政策の意義、課題を学ぶ「保健福祉政策学特論」を必修としている。

専門支持科目においては、専門科目を学んでいく上での基礎になるとともに、教育・研究の深化を可能にするような保健医療福祉各分野の科目を配置し、分野・領域を越えて保健医療福祉に関する科目を履修できるようにしている。

専門看護師（CNS）の認定条件に基づく科目は、日本看護系大学協議会専門看護師教育課程として認定されており、日本看護系大学協議会の認定基準に基づく授業科目を設定している。

### 【博士後期課程】

各分野において先鋭化した研究・教育を構築するための分野ごとの専門科目と、他の分野との総合的・融合的研究活動を推進するための共通科目を配している。専門科目は、選択した研究分野における先端的知識を深化させるため、専門となる知識を修得するための特別講義や特別演習を履修するとともに、研究指導科目である「特別研究」（6単位）を中心に編成している。

## 2 点検・評価

### ●基準4（第2節）の充足状況

学部教育課程の編成・実施方針に基づいて、授業科目を適切に開講し、体系的な教育課程を編成し、専門職養成に相応しい教育内容を提供している。また、研究科においては、保健医療福祉に関わる高度な専門職業人の育成と、研究者や教育者の育成という多様なニーズに対応し、コースワーク及びリサーチワークを組合せて、適切な教育内容を提供している。これらのことより、同基準をおおむね充足している。

### ①効果が上がっている事項

#### ＜健康科学部＞

「人間総合科学科目」の演習科目である「人間総合科学演習」は、教員1人当たり10名程度の学生で行う演習であり、大学での学びの入門演習として初年次教育の機能を十分に果たしている。

「健康科学部専門科目」については、全学科共通履修により、保健医療福祉系大学の

特徴が活かされた科目構成で、さらに、平成 27 年度からは、ヘルスリテラシーを「健康科学概論」、「ヘルスケアマネジメント論」に組み入れている。その結果、学生による履修後の授業改善アンケートで、「健康科学概論」の自由記述欄に「青森県の健康状況について知ることがためになったし、今後役立つ内容だったと思う。」等のコメントが散見し、自身の健康課題から健康づくりの社会貢献が期待される。

「専門科目」では、看護学科において、平成 27 年 4 月から新しく「看護統合実習」（4 年生必修科目）がスタートしている。学生の卒業時の実力と就職先の臨床で要求される実力とのギャップを少なくし、多重業務や複数の患者の受け持ち、夜勤等の実習を通して、卒業後即戦力として働ける看護師としての力を養うことができるようになっている。「看護統合実習」の学生の授業評価からも、実習目標が達成され、教育効果が上がってきている。

#### ＜健康科学研究科＞

コースワークにおいては、保健医療福祉に関連する多職種が相互理解を深めながら学修できるよう科目を配置し、特に平成 26 年度からの第二期中期計画では「地域の健康課題の解決に資する教育の既存科目内での充実」を目標に掲げ、「ヘルスプロモーション演習」等において、理論と実践を結びつけた演習を行っている。リサーチワークにおいては、論文投稿指導の強化を図るとともに、研究成果の地域社会への還元状況を毎年自己点検している。

### ②改善すべき事項

#### ＜健康科学部＞

特になし。

#### ＜健康科学研究科＞

専門看護師（CNS）の認定条件に基づく科目及びコースについては、社会的ニーズの変化等に対応し、見直すことが必要である。

## 3 将来に向けた発展方策

### ①効果が上がっている事項

#### ＜健康科学部＞

ヘルスリテラシー学習の試行導入を開始したが、学生による授業改善アンケートに、「青森県の健康の現実を知ることができ、健康づくりの課題、取り組み、為すべきことを学んだ」との回答があり、徐々に学生にヘルスリテラシーの概念が浸透し始めている。平成 30 年度から実施予定のカリキュラムの改訂において、教育課程の検証及び改善を行いながら、導入を進める。

#### ＜健康科学研究科＞

現行カリキュラム（平成 28 年度まで）においては、科目の中で、地域の健康課題の解決に資する教育の充実を図っているが、さらに、新カリキュラムにおいて多分野・多職種の連携による教育及び研究を推進するために、現在、ワーキンググループを立ち上げ検討を行っている。

## ②改善すべき事項

### <健康科学部>

特になし。

### <健康科学研究科>

平成 29 年度からの新コース及びカリキュラムの全面的改訂の検討において、社会ニーズの変化等に対応した専門看護師（CNS）コースの在り方についても検討を行う。

## 4 根拠資料

- 4（2）－1 学部時間割表（前期・後期）
- 4（2）－2 青森県立保健大学学則 別表（既出 1－3）
- 4（2）－3 学生便覧（既出 1－1）
- 4（2）－4① 大学院案内 2015（既出 1－10①）
- 4（2）－4② 大学院案内 2016（既出 1－10②）
- 4（2）－5 青森県立保健大学大学院学則 別表（既出 1－5）
- 4（2）－6 大学院時間割表（博士前期課程）
- 4（2）－7 大学院時間割表（博士後期課程）

### 第3節 教育方法

#### 1 現状説明

##### (1) 教育方法および学習指導は適切か。

###### <健康科学部>

健康科学部は保健医療福祉系の学科構成であるため、専門職養成に必要な科目は、授業の内容に応じて講義、演習、実習又は実験、さらに臨地実習を一体として、学科の教育目標が達成できるよう教育体系を編成している。

###### ① 授業形態及び単位

授業形態は、授業の方法に応じて講義形式、演習形式、実習・実験科目、臨床実習に大別される。専門科目では、学科ごとに学年単位でクラスを形成し、授業もクラス単位で行っている。何れの授業科目も45時間の学習を必要とする内容をもって1単位とし、授業時間外に必要な学習等を考慮して必要とする授業時間数が決められている。

1単位当たりの授業時間数は、

講義・演習：15時間（授業時間外に必要な学習時間は30時間以上）

又は 30時間（授業時間外に15時間以上）の授業をもって1単位

実習・実験：30時間（授業時間外に15時間以上）

又は 45時間（授業時間外に0時間以上）の授業をもって1単位

としている。

また、授業時間の考え方として、原則として1時限(1コマ)2時間とし、講義1単位15時間の場合は7.5時限(7.5コマ)、演習1単位30時間の場合は15時限(15コマ)、実習1単位45時間の場合は、22.5時限(22.5コマ)としている。なお、本学は現在1時限(1コマ)を80分授業で時間割を編成している。2時間との時間差40分は、学生自らが自主的、主体的に各時限の授業科目の予習及び復習に充てることを不可欠としている。加えて、上記の授業時間外の学習時間が必要である(資料4(3)-1①②)。

###### ② 学習効果を高める教育方法

初年次教育として、「人間総合科学科目」群の人間総合科学演習では、レポート作成指導、PBL学習、ディベート等によるグループ学習、文献検索法等を実施し、アクティブラーニングを実践している。また、「健康科学部専門科目」群及び「専門科目」群の演習、実習においても同様の手法を取り入れ、特に臨地実習に伴う活動等でのアクティブラーニングの教育方法は学習効果を高めている。

###### ③ 履修単位の上限について

本学では履修科目の登録において、1年間で修得できる単位数の制限、いわゆるCAP制は設定していない。これは、本学の各学科の教育課程は、それぞれの専門の資格を取得するために指定規則を充足し、順次制・段階制のある専門科目が設定されているため、各配当年次で履修しなければならない必修科目数が多いこと、実習科目数(臨地実習を含む)が多いために1単位を修得するための開講時間数が多くなることによる(資料4(3)-1① P8~P20)。

###### ④ 学習指導方法

専門科目は、何れの授業科目も学科ごとに学年単位でクラスを形成し、クラス単位で行っているため、学習指導は、基本的に科目責任者・担当者の判断により実施して

いる。初年次教育としての「人間総合科学科目」群や「健康科学部専門科目」群における演習等では、学科横断的に多数のクラスを編成するために担当教員も多数となるため、教授内容の統一を図るために、演習での取組内容、進度、成績評価等に関するガイドラインを作成して共通認識の基で学習指導を行っている。

履修に関する学習指導等は、各学科・学年ごとの学期開始時の履修ガイダンスにおいて説明し、周知している。個別の学生への指導は、学科の定員や学び方の特徴に合わせた体制をとり、看護学科はチューター制度に加え、学年担任を1名おき、学年担任と学科長が構成員となる看護学科学生支援委員会を組織している。理学療法学科と栄養学科は、学年担任、副担任制を取っている。社会福祉学科では1年生からゼミを組織し、ゼミ単位で指導している。

#### ⑤ 進級判定

本学では2年次から3年次へ進級する際に進級判定を実施し、個々の学生の成績を個別的・網羅的に把握し、より一層の学習指導に役立てている。判定基準は、「3年次に進級できるのは、原則として2年次までの必修科目の単位を修得している場合とする。」である（資料4（3）-2）。なお、進級に当たっては、単位数不足による制限や進級に必須となる科目等を設定して、学科の教育目標を達成できるように配慮している。

### <健康科学研究科>

#### 【博士前期課程】

「特別研究」を8単位必修とし（看護学分野のCNSコースでは「課題研究」2単位必修）、研究指導、学位論文作成指導を行っている（資料4（3）-3 第3条 別表1）。

#### 【博士後期課程】

「特別研究」を6単位必修とし、以下の研究指導計画（概要）に基づき、研究指導、学位論文作成指導を行っている（資料4（3）-3 第3条 別表1）。

##### ① 指導教員の決定（1年次4月）

研究科委員会は、学生の希望をもとに、研究分野及び研究指導に適する指導教員及び副指導教員を各1名決定し学生に通知する。

##### ② 履修指導及び研究課題の決定（1年次4月～5月）

指導教員等は、学生の研究に直接必要となる授業科目や教育研究者として必要な授業科目の履修を指導する。学生は、指導教員の専門分野、指導環境を勘案して研究課題を決定し、指導教員を通して研究科委員会に申請する。

##### ③ 研究計画の立案及び指導（1年次6月～3月）

指導教員等は、研究方法、文献検索の方法、文献抄読等により、学生の研究計画の立案を指導する。学生は、決定した研究課題についての研究計画を立案し、指導教員を通して研究科委員会に申請する。提出された研究計画は、研究科委員会において審査され、倫理的側面については本学倫理委員会の審査を受ける。

##### ④ 研究の遂行及び指導（1年次7月～3年次12月）

学生は、研究計画に基づき研究を遂行する。1年次では、主に、文献調査、先行研究の整理、仮説の設定を行い、研究方法を選択した上で、予備実験・調査等を実施する。2年次当初には、本格的に研究活動を開始し、3年次9月までにデータ取

集・解析等を行い、研究成果のまとめへ向かう。指導教員等及び研究科委員会は、学生の研究の進捗状況について、各年次前後期の初旬及び必要に応じて確認し、学生の研究の進捗状況に応じた指導を行う。

⑤ 論文審査委員会の設置（3年次7月）

研究科委員会は、学生の研究に関わる主査1人及び副査2人による論文審査委員会を設置し、学生に通知する。主査及び副査は、当該研究に関連深い学問領域を担当する教員のうち、研究指導の資格を有する者の中から選任する。

⑥ 論文提出資格の審査（3年次7月）

学生は、研究科委員会に論文提出資格審査を申請する。研究科委員会は、各々の学生が論文を提出するための資格の有無を審査し、その結果を学生に通知する。

⑦ 中間発表会（3年次7月）

研究科委員会は、学生のそれまでの研究成果の発表の場として、公開の中間発表会を開催する。主査及び副査は、発表内容に係る問題点を指摘・助言する。また、指導教員等は主査及び副査から指摘された問題点の解決方法等についての指導を行う。

⑧ 博士論文の作成及びその指導（3年次7月～12月）

学生は、研究成果をもとに博士論文の作成を開始し、中間発表会での質疑、主査及び副査からの指摘等を踏まえ、博士論文をまとめる。指導教員等は、学生の博士論文作成について、論文の全体構成、資料・データの整理法、図・表の作成、文献検索など、論文完成までの指導を行う。

⑨ 公開発表会（3年次2月）

研究科委員会は、博士論文に係る研究発表の場として、公開の研究発表会を開催する。

⑩ 博士論文の提出及び最終試験並びに合否判定（3年次2月～3月）

学生は、完成した博士論文を所定の期日（1月中旬）までに提出する。主査及び副査は、提出された博士論文を審査するとともに、その論文の内容及び専門領域に関する最終試験（口頭試問）を行い、これらの結果を研究科委員会に報告する。研究科委員会は、主査及び副査による博士論文の審査結果及び最終試験の判定結果並びに当該学生の単位取得状況により博士後期課程修了の合否を判定する。

## （2）シラバスに基づいて授業が展開されているか。

### ＜健康科学部＞

全ての授業科目は、教育目標及びカリキュラム・ポリシーに基づき、「科目のねらい・目標」、「授業計画・内容」、「成績評価方法」、「授業評価に基づくコメント」等を明示したシラバスを作成し、ホームページで学内外に公開している。科目担当者は、シラバスに基づいて授業を展開し、学生が目的をもって履修できるよう配慮するとともに、授業改善アンケートに寄せられた学生からの意見を次年度のシラバスに反映させるために、改善点を明確に示さなければならない（資料4（3）－4）。

シラバス内容のチェックは、全て学内ウェブ上で実施している。具体的には、科目担当者が学内ウェブ上で編集した次年度シラバスをウェブ上で教務委員会へ提出し、所属

学科の教務委員が記載内容を確認し、記述内容の疑義、記載不備がある場合は、その旨をコメントして担当者へ返却し再提出を依頼している。記載・記述内容が様式に則っている場合、教務委員はウェブ上で認証し、翌年度初めにホームページで公開される。

#### ＜健康科学研究科＞

博士前期課程・後期課程の全科目について、統一した書式を用いてシラバスを作成し、新年度に学生に配布するとともに、ホームページに公開している。また、授業は、シラバスに基づき行っている（資料4（3）－5①②）。

### （3）成績評価と単位認定は適切に行われているか。

#### ＜健康科学部＞

本学の成績評価は、大学設置基準第6章（教育課程）の考え方に基づいて実施している。各科目の成績評価方法については、ホームページで公開しているシラバスに記載して学生に周知し、科目担当者はその評価方法に基づいて評価を行っている。評価ランクは、「A（100～80点）、B（79～70点）、C（69～60点）、D（59～40点）、E（39点以下）」の評価をもって表しA、B及びCを合格とする」と学則、履修規程及び学生便覧に記載して学生に周知している。なお、不合格のD評価の学生は再試験の対象者となるが、E評価の場合は再試験の対象者とはならない。（資料4（3）－6 第37条、資料4（3）－7 第5、6条、資料4（3）－1 P31～P36）。各科目担当者の厳格な成績評価に基づき、教務委員会において単位認定案を作成し、教授会で基準に従って適切に各科目の単位認定を行っている。

認定された単位については、評価点数（不合格の科目も含む）をGPA制度の算定方法に従って数値化し、学生には学期ごとにGPAを提供して学習意欲の向上・啓発を図るとともに、授業料減免における学力基準の判定、卒業時の学長賞又は特別賞の選考に活用している。（資料4（3）－1 P31～P36）

他大学からの編入生、短期大学及び専修学校既卒の編入生、他大学既卒の新生を対象とする既修得単位の認定は、出身大学等が作成した科目の授業内容、授業時間、単位数等を勘案して当該科目の科目責任者により判定され、教務委員会、教授会の議を経て認定される。（資料4（3）－1 P24～P25 7既修得関係）

なお本学の教育課程は、「人間総合科学科目」、「健康科学部専門科目」及び「専門科目」を体系的に順序立てて学ぶように学年ごとに時間割を作成して学生に提示し、卒業に必要な単位数は124単位以上としている。

#### ＜健康科学研究科＞

成績評価は、学生へ配付するシラバスに記載されている評価方法に基づいて評価を行っている。評価ランクは、評価基準で採点評価し、試験に合格したものは所定の単位が与えられる（資料4（3）－3 第6条、資料4（3）－5①②）。

博士前期課程では、修了に要する単位数は、原則として、共通科目、専門支持科目及び専門科目の合計30単位以上としている。

博士後期課程では、修了に要する単位数は16単位以上としている。

講義、演習、実習科目は、授業での発表状況、理解度、また、課題の内容により100点満点の成績評価を行い、評点に応じA～Dの4段階評価を行っており、Dを不合格と



している。評価者は当該科目を担当する教員（複数の教員が担当する科目は、科目責任者）が行っている。

特別研究は、論文審査、最終試験（口頭試問）、公開発表会の各審査項目において100点満点の点数配分を設け、各点数の合計を評点とし、評点に応じA～Dの4段階評価を行っており、Dを不合格としている。評価者は当該特別研究を担当する教員で、評価対象者を指導学生とする教員ごとに行っている。

平成24年度よりGPAを導入し、学位授与式における「学長賞」の選考や奨学金に係る判定に活用している。

学生が本学大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について、学生の申請により既修得単位として認定し、本学大学院に入学した後の授業科目の履修により、10単位を超えない範囲で修得したものとみなしている。ただし、該当するケースが極めて少ないため、明文化された学内基準はない。

#### **（４）教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけているか。**

##### **＜大学全体＞**

教育成果についての定期的・組織的な検証は、継続的質向上委員会及び教育改善委員会（平成26年度までは評価・改善委員会）で実施している。教育課程や授業内容・方法等の改善、是正に関しては、具体的には以下のアンケート、調査、活動等を通して実施している。

##### ① 授業改善アンケート

全ての授業科目で実施しており、アンケート結果は集計され、全科目平均点、当該科目点数、自由記述部分の記述とともに教員へ返還され、教員は結果に対する改善点等を次年度シラバスの「6. 授業評価に基づくコメント」欄に記載しなければならない。この記載がないとシラバスとして認証していない。

過去5年間、前・後期の実施率は各期とも97%以上である。改善点を記載し授業に反映させることにより教育内容、方法の改善に役立てている（資料4（3）－8、資料4（3）－9①～⑫）。

##### ② 学生生活調査（2、3年生）と満足度調査（4年生）

学生生活調査は、4学科の全ての2、3年生を対象に実施している。調査項目は、住まい、日常生活、経済状況、学生生活を主眼に27項目で、教育関係の項目は、1日の学習時間、学生生活での困り悩みごとの選択肢に学業を設け、総括的に把握している（資料4（3）－10、資料4（3）－11）。

また、満足度調査は、全ての4年生を対象に12月に実施している。カリキュラムに対する評価5項目、科目の教育・指導に対する評価5項目を含め、質問項目は39項目である。卒業生の4年間の本学の教育に対する意識を数値的に捉えることができ、教育成果を検証するうえで極めて有効な手段と捉えている（資料4（3）－12、資料4（3）－13）。

##### ③ FD活動

第二期中期計画の「教員個々の教育能力向上を目指し、FD研修会、学生による授業

改善アンケート及びピア評価を継続実施するとともに、社会情勢にあった研修プログラム内容の設定、優れた授業のノウハウの共有化など、プログラムの充実と円滑な実施を図る。」に沿い、教育改善委員会（平成26年度までは評価・改善委員会）の下に、全学（学部）FDを年2回以上、各学科FDを年1回以上、部局長等を対象としたマネジメントセミナーを年1回以上実施し、対象教員は全員参加することとしている（資料4（3）-14）。

#### ④ 教員相互の授業ピア評価

より積極的な授業改善につなげるためにピア・レビューを実施している。原則として全ての授業を公開とし、授業担当教員、レビュー実施者の双方が努力しており、実施率は高い（資料4（3）-15、資料4（3）-16①～⑥）。また、より実施の促進を図るために「授業公開ウィーク」を設けている（資料4（3）-17）。

#### ⑤ 国家試験結果

第4章第4節（1）「教育目標に沿った成果が上がっているか。」及び第6章（4）「学生の進路支援は適切に行われているか。」をご参照下さい。

### <健康科学部>

学部の具体的な検証体制として、「人間総合科学科目」群については、担当する専任教員8名を4学科にそれぞれ2名ずつ分属し、教養及び初年次教育の内容が学科の方針、教育内容と常に連携が取れるように配慮している。8名の分属教員は、同時に「人間総合科学科目」の5つの科目群を分担して担当し、責任ある各科目群の運営ができるように配置している。人間総合科学科目の運営に当たっては、人間総合科学科目担当教員で構成する「人間総合科学科目運営委員会」を組織し、教養及び初年次教育（一部）の教務組織として位置付けている。運営責任者には学部長が当たり、実施・運用の責任を担うと同時に、学部長と各学科長とで構成する学部運営連絡会議において、所管の教育に関する連絡調整役を果たし、学習成果に関する責任・検証体制としている（資料4（3）-18）。

「人間総合科学科目」及び「健康科学部専門科目」の教育内容の問題解決・検証は、それぞれ人間総合科学科目運営委員会及び教務委員会で協議し、必要に応じて各学科会議に諮っている。「専門科目」の教育内容の検証については、学科内で組織する教務委員会委員を中心とする組織及び学科会議において、適切に検証している。

### <健康科学研究科>

毎年4月のオリエンテーションの際に、学生に対して教育課程（科目、研究指導、学修環境等）に関する無記名自記式のアンケート調査を行い、その結果は、研究科委員会で共有・検討し、教育内容・方法の改善に結びつけている（資料4（3）-19）。

各科目に対する学生アンケートによる授業改善について検討したが、1科目当たりの履修学生数が限られること等から、導入には至っていない。

## 2 点検・評価

### ●基準4（第3節）の充足状況

教育方法については、各学科の教育課程編成方針に基づき、講義、演習、実習、実験を有機的に結びつけた教育を学生に教授している。必修科目等の制限により1年間に履

修できる単位数の上限は制限され、進級においても各学科で段階的な教育が行えるよう整備している。また学位授与の方針に基づき、各学科の基準を満たして進級し、所定の卒業単位を満たした者に学位を授与している。また、研究科では、研究指導計画に基づく研究指導、学位論文作成指導や、成績評価と単位認定を適切に行っている。これらのことより、同基準をおおむね充足している。

### ①効果が上がっている事項

#### ＜健康科学部＞

適切な教育方法により順調に成果をあげている。

#### ＜健康科学研究科＞

平成 26 年度に、第二期中期計画に掲げられている「社会的ニーズにより合致した大学院のあり方」を検討し、平成 29 年度からの新コース・カリキュラムを含めた教育方法の改善に結びつけるために、大学院修了生に対するアンケート調査を行った。69 名から回答を得て（回答率 46.3%）（資料 4（3）-20）、教育方法の改善に向けて、ワーキンググループでの検討材料としている。

### ②改善すべき事項

#### ＜健康科学部＞

特になし。

#### ＜健康科学研究科＞

具体的には各科目に対する評価や改善については、個別の対応ができていない。

## 3 将来に向けた発展方策

### ①効果が上がっている事項

#### ＜健康科学部＞

引き続き教育方法や学習内容の検証を行い、適切な教育方法による教育成果を維持していく。

#### ＜健康科学研究科＞

第二期中期計画に基づき、平成 29 年度からコース及びカリキュラムの全面的に改訂を行う予定であり、その中で、地域の健康課題の解決に資する科目やコースの開設を含めて、本学の設置目的や教育目標並びに社会ニーズにより合致した教育内容・方法にしていく。

### ②改善すべき事項

#### ＜健康科学部＞

特になし。

#### ＜健康科学研究科＞

第二期中期計画に基づく平成 29 年度からコース及びカリキュラムの全面的改訂の検討の過程において、科目間の相互連携などを踏まえた見直しを行うとともに、各科目に関する点検・評価の仕組みを構築する。

#### 4 根拠資料

- 4 (3) - 1 ① 学生便覧 (既出 1 - 1)
- 4 (3) - 1 ② 学生便覧 (2016年度版 : 完成し次第提出予定)
- 4 (3) - 2 各学科進級判定基準
- 4 (3) - 3 青森県立保健大学大学院履修規程 (既出 4 (1) - 3)
- 4 (3) - 4 学部シラバス ※28.4.1以降HP閲覧不可につき、PDF参照
- 4 (3) - 5 ①~③ 大学院シラバス (前期・後期)  
※28.4.1以降HP閲覧不可につき、PDF参照
- 4 (3) - 6 青森県立保健大学学則 (既出 1 - 3)
- 4 (3) - 7 青森県立保健大学履修規程
- 4 (3) - 8 青森県立保健大学学生による授業改善アンケート実施規程
- 4 (3) - 9 ①~⑫ 授業評価アンケート結果 (H22~H27年度 : 年度の学期ごと)  
(⑫はH28.6月集計完了)
- 4 (3) - 10 学生生活調査票
- 4 (3) - 11 学生生活調査結果
- 4 (3) - 12 H26年度 卒業生学生満足度調査票
- 4 (3) - 13 H26年度 卒業生学生満足度調査結果
- 4 (3) - 14 FD開催実施状況一覧 (H22~H27年度) (既出 3 - 23)
- 4 (3) - 15 ピア・レビューの実施方法
- 4 (3) - 16 ①~⑥ ピア・レビュー結果 (H22~H27年度 : 年度ごと)
- 4 (3) - 17 平成27年度授業公開ウィーク実施期間 (前期・後期)
- 4 (3) - 18 青森県立保健大学人間総合科学科目運営委員会規程
- 4 (3) - 19 大学院アンケート (27年度)
- 4 (3) - 20 大学院の将来構想に関する教員アンケート (大学院ニーズ調査アンケート) (既出 1 - 19)

## 第4節 成果

### 1 現状説明

#### (1) 教育目標に沿った成果が上がっているか。

##### <健康科学部>

本学では、教育目標の達成尺度としてその成果を、GPA、国家試験合格率で数値化され、評価できる。GPAを導入することにより、学生は、学期ごと、年次ごとに履修した科目について自己評価しており、学習意識の向上・啓発につながっている。平成26年度のGPAは、学部全体で平均2.40であり、GPAの中間値(2.25)を上回っている。また、GPAは、授業料減免審査の学力判定に活用している(資料4(4)-1)。

一方、GPA以外の教育成果指標として国家試験合格率があり、学生自身の教育課程履修評価、学科の教育内容、学生指導の成果としている。

各学科における平成26年度の国家試験の結果は下表のとおりであり、保健師、助産師、理学療法士、精神保健福祉士の合格率は100%、看護師、社会福祉士、管理栄養士は100%に近い合格率となっている。また、社会福祉士の合格率は東北の福祉系大学ではトップであり、全国の15位以内に入っている。

平成26年度国家試験受験結果について

卒業期 (年度)	学科名	看護学科			理学療法学科	社会福祉学科		栄養学科
		試験種別	看護師	保健師	助産師	理学療法士	社会福祉士	精神保健福祉士
13期生 ②⑥	受験者	106	117	3	33	49	14	32
	合格者	104	117	3	33	34	14	31
	本学合格率	98.1%	100.0%	100.0%	100.0%	69.4%	100.0%	96.9%
	全国平均	95.5%	99.6%	99.9%	89.1%	27.0%	61.3%	95.4%

各学科で高い合格率となっているのは、教育目標に沿った以下の指導等を行っているからである。

#### ① 看護学科

既定の単位を修得すると、看護師国家試験受験資格が得られる。保健師、助産師の国家試験受験資格は、「保健学コース(30名程度)」「助産学コース(10名程度)」のコース履修学生の選抜を3年次後期に行い、既定の単位修得により得ることができる。なお「保健学コース」は平成24年度入学生から選択コースとなっている。

国家試験対策としては、教員による国家試験対策委員会及び国家試験対策学生委員会で、1～4年の全学生に対し、国家試験対策についてのガイダンスを徹底して行っている。また、前年度国家試験結果の分析説明会の開催、模擬試験の実施、学内補習講義を行い、学生個々の状況を卒業研究指導担当教員と共有しながら、学生の学習支援を行っている。なお、卒業研究は教員1名が2～5名の学生の指導に当たっている。

#### ② 理学療法学科

理学療法学科の既定の単位を修得すると理学療法士国家試験の受験資格が得られる。教員は、学生にグループ学習を勧め、希望する学生は、模擬試験を受け、国家試験に備えている。また、グループ学習、自己学習の支援のために学習教室を提供している。

#### ③ 社会福祉学科

社会福祉学科では、社会福祉士の国家試験受験資格に必要な科目の履修・単位取得を基本に据え、精神保健福祉士の国家試験受験資格を希望する者は、前者の履修・単位取得に加えて、精神保健福祉士養成課程科目の履修・単位取得を条件に精神保健福祉士の国家試験受験資格を認定している。また、精神保健福祉士を希望する学生に対しては、3年次後期までに精神保健福祉士養成課程科目の履修学生の選抜を行い、定員は、精神福祉士養成課程の実習施設との関係から1学年20名としている。

国家試験対策として、学科内に「国家試験対策委員会」を設け、国家試験受験の説明と手続の援助、学内での模擬試験の実施、合格者による合格体験報告会の開催等を行っているほか、指定科目を担当している教員が自主的に学習指導を行ったり、学生とともに国家試験の出題傾向を分析したりする等、学生の自己学習に支援している。

#### ④ 栄養学科

栄養学科では、既定の単位を修得すると管理栄養士国家試験の受験資格が得られる。

また、選択科目として既定の単位を修得することにより、栄養教諭第一種免許状が得られる。学生は国家試験対策委員の支援・相談を受け、グループ学習又は自己学習を進め、模擬試験を受け、国家試験に備えている。また、良好な学習環境を保つために学科専用の学習教室を提供している。

### <健康科学研究科>

教育目標に沿った教育・研究指導を行い、過去6年間の学位授与状況は、下表のとおりである。

学位授与状況 (単位：名)

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	計
修士 (健康科学)	4	9	3	3	3	5	27
修士 (看護学)	7	9	2	4	6	4	32
修士 (社会福祉学)	0	0	0	1	0	0	1
博士 (健康科学)	7	5	1	2	5	5	25

これらのうち、社会人学生が大半を占めており、論文作成に係るスケジュールがタイトであり、修了延期を余儀なくされるケースが見られる。入学年度ごとの修了延期者の状況は以下のとおりである。

修了延期者状況 (単位：名)

		H21	H22	H23	H24	H25	計
博士前期	修了延期	4	3	2	2	1	12
	入学者数	17	7	9	10	10	65
博士後期	修了延期	5	4	4	2		15
	入学者数	5	4	6	2		17

## (2) 学位授与(卒業、修了認定)は適切に行われているか。

### <健康科学部>

学位授与は、卒業認定・学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に則り、学則及び履修規程に定めた就業年限内で卒業要件の単位を修得した学生について、「幅広い教養と専門性を育み、保健医療福祉領域における社会及び地域ニーズ、地域特性に即した主体性・実践力を持ち、人間性豊かなヒューマンケアの担い手に達したもの」と認め、卒業を認定し学位を授与している。学位授与に必要な成績認定は、各学科の卒業判定会議において、4年生一人ひとりについて修業年限及び成績原簿により単位数を確認して「卒業判定に関する意見書」を作成し、教務委員会及び教授会での審議を経て学長が承認している（資料4（4）-2 P4、資料4（4）-3 第5節第49条、50条、資料4（4）-4 第12条、第13条、資料4（4）-5 第2条、資料4（4）-6 第2条）。また、卒業要件は、学生便覧に記載し、1年次オリエンテーションにおいて、履修上の注意事項と併せて学生に周知している（資料4（4）-2 P25）。

#### ＜健康科学研究科＞

研究科委員会において、主査及び副査による論文の審査結果及び最終試験、公開発表会の判定結果並びに当該学生の単位取得状況により、修了の可否を判定し、学長が研究科委員会の判定結果に基づき修了を認定し、適切学位を授与している。修了の要件は大学院履修規程に定め、大学院便覧・授業要項に明示するとともに、毎年度4月の学生ガイダンスにおいて周知している（資料4（4）-7 第2条、資料4（4）-8 第4条、資料4（4）-9 P92、P135）。

## 2 点検・評価

### ●基準4（第4節）の充足状況

学部の教育成果は、GPA が中間値より高く、高い水準で国家試験に合格していることから、教育目標に沿った成果が上がっていると判断され、また学位授与方針に基づいた条件を満たした学生に学位を授与している。一方、研究科では、一部の社会人学生においては、修了延期を余儀なくされるなどの課題もあるものの、過去6年間の学位授与状況はおおむね順調である。これらのことより、同基準をおおむね充足している。

#### ①効果が上がっている事項

##### ＜健康科学部＞

教育の成果の現れとして、GPA 評価を活用していることや国家試験合格率が、各学科とも全国平均を上回っている。

##### ＜健康科学研究科＞

第二期中期計画において、大学院生の研究推進として「研究成果の地域社会への還元」を目標項目の一つとしており、平成26年度においては、関係機関での業務改善につながるデータ、知的財産の取得等、地域社会への具体的成果の還元として、3件の顕著な実績があった（資料4（4）-10）。

#### ②改善すべき事項

##### ＜健康科学部＞

特になし。

### ＜健康科学研究科＞

社会人学生が大半を占めており、修了延期を余儀なくされるケースが見られる。

博士後期課程においては、「単位取得満期退学制度」に基づき、そのようなケースへの対応を行っている（資料4（4）－11）。

## 3 将来に向けた発展方策

### ①効果が上がっている事項

#### ＜健康科学部＞

GPA の導入は、学生自身の学習成果の指標として使われ、また教育目標達成の指標のひとつにもなっている。引き続き GPA 評価の活用や高い国家試験合格率を維持していく。

#### ＜健康科学研究科＞

第二期中期計画に基づく新コース・カリキュラムの改訂と関連付けて、大学院学生による研究成果の社会還元をさらに進めていく。

### ②改善すべき事項

#### ＜健康科学部＞

特になし。

#### ＜健康科学研究科＞

規定年限を越えた者や単位取得満期退学者に対して、指導教員が論文指導や支援を引き続き行うための支援を組織的に行っていく。

## 4 根拠資料

- 4（4）－1 平成26年度学部生GPA集計データ
- 4（4）－2 学生便覧（既出1－1）
- 4（4）－3 青森県立保健大学学則（既出 1－3）
- 4（4）－4 青森県立保健大学履修規程（既出 4（3）－7）
- 4（4）－5 青森県立保健大学教務委員会規程
- 4（4）－6 青森県立保健大学教授会規程（既出2－17）
- 4（4）－7 青森県立保健大学大学院研究科委員会規程（既出 2－19）
- 4（4）－8 青森県立保健大学大学院履修規程（既出 4（1）－3）
- 4（4）－9 大学院便覧・授業要項 2015（既出 1－6）
- 4（4）－10 大学院生の地域社会への具体的成果の還元についての報告
- 4（4）－11 単位取得退学者に関する規定（青森県立保健大学学位規程第10条の2）に関する申し合わせ



## 第5章 学生の受け入れ

### 1 現状説明

#### (1) 学生の受け入れ方針を明示しているか。

##### <大学全体>

大学の入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）を示し、それに基づいて学部及び各学科の受入方針を定めている。受入方針は、大学案内、入学者選抜要項等に明記するとともに、大学ホームページに掲載し、受験生および社会一般に公表している（資料5-1① P7、資料5-1② P9、資料5-2 PI~PIII、資料5-3）。特に受験生には、選抜要項等の冊子の配付以外に、進学相談会、大学見学会（オープンキャンパス）、模擬講義等の機会に周知を図っている。

##### 青森県立保健大学アドミッション・ポリシー

本学は、健康科学部において、保健医療福祉の専門職として活躍できる専門性を育み、互いの専門性を尊重しながら連携、協調を図り、ヒューマンケアを統合実践できる人材育成を目指しています。そのためには、(1) 人間性豊かで、(2) 保健医療福祉の発展に寄与でき、(3) 国際化への対応と地域特性を踏まえ、社会に貢献できる人材の育成を目標としており、次のような要件を備えた学生を求めています。

##### <健康科学部>

大学アドミッション・ポリシー（教育理念に基づく入学者受入方針）のもと、健康科学部アドミッション・ポリシーを明らかにし、受験生の能力、職業観、適応性等を適切に評価できる学生選抜方法により入学者選抜試験を実施している。

##### 健康科学部アドミッション・ポリシー

人への深い関心と生命を尊重する気持ちを持って、ケアする専門職への動機付けを有していること。

また、個性豊かでパイオニアになるための素養としての独創性を有し、何事も主体的に取り組む姿勢を持つ学生を求めます。

この学部アドミッション・ポリシーを踏まえ、各学科のアドミッション・ポリシーを次のとおり定めている。

#### ① 看護学科

看護職（保健師、助産師、看護師）として、人間の生涯にわたる健康生活のニーズやその社会的ニーズの変化に対応できる人材を育成します。そのために人間を心身両面から理解し、様々な健康段階にある人々のニーズに対応した援助と専門職としての責務と行動について学習していきます（資料5-4）。

ア 看護学を学ぶために必要な、国語、理科、英語などの基礎的学力を備えている人。

イ 自ら進んで意欲的に学ぶことができる人。

ウ 自分の考えを筋道立てて適切に表現できる人。

エ 人に関わることが好きで、相手の気持ちを尊重し、適切な人間関係を保つことが

できる人。

オ 看護に関心を持ち、看護職として社会に貢献する意欲がある人。

## ② 理学療法学科

心身に障害を有する人や障害の発生が予測される人を対象として、人々の生活復権の援助を担う一専門分野です。理学療法士の存在意義は対象者の多様なニーズに理学療法技術を用いて応えることにあります。それゆえ理学療法士には、社会奉仕の精神、科学的探究心、責任感および主体的な問題解決能力が求められます（資料5-5）。

ア 高等学校で履修する数学、理科、英語、国語などの基礎学力を有する人。

イ 医学や医療に対する関心度が高く、特に理学療法分野で貢献したいという目的意識と情熱を持っている人。

ウ 自己啓発に努め、幅広い教養を身につけるべく自主的に学習する人。

エ コミュニケーション能力を高めるよう入学後も継続して自己研鑽する人。

## ③ 社会福祉学科

現代社会の動向を的確に認識し、生活主体者としての人間の尊厳を深く理解し、地域社会の中で様々な生活上の困難を抱えた人に対して支援できる高度な専門職としての人材を育成する使命を持つものであり、そのために社会福祉に対する情熱を持ち、他者の立場を考え、約束を守り、相手とコミュニケーションのとれる学生を求めます（資料5-6）。

ア 高等学校で履修する国語、地歴・公民などの内容が、大学の授業の土台になるためにしっかりと学習されている人。

イ 仲間や他人、親、兄弟姉妹などとの人間関係において常に相手の立場を考えられるような柔軟性・社会性を有している人。

ウ 人間の尊厳を深く理解し、様々な生活困難を抱えた人に対して支援する立場の人間として、相手と友好性・協調性を持って信頼関係を結べる人。

エ 自分の意見を表明しながら、相手との約束をしっかりと守り、自分の考えや行動に責任を持てる人。

オ 周囲の人と良好な関係を保つために、コミュニケーションをとることができ、状況認識ができる人。

## ④ 栄養学科

栄養学は保健・医療分野のなかで基盤となる学問です。その学問および実践の専門家である管理栄養士は、食品、調理といった口に入る前のことから、体内での代謝・生理、また人々の食行動に関係するさまざまな要因について理解する必要がある、幅広い学問的基礎と深い洞察力、柔軟な応用力が求められます（資料5-7）。

ア 栄養学の専門分野を主体的に学ぶための基礎となる科目、特に生物や化学を理解している人。

イ 栄養学を通して生命と心理にかかわる真理を追究することに情熱を持つ人。

ウ 健康の維持・増進、疾病の予防・回復・再発防止および介護を目指して、食を通じた人々への支援に取り組みたい人。

エ 地域における農林水産食品の加工・調理や機能性にかかわる研究開発にチャレンジしたい人。

オ そして、人間の健康と栄養との関係をとらえ、豊かなコミュニケーション能力と  
‘Think globally, act locally’ の感覚をもち、ヒューマンケアを実践したいとい  
う夢と情熱を持つ人。

### ＜健康科学研究科＞

各選抜の方法（一般選抜、社会人特別選抜）において「出願資格」は学生募集要項など  
に示しているが、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）については明文化され  
ていない。

## （２）学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集および入学者選抜を行って いるか。

### ＜健康科学部＞

#### 【学生募集】

学生募集は、入学試験委員会及び学生募集対策委員会が中心となって計画を立案し、  
運営を行っている。

入学試験委員会は、学長、副学長、学部長、学科長及び学科推薦の委員（教授）1名  
から構成され、入学試験実施方針の確認、受験生に配布する各入試区分の学生募集要項  
の内容確認を行い、適切な時期に配付している（資料5－8 第2条、3条、資料5－  
9①～⑤）。また、募集については、大学ホームページに「入試情報」欄を設け、入試の  
スケジュール、資料請求方法について広報している（資料5－10）。

学生募集対策委員会は、副学長、入学試験委員長である学部長、学生支援を担当する  
学生部長、各学科代表者、教務学生課長で構成され、大学、学部、各学科アドミッシ  
ョン・ポリシーに合致した受験生を獲得するために、専門職に対する理解、本学の教育や  
学生支援の特色とアドミッション・ポリシーを正しく理解させることを目的に学生募集  
対策を行っている（資料5－11 第2条、3条）。具体的には、大学案内の作成と内容の  
改善、高校進路指導者担当者への説明会の開催、豊富な学習・演習体験ができるオー  
プンキャンパスの実施、専門職への理解促進を目的とした教員による高校訪問の実施、本  
学学生による母校訪問の実施、専門職理解を促進するための高校での模擬講義の実施、  
高校生が大学の授業に直接参加する高大連携事業の実施、である。

#### 【入学者選抜】

アドミッション・ポリシーに沿った大学入試センター試験科目、大学個別の小論文等  
を課し、選考を行っている。全ての入試区分に面接を、さらに一般入試後期日程試験で  
は集団討論を課し、面接の際、受験生がアドミッション・ポリシーを理解しているか確  
認できるよう、各学科の面接の手引きを作成している。

入学者の選抜において、選抜のプロセス、入学者の決定は、入学試験委員会及び教授  
会での審議を経て、学長が決定している。いずれの入試においても機密を保持し、厳正  
な選考手続きにより入学者を決定している。

入学者選抜要項には、アドミッション・ポリシーはもとより、入試区分ごとの選抜方  
法を総合的・網羅的に記載している。さらに、入試区分ごとに事前配付する学生募集要  
項においても、選抜概要とともに具体的な選抜方法を記し、大学ホームページ、進学相  
談会、オープンキャンパス等において、受験生に周知をしている（資料5－2、資料5

ー 9①～⑤、資料 5-12)。また、入試の実施に当たっては、学内関係者に当該入試の学生募集要項、実施要領を事前に配付し、熟読したうえで試験当日に備えている。

成績の開示は、「青森県個人情報保護条例第 20 条第 1 項の開示請求があった場合において直ちに開示することができる保有個人情報（公立大学法人青森県立保健大学告示第 1 号）」（資料 5-13）に基づき、受験生本人から開示請求があれば成績を開示している。平成 27 年度入試の開示請求は 179 件で、1 件を除きいずれも入学生からの請求であり、全入学生に占める請求者の割合は 78%となっている。ここ数年間の請求者割合は、7～8 割で推移している（資料 5-14）。

### ＜健康科学研究科＞

学生募集は、大学院案内、募集要項、全国の保健医療福祉系大学への郵送、県内実習施設等関連機関への郵送及び本学ホームページへの掲載により行っている（資料 5-15①② 各 P10、資料 5-16①②、資料 5-17）。

入学者選抜は、博士前期課程においては一般選抜、社会人特別選抜及び外国人留学生選抜で、博士後期課程においては一般選抜と社会人特別選抜で行っているが、選抜区分ごとの入学定員は特に定めていない。博士前期課程の入学者選抜方法は、一般選抜、社会人特別選抜及び外国人留学生選抜とも、選抜試験（英語・専門科目・面接）の結果及び出願書類等を総合して行っている。

博士後期課程の入学者選抜は、一般選抜、社会人特別選抜とも、選抜試験（英語・口述試験）の結果及び出願書類等を総合して行っている。

専門学校・短大の卒業生にも門戸を開放しており、入学資格審査の後に選抜試験を受けることになっていて、その資格要件は募集要項に記載している。

入学者の選抜方法について、選抜のプロセスは各領域での検討の後、研究科委員会での協議を経て、学長が決定する（資料 5-18）。

## （3）適切な定員を設定し、学生を受け入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

### ＜健康科学部＞

- ① 平成 27 年度の健康科学部の入学定員及び入試区分（一般入試前期・後期日程、AO 入試及び特別選抜）ごとの募集人員は下表のとおりである。

（単位：名）

	看護学科	理学療法学科	社会福祉学科	栄養学科	計（学部）
一般入試前期日程	47	14	25	19	105
一般入試後期日程	8	3	6	3	20
AO入試	6	2	4	0	12
特別選抜（推薦入試）	39（35）	11（10）	15（14）	8（8）	73（67）
計（入学定員）	100	30	50	30	210

- ② 入学定員は、各学科とも、一般入試前期日程の 50%前後、後期日程は 10%前後、AO 入試は 10%前後、特別選抜の高校生を対象とした一般推薦は定員の 30%前後であ

る。(資料5-19)

- ③ A0 入試は、平成 19 年度に導入し、特別選抜は、主として県内高校生を対象とした定員を設けた推薦入試等を実施している。
- ④ 各入試区分及び編入学試験の実施状況は次のとおりである。

**【一般入試前期・後期日程】**

大学入試センター試験及び個別学力検査等の成績並びに調査書の内容を総合して選抜を実施している。平成 22 年度入試 (23 年度入学生) から 26 年度入試 (27 年度入学性) まで 5 カ年間の一般入試 (前期+後期日程) の志願倍率の平均は、看護学科 5.30 倍、理学療法学科 5.62 倍、社会福祉学科 3.53 倍、栄養学科 4.36 倍であり、全学科で高倍率を維持している。(資料5-20)

**【A0 入試】**

出願者の人物像をアドミッション・ポリシーとより厳密に照らし合わせて選考する A0 入試は、平成 19 年度より実施している。定員は、看護学科 6 名 (1 名は特別活動選抜)、理学療法学科 2 名、社会福祉学科 4 名の計 12 名であり、学科により異なるが、高い倍率を維持している (資料5-9② P2)。

**【特別選抜】**

推薦入試は、主として青森県内の高校生を対象に、看護学科 35 名 (うち県外高等学校対象者 5 名)、理学療法学科 10 名 (同 2 名)、社会福祉学科 14 名 (同 3 名)、栄養学科 8 名 (同 2 名) の計 67 名であり、小論文、面接及び調査書の内容を総合して選抜している (資料5-9③ P2)。

社会人・学士特別選抜は、看護学科 2 名、理学療法学科 1 名、社会福祉学科 1 名の計 4 名、私費外国人留学生は、看護学科 1 名である (資料5-9④ P2)。

**【編入学試験】**

保健医療福祉の現職者にリカレント教育の機会を提供し、併せて新しく 4 年制大学に進路を求めている学習意欲のある短期大学、高等専門学校及び専修学校卒業者等に学習の機会を提供するために編入学制度を設けている。各学科の募集人員と編入年次は、看護学科 10 名 (4 名は指定校推薦) 3 年次編入、理学療法学科 2 名 3 年次編入、社会福祉学科 4 名 2 年次編入、栄養学科 3 名 2 年次編入であり、学部として 19 名を募集している。

平成 27 年度の収容定員に対する在籍学生数の割合は、平成 26 年度に実施した平成 27 年度一般入試前期・後期日程、A0 入試、特別選抜及び編入学試験の結果から、下表のとおり、全学科 1.10 倍未満であり、適切に管理している。

平成 27 年度受験者・合格者等の状況と収容定員

(単位:名)

	入学定員	受験者数	合格者数	収容定員 (A)	在籍学生数 (B)	(B / (A))
看護学科	100	295	110	420	448	1.07
理学療法学科	30	137	35	124	136	1.10
社会福祉学科	50	131	57	212	209	0.99
栄養学科	30	114	34	129	135	1.05
学部全体	210	677	236	885	928	1.05

### ＜健康科学研究科＞

入学定員は、大学院設置当初（平成 15 年度博士前期課程、17 年度博士後期課程）は、それぞれ 20 名、4 名であり、対志願者数に対して適切な状況にあった。しかし、博士前期課程については、社会的な状況の変化などから平成 22 年度頃より志願者が入学定員に満たない状況が続き、学生募集対策などを強化したものの、十分な効果が得られなかった（資料 5-21）。そのため、第二期中期計画の初年度（平成 26 年度）からは、入学定員を半減し、10 名としている（資料 5-22 P4～P5）。

### （４）学生募集および入学者選抜は、学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的に検証を行っているか。

#### ＜健康科学部＞

##### 【学生募集対策の適切性の検証】

学生募集対策の実施方法や実施体制は、学生募集対策委員会において、アドミッション・ポリシー、教育内容及び学生生活について、適切かつ効果的・効率的に受験生等へ伝達、周知されているか、各学科の意見を集約して広範囲な視点から検証している（資料 5-11）。さらに、入学生に対して、本学志願動機や志望校選択に関わる情報収集の方法や手段に関するアンケート調査を行い、本学の学生募集対策の適切性について評価し、これをもとに年間計画を立案し、事業を展開している。在學生は、学生モニターとして長期休業期間中に出身校（母校）を訪問し、受験生及び進路指導の教員に対して本学を PR することにより学生募集対策の一翼を担っている。

青森県地方独立行政法人評価委員会による平成 26 年度の学生募集対策に関する外部評価は、「中期計画の達成に向けて順調な進捗状況にある」とされ、「入学生の受入れに関して、学士課程において、学生モニターを導入し、受験者ニーズを踏まえた大学案内を作成するなど、積極的に取り組んでおり評価できる。」と高評価であった（資料 5-23 P5）。

##### 【入学者選抜方法の検証】

入学者選抜試験の実施方法や実施体制は、学長直轄の学部入学試験委員会（委員長は学部長）において、各学科の意見、学科ごとの次年度、次々年度の変更点等の審議を経て決定している。

入学試験問題は、入学試験委員会において、出題方針、これまでの結果や難易度等について入念な検証を実施した後、問題内容の機密性の確保のために入学試験委員会とは分離した問題作成委員会（委員長は入学試験委員会委員長が兼務）を設置して作成する。問題作成委員会で問題作成教員を協議して選任し、委員長が個別に問題作成を依頼し、問題作成委員会において出題の趣旨、問題の内容、採点基準の適否について厳密な検討を行って作成している（資料 5-8）。

検証については、第二期中期計画に基づく年度計画に中項目として「入学生の受入れに関する目標を達成するための計画」があり、小項目「入学者の選抜方法の検証と改善」の中で、「入学者選抜方法ごとの入学後の学修、退学・休学状況を踏まえて、入学者選抜方法を毎年度検証し、必要に応じ改善を図る」としており、それに基づいて、データを

蓄積、分析し、検証している（資料5-24 P1）。業務実績は、青森県地方独立行政法人評価委員会において外部評価され、平成26年度の結果は、「中期計画の達成に向けて順調な進捗状況にある」との評価であった（資料5-23 P5）。

### ＜健康科学研究科＞

特に博士前期課程について、志願者数の減少に対する種々の施策を講じる際に、学生募集の方法に関して検討・改善を行った。第二期中期計画に基づく年度計画の中で、「積極的な広報等による定員充足への取組」を掲げており、PDCA サイクルに基づく点検・見直しを行っている（資料5-22 P12）。

## 2 点検・評価

### ●基準5の充足状況

健康科学部における学生の受け入れについては、大学の方針に基づいて、学部、各学科の入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）を定めて明示している。ポリシーに基づいて入学試験の実施計画を立て、公正かつ適切に学生を募集している。本学のキャパシティに適切な入学定員・募集人員を設定し、各入学試験選抜方法で入学試験を実施し、各学科とも定員割れは生じていない。一方、研究科については、「出願資格」は学生募集要項等に示しているが、入学者受入方針については明文化されていない。また、博士前期課程において志願者減が見られたことから、年度計画に「積極的な広報等による定員充足への取組」を盛り込み、PDCA サイクルに基づく点検・見直しを行っている。これらのことより、同基準をおおむね充足している。

### ①効果が上がっている事項

#### ＜健康科学部＞

アドミッション・ポリシーは、進路熟考を理由とした休退学者が少ないこと、リメディアル教育を履修する学生が少ないこと等から、募集要項、進学説明会、高大連携を促進する学生募集対策事業等を通して受験生等に理解され浸透してきている。

特にAO入試では、大学、学部、各学科のアドミッション・ポリシーに基づき厳密に選考するため、これまで休退学者がない。

#### ＜健康科学研究科＞

博士後期課程については、定数（4名）に対して適切な入学者を安定した形で確保できている。

### ②改善すべき事項

#### ＜健康科学部＞

看護学科の編入学試験の受験者は定員に満たない。これは、近隣の看護系短期大学が4年制大学の認可を受け短大の募集を停止したこと、また、短大生そのものの人数が全国的に減少してきたこと等による。理学療法学科の編入学志願者はこれまで1名である。これは、理学療法系専門学校や短大を卒業して、4年制大学に入学するメリットがないことによる。一方栄養学科の編入学のニーズは高い。これらのことから、編入学試験の在り方について検討が必要である。

### ＜健康科学研究科＞

博士前期課程については、入学定員を半減（10名）した後も、志願者数は入学定員程度に留まっている。また、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）について明文化されていない。

## 3 将来に向けた発展方策

### ①効果が上がっている事項

#### ＜健康科学部＞

アドミッション・ポリシーに基づき、引き続き、適切な募集及び入学者選抜を行っていく。

#### ＜健康科学研究科＞

近隣の教育機関の教員が学位を取得するための受け皿としても、本学の博士後期課程の存在価値は小さくないことから、今後も適切な募集活動と選抜を継続する。

### ②改善すべき事項

#### ＜健康科学部＞

4年制大学における編入学制度の在り方について、全国的な傾向、ニーズを捉えて、本学における各学科の編入学募集の定員等について議論を継続し、第二期中期目標期間中に見直す。

#### ＜健康科学研究科＞

博士前期課程については、本学の学部卒業生に対する進学への働きかけを強化するとともに、社会人学生に配慮した教育体制の充実をより進め、志願者増につなげる。

第二期中期計画においては、「社会的ニーズに合致した大学院への変革」を中心的な課題としており、平成29年度からの新たなコース及びカリキュラムの設定の中で、教育目標の再点検とそれに基づく、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）を定める。

## 4 根拠資料

- 5-1① 大学案内（LIVE2015）（既出 1-7①）
- 5-1② 大学案内（LIVE2016）（既出 1-7②）
- 5-2 平成27年度入学者選抜要項
- 5-3 健康科学部アドミッション・ポリシー（HP）（既出 1-4）  
[http://www.auhw.ac.jp/kenkoukagaku/admission\\_policy.html](http://www.auhw.ac.jp/kenkoukagaku/admission_policy.html)
- 5-4 看護学科アドミッション・ポリシー（HP）  
<http://www.auhw.ac.jp/kenkoukagaku/nurse/admission.html>
- 5-5 理学療法学科アドミッション・ポリシー（HP）  
<http://www.auhw.ac.jp/kenkoukagaku/physio/admission.html>
- 5-6 社会福祉学科アドミッション・ポリシー（HP）  
<http://www.auhw.ac.jp/kenkoukagaku/welfare/admission.html>
- 5-7 栄養学科アドミッション・ポリシー（HP）



- <http://www.auhw.ac.jp/kenkoukagaku/dietetics/admission.html>
- 5-8 青森県立保健大学健康科学部入学試験委員会規程
- 5-9 ①～⑤ 学生募集要項 (①一般 ②AO ③推薦 ④特別 ⑤編入)
- 5-10 入試情報 (HP)  
<http://www.auhw.ac.jp/boshu/exam/>
- 5-11 青森県立保健大学学生募集対策委員会規程
- 5-12 入学者選抜試験概要 (HP)  
<http://www.auhw.ac.jp/boshu/exam/examination.html>
- 5-13 「青森県個人情報保護条例第20条第1項の開示請求があった場合において直ちに開示することができる保有個人情報」に基づく公立大学法人青森県立保健大学告示第1号
- 5-14 平成27年度入学者選抜結果の情報開示請求制度利用者数について
- 5-15① 大学院案内 2015 (既出 1-10①)
- 5-15② 大学院案内 2016 (既出 1-10②)
- 5-16① 学生募集要項 (博士前期課程: 第1期募集)
- 5-16② 学生募集要項 (博士前期課程: 第2期募集)
- 5-16③ 学生募集要項 (博士後期課程: 第1期募集)
- 5-16④ 学生募集要項 (博士後期課程: 第2期募集)
- 5-17 大学院入試情報 (HP)  
<http://www.auhw.ac.jp/daigakuin/exam/seikyuu.html>
- 5-18 青森県立保健大学大学院研究科委員会規程 (既出 2-19)
- 5-19 平成27年度入学者選抜結果一覧
- 5-20 一般入試志願倍率 (過去5年間) について
- 5-21 大学院入学者選抜結果 (志願者推移 (～H27))
- 5-22 平成26年度 業務実績報告書 (既出 4 (1) -13)
- 5-23 平成26年度 業務実績評価書
- 5-24 公立大学法人青森県立保健大学中期計画 (H26～H31年度) (既出 4 (1) -7)

## 第6章 学生の支援

### 1 現状説明

#### (1) 学生が修学に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう学生支援に関する方針を明確に定めているか。

##### 【学生支援の方針】

学生支援に関する方針は、第二期中期目標に基づき（資料6-1 P3）、第二期中期計画において、「教育・学習環境の整備」「学生への学生生活支援」「学生へのキャリア支援」の各項目を方針として定め、具体的に年度計画を策定し実施している（資料6-2 P3～P4、資料6-3 P5～P6）。これら学生支援に関連した具体的な内容は、学生便覧に記載して学生に周知している（資料6-4 P41～P62）。

これらは、PDCA サイクルに則り、所管委員会で検討・報告し、各学科の委員から各教員に伝達されている。業務実績については、毎年度、青森県地方独立行政法人評価委員会の外部評価を受けている。

##### 【学生支援の仕組みと組織体制】

学生支援に関して各種委員会を設置し、組織体制を整備している（資料6-5）。修学支援を所管する委員会は、教務委員会及び学生委員会であり、生活支援を所管する委員会は、学生委員会、保健管理委員会、人権に関する委員会及び就職対策委員会となっている。これらの委員会を定期的に開催するほか、学部長、学生部長及び教務学生課長が関連する部署や委員会、理事会、理事長との調整役割を担っている。

これらの支援体制を学生便覧に明記しているほか、各学期の開始時に開催しているガイダンスや、導入時教育を通して周知を図っている。

#### (2) 学生への修学支援は適切に行われているか。

個別の学生への支援は、学科の定員や学び方の特徴に合わせた体制をとっている。看護学科は、チューター制度に加え、学年担任を1名おき、学年担任と学科長が構成員となる看護学科学生支援委員会を組織している。理学療法学科と栄養学科は、学年担任、副担任制を取っている。社会福祉学科では1年生からゼミを組織し、ゼミ単位で支援している。

各担当教員は、学習面、学生生活全般へのサポートと指導を行い、休退学・復学時の対応を行っている。このほか、週2回、合計2時間以上のオフィスアワーを設け、ガイダンス時に資料を配付し、学生に周知している。これらの個別支援で把握した問題等に関しては、所管する委員会に報告され、全学的な検討と対応が行われている。

##### 【留年者及び休・退学者の状況把握と対応】

平成26年度の学部生における休学者は13名（1.4%）、退学者は7名（0.7%）であり、低い水準を保っている。休退学の理由は、病気療養が10名、進路再考・変更が5名であった（資料6-6）。身体的・精神的問題による休退学の場合は、保健嘱託員や心理相談員と担当教員又は学科長が連携し、早期解決の検討を行っている。

留年者・休学者の復学については、各学科の担当教員が中心となり個別支援を行い、学習面については、単位取得に係る相談、聴講を促すなど、円滑に学習できるように支援を行っている。仲間づくりなどの面においても、実習や演習、グループワークを

通して配慮している。心理面や身体面についての支援が必要な場合は、保健嘱託員や心理相談員に情報提供するとともに、学生に早期のアクセスを促している。

#### 【学生の能力に応じた補強学習の実施】

保健医療福祉の専門科目を理解するに当たり、高校時代の履修程度によって理解に差が生じないように、1年次前期に生物及び化学に関する補強学習を行っており（資料6-7①②）、平成26年度の履修者はそれぞれ14名、24名であった。

#### 【障がい学生に対する修学支援の実施】

障がい学生に対する修学支援としては、入学前に個別に必要な支援についての情報収集を行い、教務委員会で検討し、個別性に沿った支援を行っている。具体的には、講義では学習しやすい席の確保、マイクの使用、試験では試験時間の延長の対応をしている。学生生活支援については、学生委員会が対策を検討し、各学科担当教員が把握した学生生活上の問題に対し、健常学生と同様のサービスが受けられるように支援している。具体的には、電動車椅子使用者の新入生研修参加への個別サポートを行い、宿泊を含む全ての研修に保護者等の支援なしに円滑に参加できている。日常的にも、車椅子の移動ルートを確保するために、手動扉の開放等を行い、特別な支援がなくとも自由に往来ができている。

#### 【奨学金等の経済的支援の実施】

日本学生支援機構、地方公共団体、民間の奨学団体からの奨学金を受け入れており、新学期ガイダンスや掲示で学生に周知している。推薦書や学内選考が必要な奨学金制度は、学生委員会や学科担当教員がこれに対応している。平成26年度に日本学生支援機構から奨学金を受けた学生は、学部生573名、大学院生3名である（資料6-8）。

授業料減免制度は、授業料収入の3%以内で運用されている。国立大学法人と同様の家計基準及びGPAを用いた学力基準により学生委員会が審査・推薦し、学長が決定している。申請数は年々増加傾向にあり、経済状況等を反映していると考えられる。平成26年度前期実績は、申請者は53名、うち基準該当者は44名、全額免除を13名、半額免除を31名が受けている。後期は申請者52名、うち基準該当者49名、全額免除を9名、半額免除を40名が受けている（資料6-9）。

このほか、東日本大震災に係る交付税措置による授業料免除について、適切な申請を促し、平成26年度は、14名の授業料を免除している（資料6-10）。

#### 【修学支援に対する学生評価】

卒業生に対して、4年間の学生生活満足度調査を平成25年度から実施している。39の質問項目に対して、「強くそう思う」を5点、「まったくそう思わない」を1点として集計している。修学支援に関わる平成26年度卒業生の集計結果は、「十分な専門知識を得ることができた」4.35点、「十分な専門技術を身に付けることができた」3.99点、「実習の教育・指導が良かった」3.94点などであった。大学に対する全体的な評価として「本学で学ぶことに満足」は4.40点、「所属学科で学ぶことができて満足」が4.47点であり、極めて満足度が高い結果となっている。（資料6-11①②）。

### （3）学生の生活支援は適切に行われているか。

個別の学生への生活支援体制は、修学支援と同様に各学科体制で対応している。

### 【生活相談等】

学生相談については、学生が相談しやすいように、人材や手段を多様に整えている。相談窓口としては、教員、保健嘱託員、心理相談員、事務職員、人権に関する委員会委員がこれに当たっている。保健嘱託員は、養護教諭の資格を持つ者であり、臨床心理士の資格を持つ専門職である心理相談員を平成 17 年から導入し、相談体制を強化した。

健康面・心理面の相談については、保健室に保健嘱託員を常時配置し、相談に乗っている。心理相談員は、週 1 回 4 時間、専用の個室にて相談業務を行っている。心理相談員への相談は、保健嘱託員が申し込みを仲介しており、心理相談員不在の時間帯には、保健嘱託員が支援を行っている。問題のある学生については、学生の理解を取りながら、学科長、学科の担当者、保護者と連携を密にして支援を行っている（資料 6-12）

### 【ハラスメント対策】

平成 20 年に「公立大学法人青森県立保健大学におけるハラスメントの防止等に関する規程」を制定し（資料 6-13）、平成 21 年に制定された「ハラスメントに関するガイドライン」をもとにハラスメント防止対策を行っている（資料 6-14）。パンフレット配布（資料 6-15）、ポスター掲示を行うほか、教職員には 1 年に 1 度以上の研修の機会を設け、ハラスメントの範囲、予防策等を具体的に考える機会を設けている。

また、各学年の前期ガイダンスにおいて、ハラスメントに関するガイドラインを配布し、相談窓口としての人権に関する委員会について、また、相談内容やその後の対応について、教員からの説明を加えて周知している。

ハラスメント等の問題が生じた場合には、理事長を委員長とする「人権に関する委員会」が、問題の事実関係等を把握し、必要な指導や助言を行う（資料 6-13 第 7 条）。委員会への連絡方法や守秘義務の徹底等に関しては、入学時及び各学年のガイダンスで説明し、周知を行っている。

### 【コミュニケーション能力】

本学では、ケアを担う専門職となる学習を行う過程でコミュニケーション能力や社会人基礎力を学ぶこととなる。このため、専門科目が始まる前の 1 年生に対して、重点的に次の 3 つのプログラムを提供している。

#### ① 導入時教育プログラム

学生委員会と保健管理委員会が主導しており、平成 26 年度の内容は、①ゴミ出しや消費生活等の社会生活に関するプログラム、②安全講習会、③自転車運転における安全、④インターネットリスク、⑤カルトについて、⑥アルコールや薬物リスクを含む健康講話、⑦献血講話、⑧性教育（ドメスティックバイオレンス、性感染症、幸せな妊娠や出産）であった（資料 6-16）。

#### ② 新入生宿泊研修

入学直後に、1 泊の宿泊研修を行っている。研修の目的は、大学生としての学習方法と生活方法を身につけ、仲間をつくることである。学生間のコミュニケーションを促進するために、先輩である 2・3 年生が企画と実施を行い、これを学生部長及び各学科の委員から構成される新入生宿泊研修プロジェクトが支援している。平

成 26 年度の内容は、若者のコミュニケーション傾向についての研修会、先輩と教員が参加する学習方法や生活方法に関する自由討論会、レクリエーションでの仲間づくりであった（資料 6-17）。終了後のアンケート調査では、「学科に対する理解を深めることができた」、「大学生活をイメージすることができた」、「学生生活の疑問を解決することに役立った」、「企画が楽しかった」の項目について、いずれも 99%以上が「そう思う・ややそう思う」であり、評価が高かった（資料 6-18）。

### ③ 学生寮

平成 25 年度より、共同生活を通して協調性やコミュニケーション能力を身につけることを目的とした学生寮を学校敷地内に開設している。定員は 100 名（女子 80 名、男子 20 名）であり、平成 26 年度は 82 名（女子 70 名、男子 12 名）が入寮した（資料 6-19）。寮生活を経験した 2 年生をレジデントアシスタントとして 5 名程度配置し、寮母や担当事務職員からの助言を受けながら、自分たちで生活ルールを決めて生活を組み立てている。寮生活での成長はプログレスシート（資料 6-20）に記載させ、社会人基礎力の各項目について自己評価し、自己マネジメントを促している。平成 26 年度の入寮生からは、「自由が制限される反面、楽しさを共有することもできた」、「人と人とのつながりを深く学ぶことができた」、「視野が広がった」、「自分で生活していく練習ができた」、「寮で身につけたマナーは、社会人になっても必要なことだと思う」、「今後も他人のことを考えて行動したい」等、学生寮の設置目的にかなう意識が伺えた。

寮の運営には、学部長、学生部長、教務学生課長で構成する学生寮運営検討会を設置し、方針の立案と問題対応に当たっている（資料 6-21 第 5 条）。

#### 【その他の支援】

学外での現場実習が主体となる本学の教育の特色に鑑み、教育研究活動中の事故により傷害を被った場合の補償及び臨地実習等での事故に対する補償のため、保険加入を行っている。看護学科は、日本学校協議会共済制度「Will2」、理学療法・社会福祉・栄養学科は、「学生教育研究災害傷害保険」に加入している。さらに、感染症のり患及び伝播リスクを最低限にするために、小児感染症及び肝炎に関する検査と予防接種を促し、実施率は 100%である（資料 6-22）。

また、命を守るための AED 使用方法に関する講習会、献血に関する講習会等を開催し、学生の保健行動を推進している。健康診断の受診率は 100%である（資料 6-23）。

豊かな学生生活を送るための課外活動の支援として、学生自治会、サークル活動、大学祭、卒業関連事業について、学生委員が担当者となり、スムーズに活動が行えるように支援を行っている。ボランティアについては、地域連携・国際センターのボランティア推進事業と連携し、多様な体験ができるように支援している。特に本学の特徴を生かした課外活動である、「高校生に対する性についてのピアサポート」、「高校生のキャリアについてのピアサポート」、「障がい者が参加できるケア付きねぶたボランティア」、「地域住民への健康教育」、「献血の推進ボランティア」等の学生自主活動は、社会的な期待に沿うものであり、大学で支援を行うとともに、学外機関からの支援も得られている。

これら学生支援や本学の活動を保護者に伝えるため、年 2 回、大学広報誌「活彩！

保健大学だより「Campus Magazine」を発行・送付し、本学への興味を喚起し、信頼感獲得につなげている（資料6-24①②）。

#### 【生活支援に対する学生評価】

生活支援に関わる平成26年度卒業生の集計結果は、5点満点で「満足のいく人間関係を築くことができた」4.30点、「課外活動の支援が充実していた」3.50点、「健康管理に対する指導は満足のいくものだった」3.64点、「心理的な相談に対する支援は満足のいくものだった」3.51点などであった。健康管理や心理的相談に関しては、「どちらともいえない」の3点を付した学生が多く、これは当事者になって相談しなければ体制状況がよく分からないためと思われる（資料6-11①②）。

### （4）学生の進路支援は適切に行われているか。

#### 【進路支援の仕組みと組織体制】

各学科から就職対策委員を選出し、就職対策委員会において全学的に学生の就職支援に取り組んでいる（資料6-25、資料6-26 P3）。

また、学生数の多い看護学科では、学科内に就職対策支援チームを設け、役割分担し学生の進路指導に努めている（資料6-27）。

本学の教員は、学生が就こうとしている専門職での就労経験・大学院での学修経験がある者がほとんどであるため、進路に関する個別指導は担当教員が行っている。また、就職を担当する専門の事務職員を採用し、学生の個別相談、就職先開拓、就職対策委員会の事業を担当している。さらに、就職情報を提供するための学生センター（Molley's Room）を平成23年度から開設している（資料6-28）。進路支援の基盤となる国家試験対策については、就職対策委員会の所掌事項となっており、各学科で国家試験対策チームを編成、又は、担当教員を決めて対応している（資料6-25）。

大学院については、指導教員が責任をもって進路指導を行い、この結果を研究科長に報告している。

#### 【進路選択に関わるガイダンスの実施】

1年次から4年次まで継続した就職サポートを行っている（資料6-29）。具体的な就職先決定に関わる情報提供のために、3年生、4年生を対象とした病院、施設、企業を招いての就職説明会を行い、平成26年度は延べ4回開催した。12月には、内定が得られていない学生のためにハローワークと連携した相談会を開催し、支援を行っている。

#### 【国家試験対策の実施】

各学科の個別の対策については、第4章第4節で記載しているが、加えて、学部全体としての具体的支援内容は以下のとおりである。

##### ① 国家試験受験への情報提供

国家試験の内容、受験手続、受験方法等について、学科の国家試験対策チームを通してきめ細やかな情報提供を行っている。

##### ② 模擬試験・講座の実施

学生の意見を集約し、模擬試験の実施回数、スケジュール、開催場所等の調整を行っている。これらの実施については、学生自身の自主的な対策活動を教員が

サポートし、学生が自ら行動する力の育成に務めている。

### ③ 学習支援

試験直前には、休日も活用できる試験勉強のための学習室を確保している。成績不振者に関しては、担当教員が個別に対応し、指導を行っている。

#### 【卒業後の支援】

卒業後の学生のキャリア支援とUターン等の就職支援を目的として、同窓会組織の運営補助を就職対策委員会の所掌事項とし、同窓会が主催する研修会の費用に対する助成や、事務の補助、会報等の作成の補助を行っている。

また、本県へのUターン対策としてホームページの運用を開始し、これを推進する事業を行っている（資料6-30）。

#### 【進路支援の成果】

国家試験の合格率は、いずれも全国平均を上回り、高い合格率となっている（資料6-31）。就職率は高く推移し、平成26年度の就職率は、県内就職率は33.5%に止まり過去最低となったが、全体の就職率は98.7%と高かった（資料6-32）。大学院生の進路は、大学教員が一番多く、次いで病院に就職となっており、教育や実践において専門職の質的向上に寄与している（資料6-33）。

#### 【進路支援に対する学生評価】

進路支援に関わる平成26年度卒業生の集計結果は、5点満点で「社会人として働く自信を得ることができた」3.79点、「資格取得指導が充実していた」3.64点、「就職支援が充実していた」3.52点、「満足のいく就職先を得ることができた」4.36点、「社会人としてのマナーを身に付けることができた」4.03点であり、満足のいく就職先を得て、社会人となる自信を持っていることが示唆される（資料6-11①②）。

## 2 点検・評価

### ●基準6の充足状況

本学では、教育理念を実現するために、法人としての中期計画で達成目標を示し、学生の修学、生活、進路について年度ごとの方針と計画を定め、実施している。組織的な支援体制を整備し、各々の教員に方針を周知している。これにより、個々の学生の状況に即した適切できめ細かな支援を実現している。学生の留年及び休退学率の低さ、国家試験の合格率と就職率の高さ、学生満足度調査における学生評価の高さから、これらが裏付けられており、同基準をおおむね充足している。

#### ①効果が上がっている事項

学生の留年及び休退学率が低く、学習の満足度が高い。本学は、各教員が学生の個別性に合わせたきめ細やかな支援を実施し、これを委員会組織が支援する体制を取っている。このような、相手の顔の見える支援のシステムが成果を上げていると考えられる。

ハラスメントの相談はほとんどなく、健康診断の受診率、該当する感染症予防対策の受診率も100%である。学生自らが様々な危険を予防する行動がとれていると考えられ、新入生の生活に関する導入時教育や、各学年への時宜を得た指導の効果である。

国家試験の合格率が継続して高く、このことは、教育内容が充実していること、学生

の専門職に対する意欲を引き出す指導が行われていること、模擬試験や講習会等の開催等の支援が行われていること等による。就職率が高く、学生の主観的評価でも、望みの就職ができていることから、現在の支援内容は効果的である。1年次からのキャリア支援に加え、魅力的な教育が行われていることで、学生が自身の未来像を具体的に描くことができている。

## ②改善すべき事項

障がい学生の支援については、学生に合わせた個別支援は十分にできていると考えているが、入学試験から就職対策まで一貫した対策として明示できておらず、このことについて改善する必要がある。

就職率が高く、満足度も高いことから、学生は自らの決定した就職先に満足していると考えられる一方、本学は公立大学法人であり、本県の将来を担う人材確保・育成の使命がある。県内就職率が低下し続けている現状に対し、今後とも対策を立案・実施する必要がある。

## 3 将来に向けた発展方策

### ①効果が上がっている事項

少子化・核家族化が進み、生活経験が少ないことで、入学する学生のコミュニケーション能力や、社会人基礎力が一層低くなる可能性がある。また、社会背景の変化により、学生がさらされるリスクも変化すると考えられる。このことから、生活面に関する導入時教育プログラムや、学年を経てからの生活指導やハラスメントの予防対策が、より必要となる可能性が高い。このため、これまでの取り組み内容を検証しつつ、一層発展させていく。

国家試験やキャリア支援に関しては、これまで以上に学生の自主性を引き出すように支援を続けていく。

### ②改善すべき事項

障がい学生への支援については、速やかにガイドラインを作成し、入学試験に関する部分は入試委員会、入学してからの修学支援は教務委員会、生活支援は学生委員会、就職支援は就職対策委員会がそれぞれ実施主体となり、取り組む。

県内就職率の低迷については、平成26年度に行った「学生の就職決定要因調査」の結果を踏まえ、「学生が望む就職ができる」という理念を保ちながら、Uターン希望者への情報提供等を行う（資料6-34）。さらに、県内の関連病院・施設・企業が魅力ある就職先となり、それが学生に伝わるための支援を就職対策委員会の所掌として行っていく。

## 4 根拠資料

- 6-1 公立大学法人青森県立保健大学中期目標（H26～H31年度）
- 6-2 公立大学法人青森県立保健大学中期計画（H26～H31年度）（既出 4（1）-7）



- 6-3 公立大学法人青森県立保健大学平成27年度計画
- 6-4 学生便覧（既出 1-1）
- 6-5 学生支援に関わる組織
- 6-6 事由別の休学・復学・除籍者数
- 6-7 ①② シラバス（①生物の基礎 ②化学の基礎）
- 6-8 日本学生支援機構奨学金受給状況
- 6-9 授業料免除実績
- 6-10 東日本大震災被災学生に対する授業料減免等実施状況
- 6-11① H26年度 卒業生学生満足度調査集計表
- 6-11② H26年度 卒業生学生満足度調査票（既出 4（3）-12）
- 6-12 学生相談のご案内
- 6-13 公立大学法人青森県立保健大学におけるハラスメントの防止に関する規程  
（人権に関する委員会含む）
- 6-14 ハラスメントに関するガイドライン
- 6-15 学内ハラスメントをなくすために（見開きリーフレット）
- 6-16 大学生活支援プログラム
- 6-17 新入生宿泊研修日程
- 6-18 平成26年度新入生研修アンケート集計結果
- 6-19 平成26年度 学生寮について
- 6-20 プロGRESSシート
- 6-21 公立大学法人青森県立保健大学学生寮規程（学生寮運営検討委員会含む）
- 6-22 各種検査・予防接種実施者数
- 6-23 健康診断受診者数
- 6-24① 活彩！保健大学だより Campus Magazine Spring号
- 6-24② 活彩！保健大学だより Campus Magazine Autumn号
- 6-25 青森県立保健大学就職対策委員会規程
- 6-26 就職の手引き
- 6-27 看護学科就職対策支援の概要
- 6-28 学生センター（Molley's Room）
- 6-29 就職サポートガイダンス
- 6-30 Uターン情報（HP）  
<http://www.auhw.ac.jp/sotsugyosei/u-turnjouhou.html>
- 6-31 国家試験合格率
- 6-32 学部生就職状況
- 6-33 大学院生の進路
- 6-34 学生の就職先決定要因に関する調査報告書

## 第7章 教育研究等環境

### 1 現状説明

#### (1) 教育研究等環境の整備に関する方針を明確に定めているか。

第二期中期計画では、教育の実施体制に関する目標を達成する計画として「教育・学習環境の整備」を掲げ、情報システムや図書館機能の改善による教育・学習環境の充実及び学生の自習環境の充実を図ると定めている。研究実施体制に関する目標を達成するための計画として「研究活動の活性化」を掲げ、定期的に研究環境の点検・改善を行うと定めている。また、第二期中期計画の「施設及び設備に関する計画」として、老朽度合い等を勘案した施設及び設備の改修等を行うとしている(資料7-1)。

これらの第二期中期計画の内容については、学内ネットワークで掲示するほか、学科長等をとおして各学科内に周知し、共有化を図っている。

第二期中期計画の教育研究等環境の整備に関する方針を踏まえて、毎年度、各学科や研究推進・知的財産センター等に対して教育研究等環境の整備に係る予算を措置している。また、高額な機器・備品の更新や大規模な施設・設備の修繕等については、大学全体で対応する必要があることから、毎年度、各学科及び研究推進・知的財産センター等において、第二期中期目標期間6年間に必要となる教室の改修や教材備品等の調査を行い、緊急度や必要性等の優先度により整理した「備品更新及び大規模修繕計画」を策定し、目的積立金の活用等により計画的に整備を行っている(資料7-2)。

整備した機器・備品等については、所属を明確にした台帳を整備して管理体制等を整えている。

#### (2) 十分な校地・校舎および施設・設備を整備しているか。

① 本学は、90,225 m<sup>2</sup>の校地に管理・図書館棟、教育研究A・B・C棟、講堂、体育館、交流センター、学生棟等(建物総面積 35,591.83 m<sup>2</sup>)を設置しているほか、陸上競技場、多目的グラウンド、テニスコートの屋外体育施設、駐車場(約300台)、駐輪場(約400台)を有しており、校地、校舎等とも大学設置基準を上回る面積で、ゆとりと潤いのある空間が確保されている。建物はいずれも回廊によってつながっており、荒天時等の利便性を図っている(資料7-3)。

(校地・校舎等の状況)

校地・校舎等	階数	面積(m <sup>2</sup> )
敷地面積		90,225.00
管理・図書館棟	3	4,883.47
教育研究A棟	4	8,832.50
B棟	4	7,806.16
C棟	3	3,774.02
C棟厚生棟・学生棟	4	4,443.72
講堂	一部2	1,673.90
体育館	一部2	2,064.12
交流センター	1	1,140.59

その他		973.35
建物面積計		35,591.83

- ② 管理・図書館棟は、学長室、会議室、事務室、情報事務室、防災センター、保健室、図書館等を配置し、大学全体のインフォメーション機能及び管理運営の中核機能を果たしている。
- ③ 教育研究棟は、A～C棟で構成され、学部及び大学院で共用(大学院は主にC棟)している。講義室、演習室、実習室及び実験室は、学生への教育指導上の効果、カリキュラム等を踏まえて必要数を設けており、主なものは次のとおりである。

室名	室数	備考
大講義室 (A棟)	2	AV設備等有
中講義室 (A棟)	1	AV設備等有
小講義室 (A・B棟)	5	AV設備等有
講義室 (B棟)	5	AV設備等有
N-講義室 (C棟)	2	AV設備等有
Webラーニング室 (C棟)	1	
演習室 (A・B・C棟)	14	
小演習室 (B棟)	6	
自習室(学部学生用) (A棟)	1	パソコン25台配置
実習室 (A・B・C棟)	33	
情報処理教室 (A棟)	1	パソコン79台配置
大学院情報処理室 (C棟)	1	パソコン12台配置
語学・視聴覚教室(LT教室) (A棟)	2	パソコン34台配置
実験室 (A・B・C棟)	9	
研究室 (A・B・C・管理棟)	85	共同研究室、学科研究室を含む。

大講義室は、階段式教室でそれぞれ約200席の座席数を有しており、授業のほか、各種講演会、発表会等にも利用できるようになっている。各講義室には、AV機器を完備しており、計画的に更新を行っている。

演習室、小演習室及び語学・視聴覚教室は、本学の特色である少人数制の語学、ゼミ等に利用されている。実習室は、室数が多く、各学科の各専門ごとに設置している。情報処理室及び自習室には、計116台のパソコンが備えられ、情報処理関係の授業で使用するほか、学生個々の学内LAN、インターネット端末等として利用されている。実験室は、基礎的研究のほか、タンパク質、遺伝子解析等個別の専門研究を行うことができる設備を整備している。

教員研究室は、講師以上の教員は個人研究室、助教及び助手は共同研究室を使用している。各研究室には学内LANの端末が整備され、インターネットに接続している。

- ④ 学生棟は、学生寮、ドミトリ、学生サークル室で構成されており、学生寮は、導入時教育の一環として協調性、コミュニケーション能力の養成を目的に平成25年度に

設置し、現在定員 100 名(女子 80 名、男子 20 名)となっている。1 年次の学部学生を対象に、1 室 2 名制、原則 1 年の入寮期間として運営している。

- ⑤ 講堂は、座席数 482 席、音響・舞台照明設備等を備え、入学式及び学位記授与式のほか、公開講座等や各種学会等に利用されている。講堂ステージ上の画像・音声は、各講義室で視聴できるシステムとなっている。

- ⑥ 体育館は、バスケットボールコート 2 面の広さを有し、トレーニングルームには各種トレーニングマシンが備えられている。

屋外施設としては、300mトラックとサッカー場を有する陸上競技場、多目的グラウンドで構成されているほか、テニスコート 4 面を整備しており、学生のサークル活動等に利用されている。

- ⑦ 交流センター(約 300 席の食堂)及びコミュニティホールは、学生等の語らいや自習の場として利用されるほか、各種イベント等にも利用されている。

学生センター(Molley's Room)は、就職に関する情報提供、情報検索、相談等就職活動支援の拠点となっている。

- ⑧ その他、学生用自治会室は、十分な広さを有し、学生サークル室の必要数が確保されている。実習の多いカリキュラム等を考慮し、各学生に専用のロッカーを設置している。本学の校舎等は、冷暖房が完備し、四季を通して快適な環境が確保されている。

障がい者への配慮に関しては、スロープ、手すり、エレベーター、身障者用トイレ、車椅子対応カウンター、身障者専用駐車場等の設備が設けられ、バリアフリー化を図っている。

警備に関しては、24 時間警備員が常駐し、定期的に見回りしており、防犯カメラ(32 台)を設置し、安全性の確保を図っているほか、設備の点検・運転業務、清掃、植栽管理、冬期間の除排雪等は、業務委託により適切に行われており、安全性、利便性を確保している。

図書館を含む各施設は、教育研究活動等に支障がない限り広く地域に開放しており、これまでに各種学会、研修会、各種スポーツ大会等に利用されている。特にグラウンド、体育館等の体育施設は地域の団体等に広く活用されている。

体育館については、原子力災害及び大規模災害時は青森市指定避難所として、通常災害時は、隣接の養護老人ホーム、近隣の小学校の避難所として指定されているほか、グラウンドは、県防災ヘリコプターの場外離発着場に指定されているなど地域防災対策上の役割を担っている。

### (3) 図書館、学術情報サービスは十分に機能しているか。

図書館は、教職員の教育研究活動そして学生の学修に必要なソフト、ハード両側面の情報関連環境を整備し、その効果的な運用を図ることにより、教員の教育研究、学生の主体的な学修活動の推進に寄与するとともに、学内外の保健医療福祉に関する科学技術、制度改革の発展に資することを目的としている。このため、学術情報の収集整理と迅速かつ効果的な提供により、本学教職員、学生、学外医療福祉従事者及び地域住民へのサービスの拡充を目指している。保健医療福祉系大学の図書館として、充実した蔵書や学術雑誌が整備されており、今後もこの水準を維持・発展させていく。

(資料7-4～資料7-7)

① 図書(視聴覚資料を含む)

図書の選書は、専門分野の新刊図書を中心とし、見計らい図書の図書リストにより教員の推薦をもとに収書を行い、特に専門分野である看護、理学療法、社会福祉及び栄養に関する分野の図書については、網羅的に選書している。

平成21年度に受審した大学基準協会による認証評価において、「蔵書数が公立単科大学の平均蔵書数(98,717冊)を下回っているので、今後も引き続き計画的に増やすことが望まれる。(19年度末本学蔵書数90,265冊)」と助言されたことを受け、22年度以降、図書・視聴覚資料は、毎年度2,000冊数以上を目標として購入している。平成26年度末の蔵書数は111,456冊で、7年間で約21,000冊数増加し、順調に蔵書数が改善している(資料7-8)。

また、学生が専門書以外の図書を選ぶことを目的として選書を行うブックハンティングを平成23年度より開始している。指定の書店の店頭、インターネットで1組12,500円の範囲で自由に選定できる。選書の感想や選定した図書の紹介文を図書館だより「ラポール」に掲載し、図書と同時に図書館の特集コーナーで展示を行う。平成27年度までの5年間で延べ35組55名が参加し、合計326冊の小説・教養書等が選定された(資料7-9)。

② 学術雑誌、電子媒体、ネットワーク

洋雑誌は、年々の価格高騰、さらに円安差益の状況の中で、購入タイトル数を維持することが非常に困難になり、毎年購入タイトル数の見直しが必要である。平成26年度は補正予算で対応し、平成25年度の購入タイトル数の実績を維持することができた。今後は、各学科でコア雑誌を確定し、価格差を大学の補正予算で補填することにより、コア雑誌については原則として購入する方針である。

平成26年度の購入タイトル数は、和雑誌226タイトル、洋雑誌74タイトル、合計300タイトルである。このタイトル数は、公立大学単科大学の平均購入タイトル数(平成26年度学術情報基盤実態調査)204タイトル(和雑誌142タイトル、洋雑誌62タイトル)を上回っている(資料7-10)。

電子情報の整備としては、利用可能な電子ジャーナルは、洋雑誌48タイトルに加え、和雑誌メディカルオンライン、洋雑誌ProQuest Health and Medical Completeの導入により、利用できるタイトル数が増加した。データベースは、教育研究の重要な支援として、医学中央雑誌、CiNii、最新看護索引Web、CINAHL、聞蔵Ⅱビジュアル、InCites Journal Citation Reports等を導入している(資料7-11)。

③ 図書館規模と利用環境

図書館総面積は1,850㎡で、公立単科大学平均(平成17年度学術情報基盤実態調査)の1,852㎡とほぼ同じであるが、閲覧スペース1,082㎡は、平均773㎡よりも広く、学生が利用するスペースにはゆとりがある。閲覧席は、1階に一般閲覧席12席とグループ学習室2室(8席×2室)、グループワークルーム1室(23席)、2階に一般閲覧席93席、3階に一般閲覧席23席のほか、自習室1室(15席)、研究個室5室(5席)があり、総席数187席である。このほか2階にはソファ11脚を配置している。特に、各階のキャレル(一人用閲覧席)や研究個室はよく利用されてい

る。大学院生を含めた学生収容定員の17.6% (171席/973名)が確保されている。

また、OPAC 検索用のパソコンとして、1階に5台、2階・3階には各2台を設置し、蔵書検索やインターネットでの検索が可能である。このほか、1階には蔵書点検・インターネット・レポート作成用にパソコンを配置したメディアスペースが9席ある。また、図書館ホームページより利用案内、開館カレンダーなどのコンテンツ、さらに、医中誌、CINAHL、聞蔵Ⅱビジュアル、PubMed、CiNii、雑誌記事索引の各種データベースや電子ジャーナルへの入口を用意し、有用な情報源へは、リンク集からアクセスできるようになっている(資料7-12)

#### ④ 開館時間

開館時間は、平日は8時30分から20時(学部学生の講義終了時間18時30分)まで、長期休業期間は、8時45分から17時までである。土曜日については、長期休業期間及び祝日を除き、10時から16時までである。

大学院生、教職員及び事前に利用申請しガイダンスを受講した学部学生を対象に、平日は、6時から8時30分及び20時から24時、土曜日は、6時から10時及び16時から24時、日曜・祝日は、9時から24時まで無人開館を実施している。この時間帯の図書の貸出は、自動貸出装置で対応している(資料7-13、資料7-14)。

#### ⑤ 職員

専任職員2名(司書有資格者)と非常勤職員5名(うち司書有資格者3名)を配置し、最新情報の情報検索の質問や相談に応じるレファレンスサービス、文献複写等の相互協力サービス、新入生を対象とした図書館利用ガイダンス、文献検索講習会を逐次開催している。

これら図書館の運営や利用に関わる内容、学術情報サービスについては、全学の図書館委員会及び情報委員会において各学科教員の意見を集約して審議し、同時に広範囲な視点から随時検証している。変更点や新たな運用項目等については各学科委員を通して教員へ、図書館内掲示とWeb上の学内掲示板を通して学生へ、学外利用者に対しては図書館ホームページを通して周知している。

### (4) 教育研究等を支援する環境や条件は適切に整備されているか。

#### ① 研究費

専任教員に対する個人研究費は下表のとおり職位別に額を定めて支給している。

平成27年度教員研究費予算単価(単位:円)

区分	学 科 目 制 (1人当り)					備 考
	教授	准教授	講師	助教	助手	
実験系	516,000	400,000	325,000	279,000	232,000	左記金額を基礎配分額として、別途成果配分を追加
非実験系	359,000	300,000	263,000	232,000	200,000	左記金額を基礎配分額として、別途成果配分を追加

支給された研究費は、各年度の支出を弾力的に行うことができるよう、年度当初の届け出により翌年度に繰り越すことが可能になっている。また、前年度の研究実

績により研究費の成果配分を実施し、教員評価の上位者には学長賞として研究費の追加配分が行われる。(資料7-15 第4条、資料7-16)。

個人研究費の支給に加えて、学内公募方式に基づいた大学独自の特別研究費を整備し(資料7-17)、特別研究等審査委員会において申請された個々の特別研究を審査し、適正な配分を決定している(資料7-18 第2条、資料7-19)。

② 研究室

教員研究室等の整備状況は、講師以上の教員には個人研究室、助教及び助手には共同研究室を整備しており、各研究室には空調設備、電話、学内LANを整備し、インターネットが接続できる環境である。各学科で使用できる学科研究室や学科用会議室も配置し、さらに、各学科ごとにカラーコピー機を設置し、教員の所持するコピーカードにより管理している。

教員研究室等整備状況

室名	数室	総面積	備考
個人研究室	73室	2355.09 m <sup>2</sup>	1室平均 32.26 m <sup>2</sup>
共同研究室	9室	541.57 m <sup>2</sup>	1室平均 60.17 m <sup>2</sup>
学科研究室	3室	196.48 m <sup>2</sup>	1室平均 65.49 m <sup>2</sup>
学科用会議室	5室	138.22 m <sup>2</sup>	1室平均 27.64 m <sup>2</sup>

③ 教育研究専念のための時間の確保

法人化後の平成20年度より教員の人事管理に裁量労働制を導入している(資料7-20)。これにより教員個々に自由な研究時間が確保され、学内設備の利用、情報収集など、研究に必要な時間的な制限を可能な限り小さくしている。また、自主研修制度を設け、本学の業務に支障を来さない範囲で、地域、病院等での臨床活動等の研修活動を行うことができる(資料7-21 第7条、13条、資料7-22 第2条、3条)。さらに、教員の教育、研究、社会貢献に対する意向を尊重し、学科長等が同エフォートの適切性を面談しながら評価する教員評価制度を導入している。自己申告が基本であり、教育・研究・社会貢献活動の時間配分に対する教員の行動自由度は大きくなり、能力の発揮できる活躍の場が広がっている。

④ 教育研究に関わるアシスタント制度

【ティーチングアシスタント】

社会人以外の大学院生については、経済的な支援と教育や研究補助経験を得るための方策として、本学大学院の優秀な学生に対し教育的配慮の下に教育補助業務を行わせることにより、大学教育の充実や大学院学生の指導者としてのトレーニングの機会を提供することを目的としてティーチングアシスタント制度(資料7-23)を設けている。

【リサーチアシスタント】

本学大学院博士後期課程の優秀な学生を大学等が行う研究プロジェクト等の補助者として従事させることにより、研究活動の効果的推進、研究体制の充実、及び多くの大学院博士後期課程学生に対し研究遂行能力の向上のための機会を提供するこ

とを目的としてリサーチアシスタント制度を設けている(資料7-24、資料7-25)。

#### 【スチューデントアシスタント】

本学の学生に対し教育的配慮の下に教育補助業務を行わせることにより、学生の就業力向上及び充実した学生生活に資することを目的として、スチューデントアシスタント制度を設けている(資料7-26)。

#### ⑤ Web ラーニング

第二期中期計画の大学院課程において、「社会人学生に配慮した教育体制の充実」を目標の一つとしており、Web ラーニングシステムの活用、授業科目の土日開講、公開発表会の土日開催を進めている。特に、Web ラーニングシステムは、平成25年度より導入したものであり、関西・首都圏などの遠方からの学生を含め、授業科目の履修、担当教員による論文指導、並びに公開発表会の遠隔参加に活用され、教育環境の充実に大いに役立っている。(資料7-27、資料7-28)

### (5) 研究倫理を遵守するために必要な措置をとっているか。

#### ① 研究倫理

ヒトを対象とした研究及びヒトサンプルを使用する研究の実施に関しては、申請書類の審査を実施し、研究倫理を遵守した適正な実施に努めている。研究を実施する教員は、研究倫理委員会に申請書を提出して審査を受けなければならない(資料7-29、資料7-30)。倫理審査の基準は、従来の「疫学研究倫理指針」と「臨床研究倫理指針」が統合された「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」が平成26年12月文部科学省・厚生労働省から告示されたことを受け、それに基づき、本学の研究倫理規程及び研究倫理委員会規程を平成27年4月に改正し、運用している(資料7-25、資料7-26)。また、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(H26.8.26 文部科学大臣)に基づき、平成27年4月に本学の不正防止等の関係規程等を改正し(資料7-31～資料7-33)、全ての教員及び大学院学生に対して、年度当初の教員会議やガイダンスにおいて、研究倫理に関する研修・教育を行っている。平成27年4月からは研究倫理委員会への申請に先だって、全教員と大学院学生にCITI Japan e ラーニング講座受講・修了を義務付けている(資料7-29 第5条、資料7-34)。

研究倫理委員会は、学外委員2名を加えた12名による研究倫理委員により原則月1回開催し厳正な倫理審査を行っている。委員の構成は、自然科学の有識者8名(栄養学科2名、看護学科3名、理学療法学科2名、外部委員1名)、人文・社会科学の有識者2名(社会福祉学科2名)、一般の立場を代表する者1名(外部委員1名)、その他1名(事務局1名)からなる。倫理委員が研究分担者・指導者等申請書に係る関係者の場合、事前協議、申請者臨席による審査及び決議すべてにおいて別室で待機し、審査及び意見の決定に加わらないよう、申し合わせている。平成26年度は、12回の定例倫理委員会を開催し、計45件の研究についての倫理審査申請(申請者：教員32件、大学院生13件)を審査し、承認28件、条件付き承認9件、再審査7件、非該当1件の審査結果となっている(資料7-35)。これらの結果は、申請者に通知(委員会終了後1週間以内)するとともに、教育研究審議会に報告し、全教員に周知



させることで研究倫理の浸透に努めている。また、迅速な審査が行われるようにするため、倫理審査申請書の記載要領を学内ホームページに公開している（資料7-36①②）。

動物実験の実施に際して、「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本方針」等を遵守するために、動物実験委員会規程を定めている（資料7-37）。動物実験委員会は、動物実験を行う者又は見識を有する者5名で構成されており、動物実験に関する指針（資料7-38）に基づき、実験・実習や研究に使用する小動物の取扱いや管理を適正に行うため、動物実験計画書により申請のあったものについて審査を実施している。また、実施者を対象に毎年度当初に講習会を実施するとともに、「動物実験に関する自己点検・評価報告書」を作成し、研究推進・知的財産センターホームページを通して外部に公表している（資料7-39①②）。平成26年度の動物実験委員会の審査件数は9件で、承認8件、一部変更1件の審査結果だった。また、災害等緊急時の危機管理に備えて「動物実験における災害対策マニュアル」を策定している。（資料7-40）。

## ② 研究費の不正行為の防止

科学研究費補助金等の公的研究費に係る不正行為の防止体制については、平成26年文部科学省から公表された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づき、平成27年4月に不正防止等の関係規程等を改正している（資料7-31～資料7-33）。最高管理責任者を学長、機関全体を統括する実質的な責任と権限を有する統括管理責任者を社会貢献担当理事、実質的な責任と権限を有するコンプライアンス推進責任者を研究科長、学部長、学生部長、附属図書館長、地域連携・国際センター長、研究推進・知的財産センター長及び事務局長として、学内における責任体制を明確にして管理運営体制を整えている。科学研究費の適正な執行を確保するため、常監査と特別監査の内部監査を実施している。それに加え、毎年度、応募者及び交付内定者に対し、補助金の適正な使用についての説明会を実施している。

また、本学の役員及び教職員の活動によって発生する利益相反を適切にマネジメントすることにより本学の産官学連携活動及び地域貢献活動の積極的な推進に資することを目的として関係規程を策定しているほか（資料7-41～資料7-44）、利益相反の事例集を学内Webにて公開している（資料7-45）。年度始めに全教職員に自己申告書の提出を求め、学内委員5名からなる利益相反委員会で審査を行っている。平成26年度は利益相反自己申告書が152件提出され、いずれも審査の結果、利益相反の問題なしと審査されている。

## 2 点検・評価

### ●基準7の充足状況

第二期中期計画において、教育研究等環境の整備に関する方針を明確にするとともに、毎年度策定する「備品更新及び大規模修繕計画」等により適切かつ計画的に教育研究環境を整備している。また、図書館、学術情報サービスは十分に整い、研究倫理を遵守するための様々な規程・体制も整えていることから、同基準をおおむね充足している。

### ①効果が上がっている事項

教育研究に関する備品や機器の更新及び図書の購入に要する経費等について、予算を適切に配分するとともに、特に施設・設備については、目的積立金を活用することにより、計画的に教育研究等の環境を整備している。

### ②改善すべき事項

CITI Japan eラーニング（文部科学省大学間連携共同教育推進事業）に関して、教員（大学院生等を含む）の受講率が低い。また、研究者及び倫理審査委員が臨床研究に関する倫理その他必要な知識等について研修する機会が少ない。

## 3 将来に向けた発展方策

### ①効果が上がっている事項

教育研究等の環境整備に係る予算の優先的配分や目的積立金の活用等により、教育研究等を支援する体制を維持していくとともに、さらに計画的に充実を図っていく。

### ②改善すべき事項

CITI Japan eラーニング（文部科学省大学間連携共同教育推進事業）を全教員（大学院生等を含む）が登録して受講するよう指導するとともに、研究者及び倫理審査委員が臨床研究に関する倫理その他必要な知識等について研修する機会をFDとして位置づけ、毎年度実施する。

## 4 根拠資料

- 7-1 公立大学法人青森県立保健大学中期計画（H26～H31年度）（既出 4（1）-7）
- 7-2 備品更新及び大規模修繕計画
- 7-3 大学図面
- 7-4 青森県立保健大学図書館規程
- 7-5 青森県立保健大学図書管理細則
- 7-6 青森県立保健大学図書館利用規程
- 7-7 図書館学外者利用に係る取扱要領
- 7-8 平成22～27年度 青森県立保健大学図書館蔵書数の推移
- 7-9 平成23～27年度 ブックハンティングの推移
- 7-10 平成22～26年度 青森県立保健大学図書館学術雑誌数の推移
- 7-11 平成22～26年度 青森県立保健大学図書館電子媒体数の推移
- 7-12 青森県立保健大学附属図書館（HP）：  
<http://www.auhw.ac.jp/library/index.html>
- 7-13 図書館の無人開館利用に係る取扱要領
- 7-14 図書館の無人開館利用に係る取扱要領の27年度の運用について
- 7-15 教員の毎年度評価の結果に基づく表彰実施要領（既出 3-17）

- 7-16 平成26年度評価結果に基づく学長賞受賞者
- 7-17 H27学内研究費公募（制度）について
- 7-18 健康科学特別研究等審査会規程
- 7-19 学内研究費実績表（H22～H26年度）
- 7-20 裁量労働勤務に関する細則
- 7-21 公立大学法人青森県立保健大学職員研修規程（既出 3-20）
- 7-22 公立大学法人青森県立保健大学教員の研修に関する取扱内規（既出 3-21）
- 7-23 公立大学法人青森県立保健大学ティーチングアシスタント実施要領
- 7-24 公立大学法人青森県立保健大学リサーチアシスタント実施要領
- 7-25 TA・RA実績一覧
- 7-26 公立大学法人青森県立保健大学スチューデントアシスタント実施要領
- 7-27 青森県立保健大学Web-ラーニングシステム（遠隔授業）管理及び使用基準
- 7-28 Web-ラーニングシステム利用状況
- 7-29 公立大学法人青森県立保健大学研究倫理規程
- 7-30 公立大学法人青森県立保健大学研究倫理委員会規程
- 7-31 研究活動上の不正防止計画運用ガイドライン
- 7-32 研究活動上の不正防止計画
- 7-33 公立大学法人青森県立保健大学における研究活動上の不正行為の防止等に関する規程
- 7-34 研究倫理規程教育システムの受講準備完了のお知らせ
- 7-35 平成26年度研究倫理委員会事業報告（実績）
- 7-36① 倫理審査申請書関係（HP）  
<http://www.crip-auhw.jp/download/index.html>
- 7-36② 申請における留意事項について
- 7-37 青森県立保健大学動物実験委員会規程
- 7-38 青森県立保健大学における動物実験に関する指針
- 7-39① 青森県立保健大学動物実験に関する自己点検・評価報告書（HP）  
<http://www.crip-auhw.jp/information/annualreport.html#doubutsu>
- 7-39② 動物実験に関する自己点検・評価報告書（H26年度）
- 7-40 青森県立保健大学動物実験における災害対策マニュアル
- 7-41 公立大学法人青森県立保健大学利益相反マネジメントに関する要綱
- 7-42 公立大学法人青森県立保健大学利益相反ポリシー
- 7-43 公立大学法人青森県立保健大学利益相反マネジメントに関する要綱運用基準
- 7-44 公立大学法人青森県立保健大学利益相反管理委員会規程
- 7-45 公立大学法人青森県立保健大学利益相反事例集

## 第8章 社会連携・社会貢献

### 1 現状説明

#### (1) 社会との連携・協力に関する方針を定めているか。

本学の社会との連携・協力に関する方針は、第1章に記載した5つの大学の目標の⑤「地域社会への貢献・地域に開かれた大学としての教育研究活動」に基づき（資料8-1 P1）、定款及び業務方法書に「地域の生涯学習の充実に資する公開講座の開講等学生以外の者に対する多様な学習機会を提供すること」、「本学における教育研究の成果の普及及び活用を通じ、地域社会に貢献すること」と定めている（資料8-2）。

これらの目標・方針にしたがって、社会連携・社会貢献に関わる目標と計画は、第二期中期計画に「地域課題の解決に向けた研究の推進」、「研究成果の社会への還元」、「教育・研究資源の地域社会への提供」など7項目を具体的に掲げ（資料8-3）、教職員間で共有するとともに、大学ホームページに掲載して広く社会に公表している。7項目の計画・事業を積極的に推進するために、社会との連携・協力を実施するための主な組織として、地域連携・国際センターと研究推進・知的財産センターを設置している（資料8-4～資料8-6）。

地域連携・国際センターでは、本学の教育理念である社会貢献とグローバル化への対応を進めるために、「地域連携ポリシー」、「産官学連携ポリシー」、「国際交流ポリシー」の3つを定め、それぞれにおいて「青森県民における住民・自治体等及びヒューマンケアや地域活動に携わる事業者・団体等との密接に関わる教育・研究における基本的な考え方」、「社会貢献において、主に産業分野と密接に関わる研究・教育における基本的な考え方」、「学外組織と連携しながら国際的な視点から本学の特性を活かした国際交流における基本的な考え方」を明示し、地域連携科、国際科、研修科の3科で事業を展開している（資料8-7、資料8-8①～③）。

研究推進・知的財産センターでは、研究成果の社会への還元及び地域貢献のために、地方公共団体、企業、公益法人等との産学官連携を推進するために受託研究、共同研究、奨学寄附金等の各種制度を整備し（資料8-9、8-10、8-11）、各制度の連携・協力に関する方針を教職員間で共有するとともに、知的財産の実施許諾等による研究成果を社会へ還元するため、知的財産に関する各種制度も整備し（資料8-12、資料8-13）、研究推進・知的財産センターホームページから外部に発信している（資料8-14）。

#### (2) 教育研究の成果を適切に社会に還元しているか。

教育研究成果の社会への還元については、大学雑誌やホームページ等での成果の広報、県内の保健医療福祉関連イベントへの成果の出展、毎年本学で開催する「青森県保健医療福祉研究発表会」において、本学教員のみならず、県内の保健医療福祉の専門職者に研究発表の場を提供し、研究の交流を図っている（資料8-15①②）。また、教員の研究成果を知的財産として社会に還元するために、知的財産権に関する学内啓発活動として、学生及び教職員を対象とした「知的財産権セミナー」を開催し、啓発に努めている（資料8-16）。

【地域連携・国際センターの事業】

地域連携・国際センターでは、第二期中期目標・中期計画に基づいて、地域連携科事業、研修科事業、国際科事業の3つを柱に、所掌する各委員会の下で事業を展開している（8-17）。これらの事業については、随時大学ホームページで案内、報告し、学外への広報に努めている（8-18）。

#### ① 地域連携科事業

##### ア 公開講座

本学の強みを生かしたテーマで、年間5回程度実施している。この講座は、健康科学部専門科目の対象講座で、カリキュラムと連動した学生の学習の場ともなっている。年間参加者数は、1,100～1,800人、参加者にアンケートを実施し、次年度の講座開催に活かしている（資料8-19）。

##### イ 連携協定

保健医療福祉の専門性を活かし、地方自治体や地域のNPO法人等と連携して、地域が抱える保健医療福祉の課題解決に向けた事業や、大学を拠点とした事業を展開している。現在、自治体とは、青森市及び十和田市と、NPO法人等とは青森商工会議所、子育て応援隊ココネットあおもりと連携協定を締結している。（資料8-20①～④）。

##### ウ 全学的学生ボランティア

青森ねぶた祭の運行に高齢者や障がい者を車椅子のまま参加させるボランティア活動として「ケア付き青森ねぶた（じょっぱり隊）」があり、学生にボランティア活動の学習と機会を与え、障がい者のノーマライゼーションを啓発・普及させることを目的に実施している。（資料8-21）。その他、平成23年の東日本大震災以降、被害がひどかった岩手県野田村の仮設住宅で、被災地支援ボランティア活動を実施している（資料8-22）。

#### ② 国際科事業

##### ア 海外の協定締結大学との国際交流事業

平成14年度に韓国の仁濟（インジェ）大学校と理学療法学科の間で、平成17年度には、アメリカのベレノバ大学と看護学科の間で協定を締結し、学生と教員の受入れ等により、交流が行われている（資料8-23①②、資料8-24）。

##### イ 海外研究者や国際交流をテーマにした講演会の開催

海外研究者による講演や国際交流・国際理解をテーマとした講演会の開催（資料8-25）、また、大学祭では、JICAと提携し、国際協力市民講座を開催している（8-26）。

#### ③ 研修科事業

##### ア 公開シンポジウム

地域の保健福祉の専門職が地域課題を共有しその課題解決を探るために実施される事業で、「ケアマネジメント・フォーラム in 青森」や「地域包括ケア・フォーラム in 青森」を開催している（資料8-27）。

##### イ 社会福祉研修事業

県内の社会福祉従事者の研修を青森県から委託され、社会福祉主事資格認定講習会のほかに年間20件を越える一般研修を実施し、毎年1,500～1,700人の社会

福祉従事者が受講している（資料 8-28）。

#### ウ 看護師の研修事業

日本看護協会が認定している「認定看護師教育課程」と「認定看護管理者教育課程」の2つのコースを運営している。前者では、「救急看護認定看護師教育課程」、「がん化学療法看護認定看護師教育課程」を開講していたが、受講者の減少や受講ニーズの変化により、現在、休講、閉講となっている。後者では、セカンドレベル、サードレベルを開講している（資料 8-29）。その他、現場の看護師から静脈注射の学び直しを求めるニーズが高かったことから、「静脈注射学び直し研修会」を開催している（資料 8-30）。

#### 【研究推進・知的財産センターの社会連携・社会貢献事業】

研究推進・知的財産センターでは、第二期中期計画の「地域課題の解決に向けた研究の推進」に取り組むため、本学教員が中心となって、青森県が抱える保健医療福祉の課題である「自殺死亡者減少に向けた予防対策の研究」等の研究を進めているほか、青森県の特産品の活性化に向けて「ガマズミ」、「もち小麦」、「アピオス」、などの製品開発の研究が進められている（資料 8-31）。

また、青森県健康福祉部と年2回定期的な連絡会を開いて青森県の保健医療福祉課題について意見交換するとともに、地域課題の解決に向けた本学教員の研究紹介を行っている（資料 8-32）。

さらに、地方公共団体・企業・公益法人等と連携した研究を推進するため、受託研究、共同研究、奨学寄附金等の各種制度を整備し、それぞれの概要を研究推進・知的財産センターのホームページに掲載し、大学と地域が連携した研究活動を促進している（資料 8-9、8-10、8-11）。その結果、平成22年度から平成26年度までの連携研究件数は、共同研究が14件、受託研究・事業が39件、奨学寄付金が11件で、受入総額は140,491千円である（資料 8-33）。また、研究成果を知的財産での社会への還元は、平成22年度から26年度までの特許関連件数として出願件数6件、特許保有件数3件、実施許諾件数3件である（資料 8-34）。

平成26年度からは青森県の健康課題に即して、県民のヘルスリテラシー向上に向けた事業を検討し、平成27年度には学長が「ヘルスリテラシー向上宣言」を行い、関連のイベント開催や研究促進等、大学全体で地域の保健医療福祉の課題解決に向け取り組んでいる（資料 8-35、8-36、8-37）。

## 2 点検・評価

### ●基準8の充足現状

本学の社会連携・社会貢献に関わる事業は、大学の理念に沿い、第二期中期計画に基づいて、地域連携・国際センターと研究推進・知的財産センターの2つの組織の下で、着実に実施されており、これらの事業を通して、県民への学習機会の提供や地域の保健医療福祉専門職の資質向上に本学が果たしている役割は大きく、また地方自治体や地域の諸団体との連携事業を通して、県民や行政からの社会的信頼に応えている。これらのことより、同基準をおおむね充足している。

### ①効果が上がっている事項

地方自治体や地域団体と結ぶ連携事業について、協定内容の精査、互いの役割分担の明確化、管理体制やチェック機能の厳格化により事業を推進している。

### ②改善すべき事項

特になし。

## 3 将来に向けた発展方策

### ①効果が上がっている事項

引き続き地方自治体や地域団体との連携を強め、大学の資源を活かした社会貢献に取り組んでいく。

### ②改善すべき事項

特になし。

## 4 根拠資料

- 8-1 学生便覧（既出 1-1）
- 8-2 定款第25条(4)・(5)／業務方法書第6条・第7条（※定款全文：既出2-10）
- 8-3 第二期中期目標・中期計画の社会連携・社会貢献に関わる項目
- 8-4 組織規則(第10～13条)（※全文：既出2-1）
- 8-5 青森県立保健大学地域連携・国際センター規程
- 8-6 青森県立保健大学研究推進・知的財産センター規程
- 8-7 公立大学法人青森県立保健大学の社会貢献に対する考え方
- 8-8① 地域連携ポリシー
- 8-8② 産官学連携ポリシー
- 8-8③ 国際交流ポリシー
- 8-9 公立大学法人青森県立保健大学共同研究取扱規程
- 8-10 公立大学法人青森県立保健大学受託研究取扱規程
- 8-11 公立大学法人青森県立保健大学奨学寄附金受入及び経理事務取扱規程
- 8-12 公立大学法人青森県立保健大学教職員職務発明規程
- 8-13 公立大学法人青森県立保健大学保有特許権等実施許諾要領
- 8-14 研究推進・知的財産センター（HP）  
<http://www.cprp-auhw.jp/gakunai/about-chitekizaisan.html>
- 8-15① 青森県保健医療福祉研究発表会 学内用ポスター（H26年度）
- 8-15② 青森県保健医療福祉研究発表会の抄録（H26年度）
- 8-16 知的財産権セミナーポスター（H26年度）
- 8-17 地域連携・国際センターの事業概要
- 8-18 地域連携・国際センターの概要（HP）  
<http://www.auhw.ac.jp/renkei/about.html#gaiyou>
- 8-19 公開講座に関する実績報告書

- 8-20① 青森市との包括的な連携に関する協定・青森市協力事業実施要項
- 8-20② 十和田市との連携協力に関する協定書
- 8-20③ 青森商工会議所と青森地域5大学との連携・協力に関する協定書
- 8-20④ 平成27年度ココかれっじ協働契約書
- 8-21 平成26年度ケア付き青森ねぶた（じょっぱり隊）活動報告
- 8-22 東日本大震災関連活動総括表
- 8-23① 仁済大学校との協定書
- 8-23② ベレノバ大学との協定書
- 8-24 公立大学法人青森県立保健大学協定締結校との短期海外研修助成金交付要綱
- 8-25 国際科講演会ポスター（H26年度）
- 8-26 青森県立保健大学年報2014（H26年度）（P132抜粋）
- 8-27 公開シンポジウム開催状況
- 8-28 社会福祉研修と受講者数の推移
- 8-29 青森県立保健大学地域連携・国際センター認定看護管理者教育課程設置要項
- 8-30 静脈注射学び直し研修会実施状況
- 8-31 研究課題一覧（HP）  
<http://www.crip-ahw.jp/joho/index.html>
- 8-32 青森県立保健大学と県健康福祉部との連絡会議について
- 8-33 受託研究等受入数
- 8-34 特許関連件数
- 8-35 健やか力（ヘルスリテラシー）向上サポート宣言（既出 1-12）
- 8-36 スタートアップフェスタ 当日配付用チラシ
- 8-37 H27学内研究費公募（制度）について（既出 7-17）



## 第9章 管理運営・財務

### 第1節 管理運営

#### 1 現状説明

##### (1) 大学の理念・目的の実現に向けて、管理運営方針を明確に定めているか。

組織運営の基本方針については、地方独立行政法人法の規定に基づく業務方法書（資料9（1）－1 第2条）において、「法人は、地方独立行政法人法第25条第1項の規定により、青森県知事から指示された中期目標に基づき、業務の効率的かつ効果的な運営に努めるものとする」としており、この中期目標を達成するため中期計画を策定している。

平成26年度を初年度とする第二期中期計画（資料9（1）－2 P6、P7）のうち、業務改善及び効率化に関する目標達成のための計画事項として、「効率的かつ効果的な組織運営の確保」、「監査業務の充実」、「教育研究組織の見直し及び柔軟な組織運営」、「人事評価システムの実施・検証」、「事務職員に対する研修制度の実施」、「事務の整理及び組織・事務の検証」等の項目を掲げるとともに、毎年度具体的に実施する内容を年度計画（資料9（1）－3 P9）として定め取組を進めている。

中期計画及び年度計画は、継続的質向上委員会（資料9（1）－4）での検討・整理、教育研究審議会及び経営審議会の審議、役員会における議を経て決定しており、また、計画の実績についてもこれらの会議で報告し、意見等を次年度の計画等に反映させている。

また、これらの計画及び実績については、学内ネットワークで掲示するほか、継続的質向上委員会の委員である学科長等を通して各学科内に周知し、共有化を図っている。

##### (2) 明文化された規程に基づいて管理運営を行っているか。

管理運営に係る事項は、定款（資料9（1）－5）、学則（資料9（1）－6）（資料9（1）－7）、組織規則（資料9（1）－8）、教授会規程（資料9（1）－9）、研究科委員会規程（資料9（1）－10）、その他各種委員会規程等において明確にし、主な内容は次のとおりである。

「法人の理事長は、学長となるものとする」とされており、理事長選考会議（資料9（1）－11）の選考を経て法人の申出に基づき青森県知事が任命する。また、副理事長及び理事は理事長が任命し、監事は青森県知事が任命する。

なお、「学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律」の施行に伴い、学則等の改正を行い、副学長の職務を「学長を助け、命を受けて校務をつかさどる」と明確化している。

役員会（学内理事5名、学外理事1名、監事2名により構成）は、中期計画についての意見及び年度計画に関する事項、知事の認可又は承認を受ける事項、学則等の重要な規程の制定又は改廃に関する事項、予算の作成及び執行並びに決算に関する事項、重要な組織の設置又は廃止に関する事項、職員の人事及び評価に関する事項、組織及び運営並びに教育及び研究の状況の自己点検・評価に関する事項等を議決する（資料9（1）－12）。

経営審議会（学内理事5名、学外理事1名、学外委員4名により構成）は、役員会の議決事項のうち、法人の経営に関する事項等を審議し、教育研究審議会（学内理事及び部局長により構成）は、役員会の議決事項のうち本学の教育研究に関する事項を審議するほか、教育課程の編成に関する方針に係る事項、学生の円滑な修学等を支援するために必要な援助に関する事項、学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項等を審議する。

教授会及び研究科委員会については、「学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律」の施行に伴い学則等の改正を行っており、教授会は、学長が、学生（大学院生を除く）の入学及び卒業、学位の授与及び学長が定める事項について、決定を行うに当たり意見を述べるとし、また、研究科委員会は同様に、大学院生の入学及び課程の修了、学位の授与及び学長が定める事項について意見を述べるとしている。なお、学長が定める事項については、「学長が教授会及び研究科委員会に意見を聴くことが必要な事項に関する規程」により、編入学、転入学、再入学の許可に関すること等具体的に定めている（資料9（1）-13）。

このほか、大学の管理運営のため、継続的質向上委員会、教育改善委員会、人権に関する委員会、危機管理委員会、衛生委員会、学部運営連絡会議、健康科学部及び研究科の入学試験委員会、図書館委員会、広報委員会、情報委員会、教務委員会、学生委員会、学生募集対策委員会、保健管理委員会、就職対策委員会、地域連携科委員会、国際科委員会、研修科委員会、研究開発科委員会等の委員会について所掌を明確にした規程を整備したうえで設置し、活動を行っている。

### **（3）大学業務を支援する事務組織が設置され、十分に機能しているか。**

事務組織は、事務局長が事務局全体を総括し、組織運営・人事・評価・予算・広報等を担う経営企画室、庶務・経理・施設管理等を行う総務課、教務及び学生に関する事務を行う教務学生課、地域貢献・国際交流及び研究に関する事務を行う地域連携推進課、図書館の管理を行う図書課の1室4課で構成しており、明確な事務分担と連携により事務を行っている（資料9（1）-8）。

また、業務の内容により、経営企画室及び総務課の事務は、事務局長が所掌、教務学生課の事務は、学部長、研究科長、学生部長が所掌、地域連携推進課の事務は、地域連携・国際センター長、研究推進・知的財産センター長が所掌、図書課の事務は、図書館長が所掌しており、教員を含む各部局長が事務内容の決裁等に直接関わることで、大学全体として整合のとれた業務が円滑に行われている（資料9（1）-14）。

事務職員は、事務局長のほか、正職員25名（法人採用21名、県派遣4名）、臨時・非常勤職員30名の計56名となっており、必要な事務職員を配置するとともに、業務内容等を精査し定型的事務を効率化することにより事務機能を充実させている（資料9（1）-15）。

### **（4）事務職員の意欲・資質の向上を図るための方策を講じているか。**

事務職員の資質向上を図る観点から、本学が求める人材像並びに計画的な人材育成及び自己研鑽の支援に当たっての方策を示すため、「人材育成プログラム ～スタッ

フ・ディベロップメントの実施方針とその方法～」を策定している。このプログラムでは、期待される人材像、職員に求められる能力、職位に応じた役割、研修に対する取組姿勢を明らかにするとともに、人材育成の方針として、目標管理型の人事評価制度の導入、職員研修の強化、的確な人事管理制度の実施を掲げており、プログラムに沿って研修及び人事評価を実施している（資料9（1）-16）。

研修については、職場研修として、職員の課題解決に関する研修及び職場外研修を受けた職員が講師となって伝達研修を実施しているほか、職場外研修として、国、県又は民間研修機関が主催する研修・セミナーへ積極的に派遣している。また、自己研修として、通信教育講座の受講費用の一部を助成する制度を設けている。

人事評価については、青森県の評価制度に準じて、能力開発や意欲を促すことを目的とした目標管理型の業績評価及び能力評価を実施し、指導面談や評価による人材育成を行っているほか、評価結果を配置換えや給与への反映等に活用している（資料9（1）-17）。

## 2 点検・評価

### ●基準9（第1節）の充足状況

大学の理念・目的の実現に係る管理運営方針は、第二期中期計画等で明確に定めており、学内で共有化されている。また、定款、学則、組織規則、教授会規程、その他各種委員会規程等の明確な所掌等に基づき管理運営を行っている。大学業務を支援する事務組織は1室4課で構成され、明確な分担と連携により事務が行われており、十分に機能している。また、人材育成プランに基づく研修や人事評価等事務職員の意欲・資質の向上を図るための方策を講じている。これらのことより、同基準をおおむね充足している。

#### ①効果が上がっている事項

理事長（学長）等の明確な方針が第二期中期計画で示されており、この方針は、教員及び職員で共有化されている。また、各種委員会等を通して、教育組織及び事務組織の連携が図られていること等により、円滑な管理運営を行っている。

事務組織は、法人採用職員が多いことから事務の継続性が維持されているほか、非常勤職員等の活用により定型的業務を効率化している。

#### ②改善すべき事項

大学を巡る環境の変化が著しく進んできており、現行の事務組織の効率化をさらに進めていくこととしているものの、これらの環境の変化に速やかに対応していくことが困難となっていくことが想定される。

## 3 将来に向けた発展方策

### ①効果が上がっている事項

理事長（学長）等の明確な方針と教員及び職員での共有化、各種委員会等による教育組織及び事務組織の連携等による円滑な管理運営、事務の継続性の維持、定型的業務の効率化等について、随時、検証・見直しながら継続して取り組んでいく。

## ②改善すべき事項

大学を巡る環境の変化に適切に対応していくためには、効率的な事務組織を維持しつつ職員の専門性を高めていくことが必要であり、今後、専門的職員の育成等を図るため、他大学への短期出向等の検討や他大学職員によるSDの実施等により充実させていく。

## 4 根拠資料

- 9 (1) - 1 公立大学法人青森県立保健大学業務方法書
- 9 (1) - 2 公立大学法人青森県立保健大学中期計画 (H26～H31 年度) (既出 4 (1) - 7)
- 9 (1) - 3 公立大学法人青森県立保健大学平成 27 年度計画 (既出 6 - 3)
- 9 (1) - 4 青森県立保健大学継続的質向上委員会規程 (既出 1 - 16)
- 9 (1) - 5 公立大学法人青森県立保健大学定款 (既出 2 - 10)
- 9 (1) - 6 青森県立保健大学学則 (既出 1 - 3)
- 9 (1) - 7 青森県立保健大学大学院学則 (既出 1 - 5)
- 9 (1) - 8 公立大学法人青森県立保健大学組織規則 (既出 2 - 1)
- 9 (1) - 9 青森県立保健大学教授会規程 (既出 2 - 17)
- 9 (1) - 10 青森県立保健大学大学院研究科委員会規程 (既出 2 - 19)
- 9 (1) - 11 公立大学法人青森県立保健大学理事長選考会議規程
- 9 (1) - 12 公立大学法人青森県立保健大学役員名簿 (既出 2 - 12)
- 9 (1) - 13 学長が教授会及び研究科委員会に意見を聴くことが必要な事項に関する規程
- 9 (1) - 14 平成 27 年度公立大学法人青森県立保健大学運営組織図 (既出 2 - 2)
- 9 (1) - 15 法人事務局組織の職員数
- 9 (1) - 16 人材育成プログラム ～スタッフ・ディベロップメントの実施方針と  
その方法～
- 9 (1) - 17 平成 27 年度人事評価実施マニュアル

## 第2節 財務

### 1 現状説明

#### (1) 教育研究を安定して遂行するために必要かつ十分な財政的基盤を確立しているか。

本学予算に係る決算の状況は、過去3年間の平均で、収入は、青森県からの運営費交付金が約57%、授業料等の自己収入が約31%等、支出は、人件費54%、教育研究費27%、一般管理費16%等となっており、概ね一定の予算の配分枠を維持するとともに、これにより事業を安定して執行している(資料9(2)-1①~⑥、資料9(2)-2、資料9(2)-3)。

第二期中期計画では、平成26年度から平成31年度までの計画期間における予算、収支計画及び資金計画を定めており、これにより、中長期的に自己収入や運営費交付金等の財政基盤を確立している。なお、運営費交付金は、業務及び一般管理費の支出額から自己収入を引いて算定され、退職手当等を除き、毎年度、効率化係数として対前年度1%減として算定されており、効率的かつ効果的な業務運営により対応している(資料9(2)-4)。

また、毎年度の経営努力による剰余金については、青森県の承認を受けて目的積立金として「教育研究の質の向上並びに組織運営及び施設設備の改善等に充てる」こととしており、年間予算に影響のある高額備品の更新や大規模修繕は、毎年度、第二期中期目標期間6年間の「備品更新及び大規模修繕計画」を策定し、目的積立金を活用しながら計画的に行っている(資料9(2)-5)。

そのほか、自己収入として、文部科学省及び厚生労働省所管の科学研究費、共同研究、受託研究・事業、奨学寄附金が競争的資金・外部資金受入の中心となっている(資料9(2)-6)。

#### (2) 予算編成および予算執行は適切に行っているか。

予算については、予算担当部署で、前年度決算の状況、当該年度の予算の執行状況、翌年度の増減見込み等を事務的に積み上げて予算の配分枠を設定し、理事長(学長)決裁により各部局に通知している。各部局では、原則としてこの配分枠に従い、各事業等の予算要求を行うこととし、予算担当部署では、ヒアリング等による調整を行ったうえで予算案として取りまとめ、教育研究審議会及び経営審議会の審議、役員会の議を経て予算を編成している。

予算の執行は、会計規程(資料9(2)-7)、契約実施規程(資料9(2)-8)等に基づき、発注、納入、検査、支払等の手続がそれぞれ担当部署により決裁権者の決裁を受け、複数の部署による牽制を行いつつ適正に執行する仕組みとしている。また、執行状況は、予算管理システムにより随時把握されており、年度途中での予算の過不足については、緊急性や必要性を審査のうえ補正等により弾力的に運用している。

監事による監査は、地方独立行政法人法第13条第4項「監事は地方独立行政法人の業務を監査する」の規定に従い、監事監査規程(資料9(2)-9)及び毎年度当初に策定する監査計画(資料9(2)-10)に基づき、適切に実施している。期中監査は、ほぼ毎月、業務及び会計に係る状況を確認し、必要に応じて指導を受けること

としており、期末監査は、決算の状況等について監査し、監査報告書を提出することとしている。これまで、いずれの期末監査においても、適正である旨の結果報告がなされている。(資料9(2)-11①~⑥)

また、内部監査は、内部監査規程(資料9(2)-12)及び内部監査要綱(資料9(2)-13)等に基づき、毎年度各部局の業務及び会計について、監事と連携を図りながら実施し、改善につなげている。

## 2 点検・評価

### ●基準9(第2節)の充足状況

第二期中期計画では、計画期間における予算、収支計画及び資金計画を定めており、自己収入及び運営費交付金等による収入の確保や計画的な執行により、教育研究を安定して遂行するため、中長期的に財政基盤を確立している。予算編成は、理事長(学長)の方針に従い、役員会等の議を経て適切に編成しており、予算執行は、会計規程等に基づき適切に執行している。また、監査は、期中及び期末における監事監査のほか、内部監査等を実施し、業務及び会計の適正の確保を図っている。これらのことより、同基準をおおむね充足している。

#### ①効果が上がっている事項

中長期的な計画に基づき適切な予算配分と効率的な執行が図られており、これにより生じた剰余金は、目的積立金として教育研究の質の向上等に充てられている。また、年度途中での予算の過不足について、緊急性や必要性により弾力的に運用している。

監事監査のほか、内部監査の充実強化により、適切な業務及び会計が確保されている。

#### ②改善すべき事項

第二期中期計画期間中の運営費交付金は、効率化係数により毎年度減額の方向であることから、財源の確保等に留意し、健全な財政を維持していく必要がある。

## 3 将来に向けた発展方策

### ①効果が上がっている事項

中長期的な計画に基づく適切な予算配分と効率的な執行、目的積立金の教育研究の質の向上等への充当、緊急性や必要性による弾力的な予算の運用、監査の充実強化による適切な業務及び会計の確保等について、随時、検証・見直ししながら継続して取り組んでいく。

### ②改善すべき事項

運営費交付金が減額の方向であることから、大学施設の有効活用等による自主財源の確保、業務のさらなる効率化による経費の節減を図り、健全な財政を維持していく。

## 4 根拠資料

9(2)-1①~⑥ 財務諸表(H22~27年度)(⑥はH28.6月末提出予定)

- 9 (2) - 2 過去3年間の決算の概要
- 9 (2) - 3 平成26年度 業務実績報告書(既出 4 (1) -13)
- 9 (2) - 4 公立大学法人青森県立保健大学中期計画(H26~H31年度)(既出 4 (1) - 7)
- 9 (2) - 5 備品更新及び大規模修繕計画(既出 7 - 2)
- 9 (2) - 6 外部資金受入実績
- 9 (2) - 7 公立大学法人青森県立保健大会計規程
- 9 (2) - 8 公立大学法人青森県立保健大学契約実施規程
- 9 (2) - 9 公立大学法人青森県立保健大学監事監査規程
- 9 (2) -10 平成27年度公立大学法人青森県立保健大学監事監査計画について
- 9 (2) -11①~⑥ 監査報告書(H22~H27年度)(⑥はH28.6月末提出予定)
- 9 (2) -12 公立大学法人青森県立保健大学内部監査規程
- 9 (2) -13 公立大学法人青森県立保健大学内部監査要綱
- 9 (2) -14 資産目録(既出 2 -10 定款別表)

## 第10章 内部質保証

### 1 現状の説明

#### (1) 大学の諸活動について点検・評価を行い、その結果を公表することで社会に対する説明責任を果たしているか。

本学は、平成20年度に公立大学法人へ移行し、現在は、第二期中期目標・計画期間である。法人化以来、毎年度、年度計画に対する業務実績状況等の自己点検・評価を実施し、青森県地方独立行政法人評価委員会による評価を受けている。さらに、第一期中期目標・計画期間が終了した平成26年度には、第一期中期6年間の業務実績状況等の自己点検・評価を実施し、同法人評価委員会による評価を受けた。これら第一期中期目標・計画（資料10-1①②）、第一期中期目標期間の自己点検・評価業務実績報告書及び青森県地方独立行政法人評価委員会による評価結果（第一期業務実績評価書）（資料10-2①②）、第二期中期目標・計画（資料10-3①②）、毎年度計画、毎年度の自己点検・評価業務実績報告書及び法人評価委員会による評価結果（年度業務実績評価書）（資料10-4）等については、随時ホームページで公表している。

また、本学は、公益財団法人大学基準協会にて認証評価は7年毎に受審するが、その前年度には認証評価の評価基準、評価項目に則って自己点検・評価を実施している。前回の「点検・評価報告書」は平成20年度に作成し、21年度に受審、受審後の認証評価機関による評価結果と併せて、平成22年度からホームページで公表している（資料10-5）。

さらに、大学の保有する情報の公表については、青森県情報公開条例に則り、「公立大学法人青森県立保健大学が保有する行政文書の開示等に関する規程」及び「公立大学法人青森県立保健大学が保有する行政文書の開示等に関する事務取扱要綱」を、個人情報保護についても青森県個人情報保護条例により、「公立大学法人青森県立保健大学が取り扱う個人情報の保護に関する規程」及び「公立大学法人青森県立保健大学が取り扱う個人情報の保護等に関する事務取扱要綱」を整備し、対応している（資料10-6～10-9）。

大学では、積極的な情報公開に努めており、学校教育法施行規則第172条の2に定める教育研究活動等の状況についての情報（資料10-10）のみならず、財務諸表等の財務状況関係資料（資料10-11）、役員会、経営審議会、教育研究審議会の議事概要等についてもホームページで公表している（資料10-12）。

#### (2) 内部質保証に関するシステムを整備しているか。

本学では、学則第2条「評価」（資料10-13）、並びに公立大学法人化以降は中期計画の中に「自己点検・評価と評価結果の公表」、「第三者評価機関による大学認証評価の受審」を掲げ、いわゆる内部質保証を本学では継続的質向上と捉え、その方針と手続きを明確に示している。

中期目標・計画、毎年度計画、認証評価等の業務実績と目標評価に関する事項は、平成27年度に設置した全学組織の継続的質向上委員会（平成26年度までは評価・改善委員会）で対応し、毎年度の自己点検・評価（業務実績評価）、中期目標・計画の6年間に関わる自己点検・評価、さらに7年間サイクルで受審する認証評価に関わる



点検・評価報告を実施している。なお、同委員会は、副学長を委員長として（学長は顧問）各部局・学科等の長で構成し、部局・学科が所掌する各委員会の審議事項を網羅的に集約し、PDCA サイクルに則って一元的に点検・評価して是正・改善することにより、継続的に質の向上を図る実施体制としている（資料 10-14、資料 10-15、資料 10-16）。

毎年度の自己点検・評価の青森県地方独立行政法人評価委員会による評価結果、第三者認証評価機関による評価結果は、教育研究審議会、経営審議会、役員会で十分に内容を検討し、年度計画の策定に当たり、その内容を十二分に反映させている。平成 26 年度の第一期中期の自己点検・評価結果は、第二期中期の目標・計画策定の際に反映させている。

また、本学では、「就業規則」に法令遵守に関わる規定を設け、全教職員に対して研修会を実施して法令やモラルの遵守意識の徹底を図っている。さらに、ハラスメント防止に対するガイドライン、個人情報保護に対する基本方針を整備し、コンプライアンスの意識の向上に努めている（資料 10-17、資料 10-18）。学内業務は、事務局による内部監査及び監事による監査により、法令及び校規に基づき適正に実施、執行されているか否かを監査している。また研究費執行の不正防止のため、取扱規程を設けているほか、研究費の執行方法等について全教員が参加する教員会議において周知している。

### **（3）内部質保証システムを適切に機能させているか。**

継続的質向上委員会の審議事項に基づき、継続的質向上システムの方針の中に、審議事項に係る PDCA サイクル一覧を掲げてサイクルの種類、目的及び期間を定めている（資料 10-14、資料 10-15）。

教員の業績等は、毎年度、各教員が教育活動、研究活動、社会貢献及び組織運営の 4 分野について目標・達成度評価表に、前年度の活動実績及び当該年度の目標（達成基準）をシステム上で入力し、所属の学科評価委員会等の評価を経て、学長が最終評価を実施している。目標設定に当たっては、本学独自の FD マップを活用し、適正な目標設定と動機付けを図っている。評価結果は、教員に対する個人研究費の追加配分に係る学長賞（総合部門（5名）、教育部門（3名）、研究部門（3名）、地域貢献部門（3名）、組織運営部門（3名）、努力賞（2名））を授与する際の客観的なデータとして活用している（第 3 章（4）を参照）。

学外者の意見を反映させるために、役員会（定員 8 名）に学外理事 1 名、監事 2 名、経営審議会（定員 10 名）に学外委員 4 名を置き、毎年度及び 6 年間の中期目標期間の自己点検・評価に関する審議を行っている（資料 10-19）。また、地方独立行政法人法に基づく青森県地方独立行政法人評価委員会の委員は全委員が学外者であり、毎年度及び中期目標期間の業務実績評価を受けている。7 年毎の認証評価機関による点検・評価報告の評価は、公益財団法人大学基準協会の評価を受審している。

平成 21 年度に受審した大学基準協会による認証評価の結果は、大学基準に「適合」しているとの認定を受けた。その際に指摘された「助言」に対する対応、改善状況は次の通りである。

## 1 教育研究組織

- 1) 地域連携・国際センターと研究推進・知的財産センターに各センター長を置く体制としているが、現在、2つのセンター長を兼任した上で学部教授職との兼務になっており、独立した組織活動や教員の過重負担と見受けられるので、改善が望まれる。

【改善状況等】22年度に、地域連携・国際センター長と研究推進・知的財産センター長の兼務を解除し、担当教員の過重負担の改善を図った。

## 2 教育内容・方法 (1) 教育方法等

- 1) 健康科学部の履修要項（シラバス）において、記述内容・量の精粗が見られるので、改善が望まれる。

【改善状況等】平成22年度から、次年度シラバス作成にあたっては全教員へ作成方針と記載例を提示し、記述内容、量的精粗を改善した。

- 2) 教員相互授業評価結果の活用は教員の自主性に任されているので、改善結果を組織的に検証するシステムを構築するなど、活性化に向けたさらなる改善が必要である。

【改善状況等】平成22年度から改善した内容をシラバスに掲載することとした。掲載率は平成22年度89.5%、平成23年度以降は100%である。

## 3 学生の受け入れ

- 1) 収容定員に対する在籍学生数比率が、健康科学研究科博士課程において、2.08と高いので、改善が望まれる。

【改善状況等】修了延期者（標準卒業年限内に学位を取得できない者）をなくするよう、指導教員からの働きかけ実施している。特に社会人に対する指導環境の整備を平成25年度から開始するとともに、指導教員による論文指導の強化を図っている。

## 4 研究環境

- 1) 提出された資料によると、看護学分野の教員の研究業績は査読のある学術誌への掲載が少ない。また、社会福祉系教員の研究業績も、学会発表および論文数が少ないので改善が望まれる。

### 1) -1 看護学分野

【改善状況等】査読つき学会雑誌投稿に力を入れている。研究基盤を整える努力をしてきた結果、平成24年度は学会発表140件、査読有の論文投稿件数は19件で採択件数は18件であり、以降も件数は増加し少しずつ成果を出している。

### 1) -2 社会福祉分野

【改善状況等】平成22年度以降、以下の方針の下で学科内での取り組みを行った。

- ・教員の研究業績の質的、量的向上—学術論文等研究成果件数の増加—
- ・学術学会、ブロック研究会、セミナーなどの研究情報の促進のシステムづくり
- ・学会の研究大会の開催
- ・研究資金獲得についての支援

2) 教員、また大学院学生の研究に関する備品や研究機器、測定機器などが教育備品と共有していることが多いが、研究のための備品や機器などを含めた環境を計画的に整備することが望まれる。

【改善状況等】より良い教育研究環境の整備に向け、研究用物品と教育用物品の区分や管理責任者を明確にしながら、必要な物品の更新や確保を進めている。

## 5 教員組織

1) 健康科学部では、41～50歳の専任教員の比率が37.7%と多くなっているため、全体的な年齢構成のバランスを保つよう改善が望まれる。

【改善状況等】教員の年齢構成のバランスに配慮して採用した結果、平成25年4月1日時点での年齢構成は次の通りとなった。

30歳未満：4.2%	30～39歳：24.0%	40～49歳：26.0%
50～59歳：33.3%	60～69歳：12.5%	70歳以上：0%

## 6 事務組織

1) 事務局の正規職員は、約3年単位で人事異動になるが、大学職員としての専門能力を育成するための研修が十分ではないので、改善が望まれる。

【改善状況等】人材育成プログラムに基づき職場内研修、外部研修として平成24年度は県自治研修所に10人、公大協に8人参加させた。参加できない研修のCDを購入して活用しその育成に努めた。将来的には、他大学との交換研修等も視野に入れている。

## 7 図書・電子媒体等

1) 蔵書数が公立単科大学の平均蔵書数を下回っているため、今後も引き続き計画的に増やすことが望まれる。

【改善状況等】購入冊数は毎年度2,000冊数以上を目標とした。

平成22年度：2,786冊（平成23年1月末）

平成23年度：2,150冊（平成24年1月末）

平成24年度：2,508冊（平成25年3月末）

## 2 点検・評価

### ●基準10の充足状況

毎年度の業務実績に対して半期分の監事による期中監査と、年度分の業務実績報告書（案）に対する継続的質向上委員会における自己点検・評価、監事による期末監査及び役員会等による議を経て最終報告書を作成し、地方独立行政法人評価委員会による外部評価を受けている。文部科学省、厚生労働省、法人評価委員会、さらに、認証評価機関等からの助言、指摘事項については適宜是正・改善に努めている。さらに、平成27年度に全学組織として継続的質向上委員会を設置して継続的に質の向上（＝内部質保証）を図るための体制強化をするなど、同基準をおおむね充足している。

### ①効果が上がっている事項

平成26年度までの本学の自己点検・評価体制は、法人組織の教育研究審議会と大学組織の評価・改善委員会の二極体制であり、両者の連携が必ずしも十分とはいえなかった。

平成 27 年度の継続的質向上委員会の設置により、各部局・学科が所掌する各委員会の審議事項を網羅的に集約し、PDCA サイクルに則って一元的に点検・評価、さらには是正・改善を実施するための体制が強化され、各項目の点検・評価がその項目のみで完結するのではなく、他の項目との相互関係を視野に連携して点検・評価でき、継続的に質の向上（＝内部質保証）を図っている。

また、教員の目標・達成度評価表の作成の際に、特に目標設定に当たっては、大学教員としての成長を支援するために、発達段階の指標、向上の指針となる本学独自の「FD マップ」を活用し、適正な目標設定と動機付けを図っている。

## ②改善すべき事項

学長賞授与の根拠データとなる教員評価の基準が、4 学科で若干異なる活動領域があり、このことによる学科間、ひいては教員間の評価に不公平・不公正が生じ、100%客観的な評価とはいえない状況である。

## 3 将来に向けた発展方策

### ①効果が上がっている事項

継続的質向上委員会の設置により、第二期中期目標期間 6 年間の業務実績を経年的に網羅・集積し、第二期中期目標期間業務実績の点検・評価、是正・改善、さらには、負担のない報告書の作成に寄与できる。さらに委員会の一業務として IR への取組があり、各委員会等の審議に係る具体的な根拠資料や客観的データを収集、分析、管理し、その分析に基づき適切な方策案を提示していくことが可能である。また、これらの根拠資料や客観的データの全学的資料としての整備、分析手法の開発等を行い、IR のさらなる充実に努めていく。

### ②改善すべき事項

大学としてはもとより、学部・各学科、研究科においても外部の視点を取り入れた自己点検・評価を行うため、継続的質向上委員会において、教員評価の学科間基準統一を検討する。また、同委員会において、外部有識者から客観的な意見等を聴取する体制の構築を検討する。

## 4 根拠資料

- 10-1 ① 公立大学法人青森県立保健大学中期目標（H20～H25年度）  
[http://www.auhw.ac.jp/about/corp-info/files/chuki\\_mokuhyo.pdf](http://www.auhw.ac.jp/about/corp-info/files/chuki_mokuhyo.pdf)
- 10-1 ② 公立大学法人青森県立保健大学中期計画（H20～H25年度）  
[http://www.auhw.ac.jp/about/corp-info/files/chuki\\_keikaku.pdf](http://www.auhw.ac.jp/about/corp-info/files/chuki_keikaku.pdf)
- 10-2 ① 公立大学法人青森県立保健大学第一期中期目標期間業務実績報告書（H20年度～H25年度）  
<http://www.auhw.ac.jp/about/corp-info/files/dailkihoukokusyo.pdf>
- 10-2 ② 公立大学法人青森県立保健大学第一期中期目標期間業務実績評価書（H20年度～H25年度）

- <http://www.auhw.ac.jp/about/corp-info/files/dailkihyoukasyo.pdf>
- 10-3① 公立大学法人青森県立保健大学中期目標（H26～H31年度）（既出 6-1）  
[http://www.auhw.ac.jp/about/corp-info/files/chuki\\_mokuhyo2.pdf](http://www.auhw.ac.jp/about/corp-info/files/chuki_mokuhyo2.pdf)
- 10-3② 公立大学法人青森県立保健大学中期計画（H26～H31年度）（既出 4（1）-7）  
[http://www.auhw.ac.jp/about/corp-info/files/chuki\\_keikaku2.pdf](http://www.auhw.ac.jp/about/corp-info/files/chuki_keikaku2.pdf)
- 10-4 年度計画・業務実績・評価書に係る掲載ページ（HP）  
<http://www.auhw.ac.jp/about/corp-info/nendokeikaku.html>
- 10-5① 平成21年度受審 大学評価に係る掲載ページ（HP）  
[http://www.auhw.ac.jp/about/corp-info/ninshohyoka\\_index.html](http://www.auhw.ac.jp/about/corp-info/ninshohyoka_index.html)
- 10-5② 平成21年度受審 点検・評価報告書
- 10-5③ 平成21年度受審 大学評価（認証評価）結果
- 10-6 公立大学法人青森県立保健大学が保有する行政文書の開示等に関する規程
- 10-7 公立大学法人青森県立保健大学が保有する行政文書の開示等に関する事務取扱要綱
- 10-8 公立大学法人青森県立保健大学が取り扱う個人情報の保護に関する規程
- 10-9 公立大学法人青森県立保健大学が取り扱う個人情報の保護等に関する事務取扱要綱
- 10-10 教育情報の公表掲載ページ（HP）  
<http://www.auhw.ac.jp/about/kouhyou/index.html>
- 10-11 財務状況掲載ページ（HP）  
<http://www.auhw.ac.jp/about/corp-info/zaimu.html>
- 10-12 議事概要掲載ページ（HP）  
[http://www.auhw.ac.jp/about/corp-info/gijigaiyou\\_index.html](http://www.auhw.ac.jp/about/corp-info/gijigaiyou_index.html)
- 10-13 青森県立保健大学学則（既出 1-3）
- 10-14 青森県立保健大学継続的質向上委員会規程（既出 1-16）
- 10-15 青森県立保健大学継続的質向上委員会における継続的質向上システムの方針（既出 1-17）
- 10-16 公立大学法人青森県立保健大学評価・改善委員会規程（廃止）
- 10-17 公立大学法人青森県立保健大学職員就業規則
- 10-18 公立大学法人青森県立保健大学におけるハラスメントの防止等に関する規程（既出 6-13）
- 10-19 公立大学法人青森県立保健大学定款（既出 2-10）

## 終章

### 1 理念・目的、教育目標の大学全体の達成状況

#### (1) 理念・目的

本学は開学以来、ヒューマンケアを実践できる人材の育成を掲げ、保健医療福祉の専門職育成に取り組んできた。今後の保健医療福祉のビジョンはキュア中心からケア中心の時代へとパラダイムシフトが求められており、本学がその先駆けとなることを目指して努力している。特に専門職としての学びに加え「ヘルスリテラシーの向上を支援できる人材の育成」を掲げ、全学をあげて取り組んでいる。この取組は、進行中であるため、今後さらに整理が必要であるが、ヒューマンケアを実践できる人材の育成方策の一つとして、具体化された取組である。

#### (2) 教育研究組織

法人化以降、本学の理念・目的、及び社会や地域のニーズに合致した大学組織として在るべく、再編に取り組んできた。今後ともヒューマンケアを実践できる人材の育成を主軸として、中期目標・中期計画、評価を踏まえて継続的に見直しをしていく。

#### (3) 教員・教員組織

教員採用等の人事制度については、従来から公募制により透明性を確保してきたところであり、法人化以降もこの方法を継続している。また、昇任人事においても、公平性を期すことを目指して学内募集とし、選考手続きは採用人事と同様の方法で実施している。

昨今の保健医療福祉系大学の新設に伴い教員の異動が多く、看護、社会福祉系教員、特に教授の確保が難しい状況となってきたが、広く公募による採用に努めている。

教員の資質向上に向けての方策として、目標による管理の考え方を基盤とした教員評価、FDマップの導入を行ったところであり、これらが連動することで、教員の資質向上、特に若手教員の育成に有効に機能している。

#### (4) 教育内容、方法、成果

##### ① 教育目標、学位授与、教育課程の編成・実施方法

学部では、教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針を明文化し、大学構成員に周知するとともに社会に公表している。

研究科では、教育課程の編成・実施方針が明文化されていない課題はあるが、教育目標、学位授与方針は周知されている。平成29年度からカリキュラム改訂を予定しており、その過程の中で教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針を点検し明文化していく。

##### ② 教育課程・教育内容

教育目標に基づき体系的な教育課程を編成し、4学科とも専門職育成に相応しい教育内容を提供している。ヘルスリテラシーをカリキュラムに組み込む試みを開始しており、徐々にではあるが学生にヘルスリテラシーの考えが浸透し始めている。

研究科の全面的カリキュラム改訂につき、課題となっている社会のニーズに対応したコースや専門看護師（CNS）コースの在り方を検討する予定である。

##### ③ 教育方法

学部、研究科ともシラバスを作成しホームページで公表のうえ、シラバスに基づ

き適正な教育、成績評価、単位認定が行われている。教育内容・方法等について、学生の授業改善アンケート、学生生活調査と満足度調査、FD活動、ピア評価等の定期的な点検を行い、各教員は改善点を担当科目のシラバスに記載して、教員、学生との共有を図っている。

研究科では、科目の評価、改善について個別の対応ができていなかったが、現在進めているカリキュラム改訂においてより社会ニーズに合致した教育内容・方法を検討している。

#### ④ 成果

学部では、国家試験の高い合格率を維持している。特に社会福祉士国家試験合格率は全国でも上位の合格率である。博士前期課程、後期課程の院生は、社会人が大半を占めており、修了延期を余儀なくされるケースがあるが、学部、研究科とも学位授与はおおむね順調である。

#### (5) 学生の受け入れ

学部及び各学科では、入学者受入方針を定め、その方針に基づいた学生募集、並びに適正な入学者選抜を行うよう、委員会を通して点検と検証、改善を行っている。平成27年度志願者の実質倍率は、2.9倍で、毎年ほぼ同程度の倍率で推移している。

研究科では、入学者受入方針について明文化しておらず、現在行われているカリキュラム改訂に併せ、早急に整備する予定である。博士後期課程は、入学定員に対して適正な入学者を維持しているが、博士前期課程においては、入学定員を半減した後の志願者が入学定員と同程度で推移しており、志願者増に向けた取り組みを実施していく。

#### (6) 学生の支援

学生支援の方針を定め、入学時から就職、また就職後のフォローアップまできめ細かな学生支援体制を整えており、休退学者数は極めて少ない。

学生生活面においても、相談体制の整備、各種ハラスメント防止に向けた取組、導入時教育、進路支援等を実施している。これらの支援に対する学生の満足度は高い。

今後は、障がい学生への支援体制を充実強化していく。

#### (7) 教育研究環境

中期計画の教育研究等環境の整備に関する方針を踏まえて、予算措置している。また、高額な教育・研究機器等の購入は、各学科等に照会したうえで計画的に整備している。教育・研究活動を支援するため、職位別の配分額に加え、研究実績による成果配分、教員評価上位者への研究費配分を行い、支援体制が整備されている。

研究実施に当たり、今後も研究倫理に関する研修機会を継続して提供していく。

#### (8) 社会連携・社会貢献

地域連携・国際センター並びに知的財産・研究推進センターの二つのセンターを中心に、大学の理念に基づき、研究成果の還元、各種研修による生涯教育、現職専門職の継続教育等、地域連携・地域貢献を展開している。

また、産官学との連携協定を積極的に締結し、連携事業の継続を図っている。

#### (9) 管理運営・財務

##### 1) 管理運営

地方独立行政法人法の規定に基づく中期目標・中期計画に従い、効率的、効果的かつ柔軟な組織運営を目指し、中期計画のため年度計画として毎年度自己評価・点検の取組を進めている。

また、理事長の明確な方針のもと、事務組織体制、事務職員と教員組織との連携が図られている。

## 2) 財務

中長期的な計画のもと、適切な予算配分と効率的な予算執行が図られている。

## (10) 内部質保証

内部質保証を所掌する継続的質向上委員会の設置により、大学全体の総合的な計画、業務実績、点検・評価、改善のPDCAサイクルを展開する活動が機能している。

## 2 優先的に取り組むべき課題、今後の展望

開学から17年が経過し、平成20年の法人化以降、中期目標・中期計画も2期目となった。これまで、保健医療福祉の人材育成を目指す大学として、高い国家試験合格率と高い就職率を維持し、その役割を十分に果たしてきたといえる。今後とも、保健医療福祉の専門職、並びに高度専門職の育成を主軸に、健康と生活の質向上を牽引するLeading Universityとして展開していくことが、本学に期待されている。

近年、急激な少子高齢化に伴う人口減少など、保健医療福祉をとりまく様々な社会状況が変化しており、本学においてもこうした社会の変化を見据え、今後の大学の在り方を描いていかなければならない。本学の所在地である青森県は、全国最下位の平均寿命、肥満など、多くの健康課題を抱えており、「青森県基本計画・未来を変える挑戦」において、平均寿命の延伸に向け県民一人ひとりのヘルスリテラシー（健やか力）を向上させ、健康的な生活習慣づくりの促進に取り組んでいる。本学は、保健医療福祉の人材育成を目的とし地域に貢献することを理念とする大学であることから、青森県の抱える健康課題の解決に当たって、地域における知の拠点としての大学の取組が期待されている。そこで、平成26年からその構想づくりに着手し、平成27年度にヘルスリテラシー向上サポート宣言を行い、青森県と大学が一体となってこの課題解決への取組を開始したところである。平成27年度は取組の基盤が整った段階であり、今後は、計画に基づいた事業を軌道に乗せていくことを優先していく。

公立大学法人 青森県立保健大学  
学長 上泉 和子